

## 第 1 回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

### （開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 1 月 7 日（火）13:17～13:53
- 2 場所 総理大臣官邸 4 階 大会議室
- 3 出席議員
 

	議 長	安倍 晋三	内閣総理大臣
	議 員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
	同	新藤 義孝	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地域活性化担当大臣
	同	菅 義偉	内閣官房長官
	同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
	同	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
	有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
	同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
	同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
	同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
	同	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所招聘教授

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議員紹介
- 3 議事
  - 国家戦略特別区域の今後の審議方針等
    - ・国家戦略特別区域諮問会議運営規則
    - ・「基本方針」に盛り込むべき論点等
- 4 議長（内閣総理大臣）挨拶
- 5 閉会

### （説明資料）

- 資料 1 国家戦略特別区域諮問会議議員名簿
- 資料 2 国家戦略特別区域諮問会議の役割
- 資料 3 国家戦略特別区域諮問会議運営規則（案）
- 資料 4 国家戦略特別区域基本方針（骨子案）

## 【公表案】

### 資料5 国家戦略特区の進め方について（有識者議員提出資料）

#### （参考資料）

- 国家戦略特区制度の目的について（有識者議員提出資料）
- 国家戦略特別区域法関連資料

---

#### （議事録）

○新藤議員 それでは、皆様お集まりをいただきましてありがとうございます。ただ今より、第1回国家戦略特区諮問会議を開催いたします。本日は、初めての会議でございますので、まず、議長及び議員の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。

最初に、この諮問会議の議長を務めていただきます安倍内閣総理大臣でございます。

続きまして、議員であります麻生財務大臣兼副総理でございます。

同じく、菅内閣官房長官でございます。

同じく、甘利経済財政政策担当大臣でございます。

同じく、稲田規制改革担当大臣でございます。

次に、有識者議員として、秋池玲子議員でございます。

同じく、坂根正弘議員でございます。

坂村健議員でございます。

竹中平蔵議員でございます。

そして、八田達夫議員でございます。

最後に、国家戦略特区担当大臣を拝命しております新藤義孝でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、今後の審議方針でございますが、お手元の資料の2を御覧いただきたいと存じます。

先般の臨時国会で成立いたしました国家戦略特区法に基づきまして、国家戦略特区の基本方針及び区域の指定などの重要事項につきまして調査審議を行っていただきたいと思っております。

また、中長期的な成長戦略に資するような更なる規制の特例措置及び税制措置についても検討していきたいと、このように考えております。

次に、会議の運営についてお手元の資料3を御覧いただきたいと存じます。

運営規則におきましては、会議の議事、まず1ページであります。それから、2ページ目には審議内容の公表などを定めております。この運営規則につきまして、何か御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○新藤議員 それでは、この本規則を原案のとおり決定したいと思います。

続きまして、国家戦略特区の基本方針について、お手元の資料4を御覧いただきたいと存じます。

## 【公表案】

まず、この第一から第七として挙げている、この太字の項目、これは法律で基本方針に定めるものと規定されている事項でございます。

各々の項目において記載すべき小項目、これを算用数字の項目としてお示ししております。また、点線枠がございますが、これが議論いただきたい論点でございます。

特に、この基本的な方針として盛り込むべき事項、これが①であります。

そして、②といたしまして、特区諮問会議及び特区会議の運営について留意すべき事項と、こういうものがございます。これが1ページに書かれております。

それから、2ページの方には、区域指定、区域方針等についての考え方、そして、新たな規制の特例措置等の追加、こういったものについて御議論を賜りたいと、このように考えているところであります。

それでは、初回でございますから、それぞれ各議員の皆様から、この国家戦略特区に対する御意見、また、色々な思いというものを御提言いただければありがたいと、このように思っております。

まず、冒頭であります。竹中議員の方からお願いしてよろしいでしょうか。

○竹中議員 できましたら大臣、このペーパーを民間議員で用意しておりますので、それにつきまして、八田議員から御説明をしていただければと思うのですが。

○新藤議員 それでは、今回ですね、「国家戦略特区の進め方について」ということで、資料の5でございますが、民間議員の皆様からペーパーを出していただいております。まずは、申し出いただきましたので、八田先生の方からこの点についてお話をいただいてもよろしいでしょうか。

○八田議員 八田でございます。これまで、たまたまワーキンググループの主査をしてまいりましたので、民間議員全員の御意見をまとめてこのペーパーを作りました。

最初は、特区の目的です。これは、「岩盤規制の改革及びそれに相当する抜本的な税制改革に、総理主導で突破口を開き、経済成長を実現することである」という認識です。日本再興戦略から最近の総理の御答弁まで含めて、これまでこれが目的とされてきたことを示す参考資料を添えております。

次は、運用及び諮問会議運営の原則です。これは、まず、スピードを重視することです。そのためには、特区ワーキンググループ、区域会議、専門調査会などとうまく連携することが必要です。それから、特区は、選ばれたら安住してしまわずに、評価をし、成果の不十分な特区は、指定を解除するなどの仕掛けによる競争の導入が必要であります。

残りは、短期と中期に議論すべきことでございます。

短期の課題でございますが、第1は、区域の指定でございます。3月までの区域の指定に向けて、特区ワーキンググループで選考作業を直ちにスタートすべきです。その際には、以下の要素を選考の原則とすべきであると考えております。

まず、最終的に国際化に応じた日本経済の成長につながる「波及効果」があること。

次に、地域の「やる気と能力」があるかどうかを評価すること。

さらに、指定範囲は、「都道府県ないし都市圏を基本とする指定」と、一定の分野では

## 【公表案】

明示的な条件により領域を特定して特区化する「バーチャル特区型の指定」という二つのタイプにするというものです。

短期の課題の第2は、区域会議の立ち上げです。これは3月の区域指定を受けて4月には直ちに立ち上げるべきです。そして、この区域会議は、大臣がお入りになる会議ですから、実質的な議論ができるように、できるだけシンプルな構成にするべきではないでしょうか。特に民間事業者がたくさんおられた場合には、代表を決めていただいて、そこが投票権を持つという形にする必要がある、ということです。

短期の課題の第3は、メニュー追加に関する次期通常国会も含めた今後の対応です。今度法律の中に入れられた様々な特例措置は初期メニューに過ぎないと考えております。これまでの自治体・民間提案の洗い直しも含めて、これから更なる措置に向かって早急に調整すべきだと思います。このための作業を、ヒアリングを含めて、急いでやらないといけないと思います。

短期の課題の第4は、雇用ガイドラインの策定準備です。このガイドラインは、諮問会議と厚生労働省とが共同で作ることになっています。この過程では、厚生労働省の案を待っているのではなくて、こちらはこちらで案を作る、という作業を専門家を招いてやる必要があると思います。

それから、中期の目標設定に関しては、まず、2020年を睨んだ中期目標を作り、さらにその中で、今後2年間くらいを集中期間として、岩盤規制について特区で突破口を開くという明確な短期目標を作っていくべきであるとしています。

さらに、特区から全国展開へのプロセスを定める必要があります。これによって、特区が、岩盤規制を突破する先行モデルとしての役割を果たすことができると考えております。

以上でございます。

○新藤議員 ありがとうございます。八田先生にはこれまでもワーキンググループの座長として、色々と御活躍をいただいております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、続きまして、竹中議員、よろしくどうぞお願いします。

○竹中議員 ありがとうございます。昨年4月17日の産業競争力会議で、この特区の提案をさせていただきました。あの時は、アベノミクス特区というふうに呼ばせていただいたんですが、それが8か月後に法律になって、法律が出来てから4週間後でこのような諮問会議が開かれる、この間の総理、官房長官、関係大臣のリーダーシップに心から感謝し敬意を表する次第であります。基本方針に反映させるべき点としては、今、八田議員からの説明のとおりでありますけれども、三点、特にフォローアップをさせていただきます。

第一点は、やはりスピード感。そもそもなぜ特区をやるかと言うと、全国展開が難しいからとにかく先にやろうと。したがって、特区が遅ければ特区の意味がないということにもなります。しかも、今回は、これまでの構造改革特区をしのぐ特区にせねばなりません。構造改革特区、当初、私も2002年に関わりましたけれども、振り返りますと、

## 【公表案】

あの時、半年に一度、規制改革のメニューを半年ごとに出しています。また、ほとんど毎年の通常国会で法律改正を重ねています。それを上回るような速度でということになりますと、少なくとも今年の通常国会で法律改正を視野に入れた展開をしていかなければいけないのではないかと、それが期待されるのではないかと、このスピード感が第一点であります。スピード感を出すことによって、決してこの改革が小粒ではないんだということも示せると思います。ワーキンググループで改めて、税制の話、そして、雇用ルールの明確化のためのガイドラインの話について直ちに審議を始めて、この諮問会議に諮っていただきたいと思っております。

第二点目は、特区のPDCAサイクルをきちっと確立すること。具体的に二つのことを申し上げたい。まず、規制改革がうまく行ったものについては、速やかに全国展開すること。そして、なかなか進まない、うまく行かないところについては、特区指定の見直しも含めて、緊張感のある、特区間での健全な競争をしてもらいたい。そういうメカニズムをPDCAサイクルの中に入れていくことが必要なのではないかと思っております。そのためには、区域会議が大変重要になりますけれども、その構成をシンプルにするということが重要になってくるのではないかと思っております。

三番目が、中期の展望と短期の目標を明確にすること。中期の展望、具体的に2020年のオリンピック、パラリンピックという一つの大きな求心力を目指していくことが必要だと思っております。その中で、2年間で全ての岩盤規制について改革への突破口を開く、そういうことを示すことが大変重要なのではないかと。

昨年、日本の株価は57%上がりました。これは世界の中を見ても、ドバイ、アルゼンチン、アブダビに続く4番目の上昇です。ドバイとかアブダビはあまり比較の対象になりませんから、ほとんど世界で最も高く株価が上がったと言ってよいのだと思っております。それは将来に対して、非常に明確な姿勢をアベノミクスが示し、期待を変えたからです。この期待をつなぐ意味でも、中期の展望と当面の2年間で全ての岩盤規制に突破口を開く。そういうことが是非必要ではないかと思っております。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同じくワーキンググループで活躍いただきました坂村議員、お願いします。

○坂村議員 私はコンピュータ、情報通信が専門なんですけれども、その中で、今、世界的に非常に重要な注目されている言葉に、ちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが「マッシュアップ」というのがあります。なかなか日本語に直すのが難しいんですが、最近米国のガバメント2.0を始めとして、結局一人じゃできないんで、色々な人たちが協力し合ってやるためのそういう環境を作っていくということなんです。例えば、今、米国政府がすごく力を入れて、オープンデータという政策をオバマ大統領が2009年からやっています。これは政府のデータを公開して、民間がそれをうまく利用してイノベーション——ひいては経済や雇用につなげるということをやっているわけです。このマッシュアップという考えが非常に重要だと思っております。特区について言うなら、今までも特区というのは散々やってきました。なんでうまく行かないかと言ったら、ちょっとひど

## 【公表案】

い言い方で許していただきたいんですけども、地域を決めたら、後はうまくやってくれで、うまく行くわけじゃないんですけども。ヒアリングでも、メインの規制以外にもさまざまな問題が出てきて、何をすることも時間がかかるという話をよく聞きました。今回、国家戦略特区と言うからには、みんな——そのみんなには国も入るわけで、だれが主体とか言うのではなく連携する環境を作るとというのが、マッシュアップの考え方です。で、マッシュアップして、その特区を盛り上げるようにしないといけない。自分のところは特区に選ばれなかったから関係ないという雰囲気にならないようにしたいと思っています。そのために、バーチャル特区というのを提唱しました。例えば、ある分野が重要だと言って何かのモノを作る地域を特区にしたときに、それを作るための何かを作る別の地域と連携が必要なら、そこもバーチャル特区ということで特区に含まれるんだというふうに例えばもっていくとか、民間のプロジェクトだけがうまく行けばいいということじゃなくて、国もたくさんプロジェクトやっていますから、民間と国のプロジェクトをマッシュアップさせるとか、そういうような連携のインフラを作っていくということが、今回の国家戦略特区とするべきじゃないかと思います。規制改革とか岩盤規制というのは八田先生もずっとおやりになっていて、必要なことだと思います。ただ、それが目的だということになってしまうと、ちょっと違うなという感じになって、誤解を与えると思うんですね。手段として規制改革を行わなきゃいけないし、岩盤規制は突破させなきゃいけませんけど、そこだけが頭に残ってしまうと、規制を突破すれば全部上手くいくのかというふうに誤解しそうです。確かに理論的にはそうなんですけど、だけど、その先にある「何をするのか」というところが、これからは表に出てくる必要があると思います。ヒアリングで聞いたように岩盤を突破した先は泥沼だったとかだと、結局成果は出ません。そうすると、具体的なプロジェクトベースに目的解決のタスクフォースを組むというような感じになると思います。アベノミクスの非常に重要な第三の矢として、経済的な向上を目指すというのが目的ですから、成果が必要です。そのために、総理大臣を始めとして、特区担当大臣、関係大臣がプロジェクトの中に入って一緒になって特区を進めるという姿勢が出れば、これはもう勝てるなという感じが私はしております。

以上でございます。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 資料に連名でまとめたものに私も意見を放り込ませていただいておりますけれども、あえて補足しますと、岩盤規制、本当に岩盤規制であればあるほど、それを最初に突破した人には大きなリターンが返るわけですし、本当にやる気のある人、あるいは企業、自治体をどうやって見つけるか。これが選考のときのポイントなんだろうと思うんですが、大きな成果を出そうとしますと、どうしても大都市集中になっちゃいます。

一方で、私は、この機会に、全国レベルで成長競争と言いますか、成長に対してみんな知恵を出すような動きを是非この特区戦略の中で出していきたいなというふうに思います。今回は色々な各地方からも提案が上がってますけれど、トップダウンとボトムアップのうまく整合したものから選んでやると言うことなんだろうけども、あまり広

## 【公表案】

げると、今度はバラマキ、あるいは公共投資頼みみたいになります。私は一つの歯止めとしてですね、私どもが地元の石川県で、今、農業のお手伝いして、新しい加工工場だとか6次産業化なんかをやるのに我々だけがお金を出してやってたんですけど、「コマツだけがお金を出してやるのはおかしいじゃないか」ってんで、地元銀行に声をかけて、「あんたたちも出せ、本来間接金融の仕事じゃないか」と言っても、「単独は勘弁してくれ」と、「コマツが出すなら我々も出す、できたら地方自治体、県がお金を出してくれるとまさにお金を出す説明がつく」というようなことを言っております、是非とも特区について、地域のファンディングみたいなものを、クラウドファンディングと言いますか、色々な企業や金融機関や、あるいは自治体がお金を出し合って、自らリスクを取ってオポチュニティも取るというふうなものを選んでいく必要があるというふうに思いますが、結論として、とにかくこの機会に、全国レベルで成長に向かっての競争、知恵出しの競争をどうやって起こさせるかというのがポイントだと思います。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続きまして秋池議員、お願いします。

○秋池議員 この国家戦略特区での取組は、アベノミクスの成功で勢いの乗ってきた日本経済が攻めに転じたということを外内に明快にアピールして、それを実現していく最高の機会というつもりで取り組ませていただく所存でございます。戦略というところが肝と考えております。戦略的に選択するとは、それで勝てるまでやるということであります。ですので、数を絞って、そこに色々なものを集中投下していく、部分的な取組ではなくて、その地域全体が世界的にも最も強い地域になるとか、最も先進的な取組をしている地域になっていくまでやるのが重要だと思います。その地域が強くなったら、またそれを更に強くするような、継続的に色々なものをそこに投下し続けるという取組があって、何年か経ってみると、すごく他の地域と変わってきたということが目に見えるということが重要です。世界での競争に勝てるように取り組んでいく、そのぐらいまで集中的にやるということだと思います。そのためにも、選ばれた特区は、選ばれたことで安閑としないで、継続的に取組をやり続けるし、自分たちは国から選ばれて日本の経済を再興するためにやっているのだという意識で取り組んでいただきたいと思います。決めたところで終わらずに、特区のプレーヤー、国であったり自治体であったり民間の事業者であったりしますが、ここから、机上で考えただけのもではなくて、競争の中で磨かれた必要な規制緩和というものをどんどんフィードバックもしていただきたいし、こちらの側からもその情報を取りに行き、また変えていくということをやりたいと考えております。その成果は国民全体のものでありますから、展開すべきものは全国にスピード感を持って展開していくというものもあると思いますし、地域や産業に応じて変えていくものもあるかもしれませんが、当初のところは集中的な取組ということで突破していく、世界で勝つ、そして、日本の経済が復活するということまでやるという取組にしていきたいと考えております。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、甘利大臣、ございますか。

## 【公表案】

○甘利議員 成長戦略担当大臣として申し上げますと、この国家戦略特区というのは、成長戦略の「見える化」です。フロンティアが何であるかを明示して、そこに向かって投資が進んでいくという姿かたちを描いていきたいと思っている。従来の特区と違うのは、従来は地域振興特区ですけれども、国家戦略特区は日本経済牽引特区です。ですから、その産業集積というものは、世界の三強、四強に入ると、世界の競争に負けない地域を作りたいと思っているのであります。でありますから、地域から要望が出たときに、白地を用意したからここにみんな作ってくれというのは全部却下したいと思います。ある程度素地とかインフラがあって、それを縦横斜めにしっかりとした連携、コラボをどう図っていくかということです。そういう素地があるところに意欲と戦略があるところをきちっと指定してもらいたいと思っている。日本中の経営資源を全部投入して、世界に冠たる集積を作りたい、そのコンセプトに従って、そういうものにしていきたいと思っています。これから産業集積が指定されてくると、現実問題として規制緩和と要望というのが、今度は実際の投資の向かう方向にしたがって実利的なものが出てきます。それは原則採用とし、もし、それに異を唱えるのであれば、所管官庁はきちんとした正当な理由を開示できない限りはその規制緩和は採用されるという原則で是非行ってもらいたいと思います。かなり少数精鋭で絞り込みますから、外れるところは見捨てるのではなくて、従来の総合特区とか、色々な特区がありますから、それにしっかりと織り込んでいって、そこで活かしていただきたいと思います。私も世界中見てきましたけれども、やっぱり一番いいのは自然発生的に、ある研究機関の周りに企業の研究所が集まってくるというのが、必要に迫られて集まって、そして、コラボレーションが始まってくる、そこから出てくる要望が行政に行って、規制緩和につながってくると。これが一番素直ですが、これは間に合わないですから、仕掛けをして、戦略特区というのはそういう素地を作っていく、キャッチアップをして、そうして今度は世界を抜いていきたい、そういう視点で是非指定をしていただきたいと思います。

○新藤議員 それでは、続いて、稲田大臣、お願いします。

○稲田議員 はい、ありがとうございます。規制改革を担当いたしております。規制改革会議でも、いわゆる岩盤規制の突破に取り組んでいるところですが、今、民間議員の先生方からもお話ございましたように、国家戦略特区は、規制改革の実験場として突破口を開くということを目的にしています。特区で実施される措置については、施行状況を確認しながら、早期に全国展開を図ることが望ましいと判断される場合には、規制改革会議においても必要な検討を行い、適切・迅速に対応していきたいというふうに思っています。

○新藤議員 ありがとうございます。ただ今ですね、皆様から御意見を頂戴しました。とてもキーワードがいくつもちらばっているな、というふうに思います。まず、スピード感、それから、PDCAサイクルの確立、短中期の目標設定をしよう、ということでありませう。それから、「マッシュアップ」の概念を入れよう、そして、それはプロジェクトの発想が必要だと、こういう御提案をいただきました。また、全国競争で成長の知恵出しをしようというキーワード。さらにはですね、競争で磨かれたものは、必要な規制緩和は



## 【公表案】

やっていこうと、こういう御提案もあり、それは世界に勝つものでなければならない、ということでもあります。そして、成長戦略の見える化。経済牽引の特区とする。こういうそれぞれのキーワードを頂いたわけでありまして。今後そういったものを基礎にして、では、どのようなコンセプトで事業を打ち立てるべきか、そして、それはどこで実施可能なのか、その場合に更なる緩和すべき規制は何か、打ち破れる岩盤はどこにあるか、こういったものを絞り込んでいただきたいと思います。

今後の進め方でありまして、まず、3月までにしっかりとした形が見えるようにしていきたいと、このように私どもは思っているわけでございます。したがって、この諮問会議以外にも、冒頭に八田先生からも御提案いただきましたが、専門調査会であるとか、必要なものは適宜設けていかなければならないと思います。併せて、国家戦略特区担当大臣のもとにはワーキンググループを設けて、こういった御議論を踏まえての作業はワーキンググループでもしていただこうと、このように考えているわけでございます。時間は少し来ておりますが、この際、何かイメージと言いますか、国家戦略特区に対して御意見があれば賜りたいと思っております。どうぞ、麻生大臣。

○麻生議員 この1年間で意識は随分変わったと思えますね。去年の今頃は、少なくとも、第3の矢以外、1の矢、2の矢は絶対出来っこないという話でした。どの新聞を見たら、日銀の金融緩和も機動的な財政出動も、うまく行くと言っていた人はいませんでした。それが、両方ともうまく行っている。

経済産業省の産業政策は、戦後で言えば、まず、石炭、それから、糸へん、鉄鋼、自動車、それから、コンピューターと、これらを全部やって、1980年代は大成功したのですよ。ただし、その後、円高や輸出自主規制等の措置を経ましたが、それ以降、経済産業省、政府は、産業政策をうまく作ることができていないと私は思いますね。

今回、第3の矢として、産業政策の話が出てきたとき、役人たちが各地とか各業界に何を尋ねているかと言うと、どういう規制が一番成長を阻害しているのか教えてください。例えば、セメント業界は何が規制されているから問題なのか教えてくださいと聞いているのです。今までの歴史から言ったら考えられないことが役所の方で起きているのです。今は経済産業省だけを例として言いましたが、他の役所もそうなっているのです。

問題は、民間の方が20年間デフレ状況であると、リスクを取りに行かないほうが儲かる傾向があったんです。銀行なんて、無理に貸し付けるよりも国債を買っているほうが無難にやっていたんじゃないですか。なかなか切り替わって前の方に行こうとしない。だから、先ほど坂根議員がおっしゃっていたように、ユニークなことに取り組まれる経営者が出てきて、ばんばんやるということを言って、事実儲かって見せることをしてもらおうと、ああいうふうにやればいいのかというような話になって、世間の雰囲気が変わっていくのだと思います。今年からそのような機運だけは盛り上がっていると思っております。例えば、農業法人です。少なくとも今回の農業改革を受け入れたのですからね。そういった例を見ましても、TPPのこともあって、役所よりもむしろ農業法人の方が、攻めに転じた方がいいと言っているわけです。

## 【公表案】

九州では、農協は大企業です。その農協が、これは何かしなければいかんと。そのとき何を言ってきたかと言ったら、コメ作りではなかなか他の地域との競争が厳しいですよと言うわけです。だったら、5千円で売れるマンゴーを作ろうとか、みんな考えているわけですよ。事実それで売れていますから、一部にしても。

では、何が問題になっているかと言うと、農業用で使用されるA重油です。A重油が高いのですよ、今。A重油が高いから儲けが少ないのですよ。でしたら、経済産業省と組んで、燃料電池やら何やら風力やら何やら使えばいいじゃないかと思います。そのところがうまくかみ合うと、なんだそんな安いのか、となる。このようなことがうまく特区で組み合わせるようになっていけば、随分アイデアが出てくるのではないのでしょうか。芽は随分、この1年間で吹いてきたなというふうに思っております。よろしく願い申し上げます。

○新藤議員 はい、大変ありがとうございました。それでは、今日は初回でございますので、時間が過ぎておりますので、この辺で残念ながら閉じさせていただきますが、今後、是非活発な御議論を賜りたいと、また、これ戦略的にプロジェクトを組んでいかなければなりませんので、今後ともよろしく御協力のほどお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後に、議長である安倍総理から御挨拶をいただきたいと思います。ここでまず、プレスが入ります。

(報道関係者入室)

○新藤議員 それでは、安倍総理、よろしく申し上げます。

○安倍議長 国家戦略特区は、安倍政権の成長戦略の一丁目一番地である規制改革の突破口であります。今回の法律で成果を得た規制改革事項は、公設民営学校の解禁や雇用ルール明確化などのように、過去何年も、ものによっては10年以上全く手がかかったものや、病床規制の緩和、農業委員会の見直しのように、検討するだけで閣議決定しても、その後、全く措置されなかったものであります。

こうした規制改革事項も、実際に実行されなければ絵に描いた餅になります。

具体的な地域を決め、地域ごとに、国・地方自治体・民間事業者が三位一体となって事業計画を作成して初めて、目に見えた形で実現することになります。そのプロセスを、どれだけスピード感と実行力を持って進めていけるか、今後、問われることになります。

国内のみならず、世界から資本と人を惹きつけられるプロジェクトを推進する「世界でビジネスを一番しやすい環境」の実現に向け、3月に具体的な地域を決定し、地域ごとの方針を示していくことを目指していききたいと思います。

この国家戦略特区諮問会議では、今までの提案の深堀りや洗い出しも含め、大胆かつスピード感を持った検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○新藤議員 総理、ありがとうございました。プレスの皆さんはこれで退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○新藤議員 それでは、時間が過ぎまして恐縮でしたが、大変熱心な御議論いた

【公表案】

だきまして、ありがとうございました。

次回の日程につきましては、事務局からまた後日連絡をさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(以上)

## 第2回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年1月30日（木）16:47～17:15
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	新藤 義孝	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地域活性化担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所招聘教授

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 国家戦略特別区域基本方針について
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 国家戦略特別区域基本方針（案）の概要
- 資料2 国家戦略特別区域基本方針（案）
- 資料3 国家戦略特区の指定の進め方について（新藤議員提出資料）
- 資料4 国家戦略特区の目標と「岩盤規制」について（有識者議員提出資料）

---

### （議事録）

- 新藤議員 ただ今より、第2回国家戦略特区諮問会議を開催させていただきます。  
本日は、坂村議員が欠席でございます。

## 【公表案】

それでは、議事に入らせていただきます。

前回に引き続きまして、「国家戦略特区基本方針（案）」について御審議をいただきます。前回の諮問会議やワーキンググループの議論を踏まえた案をお示ししておりまして、お手元の資料1が概要、そして、本文が資料2にあります。

この基本方針は、国家戦略特区の運用の基本となる方向性を定めたものでございます。

国家戦略特区は、大胆な規制改革の突破口であり、2015年度末までの2年間を集中期間として、岩盤規制全般に突破口を開くこと、制度の運用に当たっては、情報公開の徹底、スピードの重視、PDCAサイクルに基づく評価の三つを原則とすること、特区の指定範囲は、都道府県または都市圏を念頭に置いた「比較的広域的な指定」と、まとまった地域ではなく、一定の分野に注目した「バーチャル特区型指定」の2類型とすること、特区を指定する際には、経済的社会的効果、地方公共団体の意欲などを指定基準とすることなどがここに書かれております。

また、資料3は私の方から今後の進め方ということで、お示ししたものです。まず、国家戦略特区のテーマ設定について、どんなテーマがあるのか。また、特区の類型について、広域的な指定とバーチャル特区とございますが、指定範囲を検討して区域を決定するための整理をしなければいけない。さらには、特区の指定数については、絞り込んでいかなくてはならない、それは国家戦略として必要な範囲に限定し、先行的に指定する数は特に絞り込んでスピーディーな展開をし、その後、追加的な指定を行っていくものと考えております。

今後の進め方については、昨年9月に200を超える御提案をいただきましたが、また2月初旬から、ワーキンググループにおいて絞り込んだものについて、指定基準に沿ってヒアリングをやらなければいけないと考えております。また、民間や地方公共団体からの御提案に加えて国としてできる仕事、国として行うプロジェクトについて、各省庁からこのワーキンググループにおいてヒアリングをさせていただこうと思っております。そういった作業を経て、1次指定候補を絞り込んでいきたいと思っております。また、ヒアリング等々につきましてはワーキンググループがやりますが、民間議員の先生方にもお声掛けをさせていただこうと考えております。

そして、何よりも、規制・制度改革の追加的措置というものも併せて検討していこうではないかということでございます。先行的に決めることと併せて追加的な措置も検討しながら、同時並行で進めていこうという案でございます。

これらについて、今日は御議論いただければと思います。

まず、民間議員の皆様から御意見を頂戴したいと思っておりますが、ペーパーを出していただいておりますから、まず、それを御説明いただいてということによろしいですか。

お願いします。

○八田議員 八田でございます。

今、新藤大臣が御紹介なさったペーパーの中に「規制・制度改革の追加的措置」という項がございます。ここをより具体的に書いたものが本日出席の民間議員による資料4でございます。

## 【公表案】

1月22日のダボス会議において、安倍総理のスピーチでは、「既得権益の岩盤を打ち破る、ドリルの刃になる、向こう2年間、国家戦略特区では、いかなる既得権益と言えども、私の『ドリル』から、無傷ではられません」という御方針をお示しになりました。

これを受けて、どのような岩盤規制に、どのような工程で取り組むかという具体的な目標設定をする必要があると思います。残された期間が2年間と限られておりますし、考えてみれば、国会も四つしかないわけですから、今国会での対応も含めて、直ちに対象とすべき改革事項とスケジュールを明確に定めるべきだと存じます。

これからの検討のために、これまで何度もはね返されてきた岩盤規制の項目をここにリストいたしました。これを全部読み上げるとはいたしません、例えば、2ページの労働の「労働時間規制の見直し」「有料職業紹介事業の見直し」などは外国の企業が前から要望していることです。農業に関しては、「農業生産法人要件の見直し」の項にありますように、企業の農地所有を認めるべきだということも随分前から要望されていることです。こういう非常に難しいものについても、例外を作らずに正面から取り組む工程を作っていくべきだというのが民間議員の意見でございます。

どうもありがとうございます。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続きまして、竹中議員、よろしいですか。

○竹中議員 まず、安倍総理におかれましては、ちょうどもう1週間前になりますけれども、強行日程の中、ダボス会議に御出席をいただいて、大変力強いメッセージを出していただきまして、心から感謝申し上げます。

あその後、ダボス会議に最後まで残りまして、その後、ドイツ等々でアベノミクスの講演をさせていただいて、先ほど成田空港に帰ってきたのですけれども、あその後、例えば、フィナンシャル・タイムズのマーティン・ウルフさんとか、コロンビア大学のジェフリー・サックスさんとか、皆さん、安倍総理の特に国家戦略特区で2年で岩盤規制全てに挑むという御発言にも大変高い関心を示しておられまして、その成果を大変楽しみにしているということを皆さん口をそろえておっしゃっておられました。その意味では、国家戦略特区をまさにどうするか、我々の正念場であるし、アベノミクスの正念場とも言えるのではないかと思います。今回、基本方針について、我々民間議員の意見を非常に明確に反映していただく形で取りまとめいただいたことに、新藤大臣、事務局の皆さんに感謝申し上げたいと思います。

やはりポイントはスピード感だと思います。2年で岩盤規制ということで、先ほどの民間議員ペーパーを出させていただいたわけですが、2年ということだと、臨時国会があるとしても国会は4回しかない。ここに約20項目ぐらいの項目がありますから、そのうち、単純平均しても一つの国会で五つぐらいを片付けていけないといけないという、単純計算ですけれども、なってしまいます。

前回申し上げたことの繰り返しになりますが、色々な政治のきつい日程があることは承知しておりますけれども、やはりこの通常国会で次の特区の改正の法律を是非出していただいて、4回国会があるうちの最初でそれが出なかったということになると、せつ

## 【公表案】

かく世界が注目していることに対して水を差すことにもなりますので、是非スピード感を重視していただきたいということを改めて申し上げたいと思います。

先ほど言いましたように、私は帰ってきたばかりですので、この間の経緯を存じ上げていないこともありますけれども、新藤大臣からお出しいただいたペーパーに関しましては、特区の指定を絞り込んで、さらにその後、追加的に指定を行うこととか、追加的措置を講ずることとか、これまで議論してきたことをかなり明確に規定していただいていることに感謝申し上げたいと思います。

その上で、2点ですけれども、この中でエネルギー・環境のイノベーション拠点というものが出てまいります。これはもちろん、こういうものは将来的に必要なと思うのですが、今までの規制改革項目の中にエネルギー・環境のものは必ずしも入っていないと思いますので、これをもしやるということであるならば、これはまたやはりこの国会でエネルギー・環境の規制改革項目を出していただくとか、そういう体制で是非臨んでいただきたいと思います。

もう一つは、バーチャル特区と比較的広域な指定と、地域の指定とバーチャルな指定ということをお認めいただいているわけですが、バーチャル特区に関してはそもそも産業競争力会議で私自身が提唱したときは、農業を念頭に置いて、農業のバーチャル特区を、これはやはり農業を輸出産業にするという産業競争力会議全体の方針にも合致するし、また、地方の活性化という非常に大きな問題にも資する問題でありますから、それはやはり是非とも実現する方向で御検討いただかなければいけない。その意味では、時期的に広域の指定のほうを優先してということではなくて、やはりバーチャルも同時に並行して、スピード感を持ってやっていただきたい。そのように思うところでございます。

いずれにしても、今後、地域指定の話、そして、通常国会に向けて法改正をするということであれば、そのための準備に相当のロードがかかってくると思います。我々もできる限りのことをいたしますけれども、ワーキンググループの皆さんにも御尽力いただいて、是非そこを実現していただきたいと思っております。

○新藤議員 ありがとうございます。

続きまして、坂根議員、お願いします。

○坂根議員 前回も地方レベルの成長の取組についてお話ししましたが、この特区は今回、数は指定されておりませんが、おそらく限られた大きな特区で大都市中心になると思います。しかし、成長をこの国全体で味わうためには、全国レベルで成長に対する取組の輪を広げることがものすごく大事だし、国民の意識も変わってくるのだと思います。その視点で、この基本方針にも第5番目に出ていますし、新藤大臣の提言の最後の7項目にも出ていますが、構造改革特区との連携という部分が非常に大事なな思っています。一つの例ですが、実は明日、この後、石川県に入って、石川県の成長戦略委員会というところで話をしてくれと言われて、行くことになっています。各地方が成長戦略の取組を改めてやり始めていますが、おそらく色々な規制絡みの部分を取り上げながら、特区指定を受けたいという期待があるのだと思うのですけれども、私は、内容を

## 【公表案】

見てみると、別に特区を受けなくてもこんなものはやればいいではないかと明日言うてこようと思うのですが、確かに、中には本当に細かい規制で、これぐらいは簡単に規制改革会議か何かで、駆け込み寺で対応してあげればいいなという程度の規制なのです。おそらく地方にしてみたら、特区指定を受けるというステータスを考えているところがあるのではないかと思いますので、この際、構造改革特区というものは仕組みも出来上がっているはずですから、今、全国で600あるとか、700あるとか言われていますけれども、これをもう一度、今みたいなケースは構造改革特区として改めてこれをリニューアルするという視点で、今回の国家戦略特区、大きな特区と、従来からある構造改革特区、当時は国がトップダウンで進めたいテーマが明確でない中で、各地方が特区を作ることとを目的としたため、結果を出せなかったと考えますが、改めてこれをもう一度、ここに注目して、国がトップダウンで推進したいテーマと有機的な結び付きをすることで、全国に成長戦略の動きを、輪を広げていくことを促進したいものだと思っております。以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、秋池議員、お願いします。

○秋池議員 私も、総理に言っていたかのように、次の2年間で取り組むということ念頭に、今国会が非常に重要と思っております。国民にも、世界にも、本当に進んでいるというところを見せていけたらと思っております。

大臣が書いてくださいましたペーパーの6番に「規制・制度改革の追加的措置」、「規制改革に終わりはない」と書いていただきましたこと、意見を反映していただきましてありがとうございます。三つ目の○のところには「追加的に必要な規制・制度改革について民間事業者等からヒアリングを行う」と書いていただいています、ありがとうございます。

そういう意味では、資料1の基本方針の案ですけれども、2ページの上のほうに、指定は、以下の事項を基準にするというものがございます。エ)のところ「地方公共団体の意欲・実行力」とございますが、やはり継続していく力というものも重要です。一度認定されて、そのときの規制改革で満足してしまうのではなくて、国の成長に資する事業を起こすのだというつもりで取り組んでいただいて、規制緩和について継続的に発信していただくことが重要と思っております。

もう一つ、隣のウ)ですけれども、こちらに「プロジェクトの先進性・革新性」とございますが、これは非常に意味の深い言葉だなと思っております。先進的で革新的だと言いましても、技術的なイノベーションということだけではなくて、かねてから言われていることで、目新しいわけではないのだけれども、取組自体が本当に行われるということの先進性や革新性もありますので、そういったものも包含した言葉というように定義できればと考えました。

以上でございます。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、甘利大臣、よろしいですか。



## 【公表案】

○甘利議員 3月の指定に向けて、基本方針を短期間でここまでしっかり固めていただいたことは大きな前進だと思っております。

前回申し上げましたけれども、この国家戦略特区というものは、その集積が世界の3強、4強に入ると、そういうものを目指すのだと、競争力のある集積にするのだということをお願いしたわけでありまして。そこで、ただ口を開けて待っているようなところについては絶対指定がないということで、そういう素地があるところ、インフラとか環境が整っているところ、今も話が出ました意欲、ポテンシャル、そういうところに絞り込むことが重要だと思っております。

先般、1月20日に産業競争力会議で決定しましたが、「成長戦略の進化のための今後の検討方針」では、年央を目途に改訂する成長戦略に反映させる事項として、今、検討していただいています国家戦略特区における追加の規制改革措置等の検討を記載いたしております。これから検討していただいて、それを織り込んでいきたいと思っております。

3月に特区が指定された後には、区域会議を速やかに立ち上げるとともに、追加の規制改革等をスピーディーに実現していくことにしっかり取り組んでいきます。

○新藤議員 ありがとうございます。

続いて、稲田大臣、よろしいですか。

○稲田議員 ありがとうございます。

基本方針の案にも盛り込まれておりますけれども、規制改革事項の全国展開を検討する上で、特区の施行状況の評価を行うことが極めて重要だと思っております。全国展開の検討に当たっては、必要に応じて規制改革会議としても当諮問会議と連携を図ってまいりたいと思っておりますが、今日提出の民間議員の資料4ですけれども、ここで書かれております規制改革項目については、かなり重複して今、規制改革会議で議論をしています。例えば、医療の混合診療、株式会社の参入とイコールフットイング、理事長資格の要件、労働の労働時間規制の見直し、農業については全ての項目についてかなり精力的に、また具体的に今、検討を進めていて、6月を目途に取りまとめを目指して議論しております。まさしくこの突破口という意味で期待をされているのですけれども、全国展開をする上において、規制改革での議論も是非よく調整をして、議論いただければと考えます。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、この後、自由討議で少し時間がございますので、お願いしたいと思います。何かございますか。

どうぞ、麻生大臣。

○麻生議員 新藤先生、特区制度は小泉内閣のときに始まりましたが、必ずしも全てがうまく行ったわけではないように思います。特区というのは、始めるときは一生懸命やるのだけれども、なかなか勢いが続かないこともあったように思います。どうしてこうなるのだろうか。

○新藤議員 どうぞ、竹中議員。

## 【公表案】

○竹中議員 構造改革特区で、例えば、農業に対して株式会社が部分的にはあるけれども、参入するとか、そういう突破口が開けた部分は確かにあったのだと思います。今、1次産業、2次産業、3次産業を合わせて6次産業という言葉がありますが、それは構造改革特区が一つのきっかけになったのだと思います。ただ、その特区には非常に大きな制約があったことも事実で、それに対して、その反省を踏まえて今度のアベノミクス特区が提唱されているものと理解をしております。

今までは地方が何かやってくれと言いますと、あくまでも国が、どちらかと言うと、国の目線でこれはやってもいい、これはやっては悪いということを決める、そういう特区であったわけですが、今回は区域会議がちゃんと作られて、国の代表として新藤大臣がお出になって、地方の代表として首長が出て、そして、民間の代表が出て、その区域会議で、私があのかのときに使った表現では、ミニ独立政府のように色々決めていける。そして、それは尊重されなければいけないし、法にのっとっている限りは、それは認めるのが原則ですけれども、それで色々な問題が生じたときは、この特区諮問会議で議論をする。その意味では、今までの仕組みを変えて、今後、今までできなかったことをやっていこうではないかと、そのような仕組みであると認識をしております。

○新藤議員 私の方からちょっと添えますと、構造改革特区は規制改革のみを取り上げるということで、実際は大半がどぶろく特区です。地域でもって限定した量でお酒が作れるぐらいなものが多いのです。総合特区が民主党のときにできましたが、今度は地域のプロジェクトに対する総合的支援策になりましたけれども、地域からの手挙げだったのです。既に四十いくつあります。今度の国家戦略特区は手挙げではなくて、民間や地方のアイデアと国がやるべきことを一緒に、同じ場所で、国も事業主体になろうと、これが今までに全くなかったことで、これは本気で、それはまさに総理のリーダーシップがあるからできることですが、政府として一つのプロジェクトをきちんと仕上げようというものです。そのために成果が上がるものについては規制緩和もきちっとやろうという意味で、極めて先進的であり、成果を出せると思っています。また、そのような形を作っていく必要があると思っています。

また、先ほど坂根議員におっしゃっていただいた、色々なアイデアが200もありますから、それは総合特区で使えるものもあれば、構造改革特区に適用できるものもございませう。特区ではなくてもできるものもあります。アイデアは色々受け止めたものは次の展開ができるようにしたいと思っています。

どうぞ。

○甘利議員 私は、デンマークのメディコンバレーを見に行ったときに、どういう仕掛けをしたのですかと運営協議会みたいなところに聞いたのです。そうではないですと。大学の研究室の周りに企業の研究室が集まってきて、そのコラボが始まりましたと。そうしたら、そういう中から、では、地方自治体に要請することとか、あるいは国に要請することのニーズが出てくるからというので、協議会を作って、理事会を作って、そこで色々話し合っ、新しい要望を規制緩和とか何かの要望があったらそこが窓口になって自治体に言ったり、国に言ったり始まりましたと。だから、必要は発明の母ではない

## 【公表案】

ですけれども、民間事業から発生してくる必要性をどうやってスピーディーにつないでいくかという発想は大事だと思うのです。これはそういう素地が自然にできるのを待っているだけでは作れないから、官が仕掛けて、最初の段階から飛ばして、そこまで行こうということが基本だと思うのです。だから、現場の産業集積のニーズをどれだけスピーディーに拾ってあげて、つないでいくということを国が徹底的にバックアップするという思想を持っていないと、官のお仕着せでやっていくと、また失敗すると思います。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、時間がそろそろ迫っておりますが、よろしいですか。

どうぞ。

○竹中議員 財務大臣にお願いでございますけれども、特区の中で税の話がこれからやっていかなければいけない重要な問題として出てまいります。財政事情は厳しいと、これは百も承知の上でのお願いであります。この間のダボス会議で、大きな会場でわっと沸いた瞬間が2回ありまして、第1回目は、安倍総理がお話になって、この2年で岩盤規制を、とおっしゃったときに、おおっとどよめいて、もう一つは、その2日後にイギリスのキャメロン首相が法人税率を20%にすると言って、そのときもまたどよめいて、財政事情が違ふし、国の事情も色々違ふわけでありまして、特区の中でそういうこともいかに考えられるかということも是非御議論をさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○麻生議員 イギリスのように消費税を20%にするといった話も必要になると思いますが。

○竹中議員 その点も含めまして是非。

○新藤議員 それでは、色々な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。この御意見につきましては、取扱いは議長一任とさせていただいて、基本方針（案）に反映させていただきたいと思っております。

また、本案につきましては、速やかにパブリックコメント手続に付しまして、所要の調整を行った上で、閣議決定することといたしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

それでは、最後に、安倍総理から議長として御発言を頂戴いたします。

プレスの方、どうぞお入りください。

（報道関係者入室）

○新藤議員 それでは、安倍総理、よろしくお願ひいたします。

○安倍議長 国家戦略特区は、安倍政権の成長戦略の要となる規制改革の突破口です。まずは、3月に具体的地域を決定することを目指し、改革の成果を目に見える形で、スピーディーに実現していく必要があります。

その第一歩として、本日、地域決定のための基準などを内容とする「基本方針」を固めました。今後、この基準に照らしながら、個別・具体的な検討を急ぐこととなります。

## 【公表案】

また、私は先日のダボス会議で「向こう2年間、国家戦略特区では、岩盤規制と言えども、私の『ドリル』から無傷ではられません」との趣旨を申し上げました。本日の「基本方針」にも、その趣旨を明確に盛り込んだところであります。

残された時間は限られています。この国家戦略特区諮問会議では、いわゆる「岩盤規制」改革について、今後2年間の集中改革期間における、対象とする重点事項と、改革スケジュールなどの具体的な進め方について、速やかに検討を開始していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○新藤議員 それでは、プレスはここまででございます。

(報道関係者退室)

○新藤議員 それでは、時間になりましたので、第2回の会議を終了させていただきたいと思っております。

次回の日程は、事務局よりまた御連絡させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(以上)

## 第3回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年2月21日（金）18:00～18:32
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	新藤 義孝	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地域活性化担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所招聘教授
	愛知 治郎	財務副大臣
	西村 康稔	内閣府副大臣

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 国家戦略特別区域の指定について
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 地方自治体の提案に係る規制改革事項について  
資料2 国家戦略特区当面の対応について（有識者議員提出資料）
- 

### （議事録）

- 新藤議員 それでは、ただ今より、第3回「国家戦略特区諮問会議」を開催いたします。  
本日は、麻生議員はG20でオーストラリアに、そして、甘利議員はTPPの交渉でシンガ

## 【公表案】

ポールのほうへ出張ですので欠席です。このために、愛知副大臣、西村副大臣に御出席をいただいております。

さらに、八田議員には北九州からビデオ会議システムで御参加をいただくということでございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、国家戦略特区の指定について、前回御審議いただきました特区基本方針（案）も踏まえて忌憚のない意見交換をいただきたいと思っております。

後ほど、八田議員、坂村議員からも補足いただきますが、今週17日、18日に私の諮問機関であります国家戦略特区ワーキンググループでいくつかの地方自治体にヒアリングを行っております。

なお、地方自治体の取り組もうとしている事業分野と、それに伴う規制改革事項につきましては、まだヒアリングが途中でございまして、完成しておりませんが、途中経過という前提でお手元の資料1にまとめておりますので、こちらも御参考にしていただければ幸いです。

なお、資料の一部につきましては、具体的な特区の指定に関する内容で、地名等が入っているものですから、ヒアリング作業が終了するまで非公表とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

○竹中議員 これはいつ終了ですか。

○新藤議員 近々に終わります。

それでは、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

では、まず、意見交換をさせていただきたいと思っております。

八田先生、お願いいたします。

○八田議員 八田でございます。

この間、2月17日、18日の2日間にわたりましてヒアリングをいたしました。ワーキンググループだけでなく、一部は坂根議員にも御出席いただきました。

そこでは、初期メニューに提案した自治体は全てお呼びいたしまして、多くの自治体が非常に積極的にいい提案をされたので、感銘を受けました。ただし、誰もがここが選ばれるだろうと思うような大都市が意外とやる気がないことが分かり、奮起を促したいという気がいたしました。特区ごとに設置される区域会議で大臣が入って行って指導されることは重要なのだなと思えました。

もう一つ、非常に印象的だったのは、小さなまちが岩盤規制と今まで言われてきたものを破るべく提案してきたことです。実際問題として、そんな小さな市で規制改革が行われても何ができるのかと置いていたところ、規制改革がなされるのなら進出したいという事業者を連れてきました。そして、輸出するには大都市で大規模な経営を行うよりは、非常にいいものを持っている小都市で付加価値の高いものを作ることが重要だと、

## 【公表案】

事業者は言うておりました。この市は岩盤規制を破ることに対する圧力を受けており、それと戦っているということに大変印象付けられました。

新しい規制改革要望をされた自治体が多かったのですが、外国人医師や看護師等を入れることによって日本の技術を外国に出したいと言われる自治体が非常に多くありました。それは予想以上でした。

もう一つ気が付いたのは、道路コンセッションは国家戦略特区でやらない代わりに構造改革特区でやるということだったのですが、その今の状況がもう一つはっきりしていないということがございます。

それがヒアリングの印象でございます。どうもありがとうございました。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続いて、竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 熱心にワーキンググループの方がヒアリングをされたことを大いに参考にしなければいけないと思っています。

実は、別の話に触れるかもしれませんが、先週の火曜日に香港でアメリカの大手証券会社の世界会議がありました。そこには欧米を含む3,000人ぐらいの投資家が集まっています。そこでアベノミスクの話をしてくれということで、行ってまいりました。ものすごい熱気でありました。去年、日本の株価は57%上がっていますけれども、これは15兆円の外国人の買い越しによるものだ。今まで一番大きかった買い越しが例の2005年の郵政解散のときの10兆円ですから、その1.5倍の買い越しです。それを彼らは、このポジションを増やすべきなのか、維持するべきなのか、下げるべきなのか、彼らは彼らで本当にせっぱ詰まった判断が今、求められる。政権の改革に対する本気度を求めているということなのだと思います。

ただ、前の安倍内閣の2007年7月は1万8,000円の相場でありましたから、そのぐらいまでは行ってほしいのだと、行くはずだと。そういう意味では、早くやってくれという、こういうものを一種の催促相場というのだそうですけども、1万8,000円とか、2万円とかまで行っておかしくないのだから、頑張ってくれというメッセージでもあるわけなのだと思います。その意味で、本当にこの特区を通して政権の本気度を示さなければいけないと思います。

その観点から、民間議員のメモを今日、出させていただいていますけれども、中身は2点です。区域指定の考え方と規制改革の追加メニューの話です。

区域指定に関しましては、ダボスでの総理の見事なスピーチ、2年で岩盤規制全てに突破口を開くというスピーチの実現に向けて、区域を絞った上での広域都市圏に加えまして、突出して革新的な取組を行う小規模な地域を一括指定するバーチャル型の指定を行うべきであるところでは書かせていただいています。

ヒアリングでは、これは八田先生たちに教えていただいたわけですが、特に二つの優れた革新的提案があったと私も理解しています。

一つは、農業。農業委員会などの岩盤規制改革を突破口に、中山間地の農業地域でも付加価値を高めて、第6次産業化で輸出までも目指す、新しい日本農業のモデルを作ろ

## 【公表案】

うという提案があった。こういうものは、まさに本気度でありますので、大切にすべきだろうと思います。このプレゼンテーションは感動的であったとある方が言っておられましたので、我々もそういうところは本気で支えなければいけないのではないかと思います。

もう一つは、スタートアップと言いますか、開業です。新規開業や海外企業の投資を促進するために、これは外国企業も含めてですが、開業直後に限って雇用制度の特例を設けようとする提案。これは初期メニューの外の今後の提案にもなりますけれども、開業直後に限っては、外国人労働を受け入れるとか、労働時間規制についても見直すとか、法人税も見直すとか。これはある人が言っていましたが、ベンチャーをやろうと思ったら、残業規制があったらベンチャーはできるわけないでしょうと。そういうことに踏み込まなければいけないのではないかなと思います。

以上が、区域指定についてのこの紙のポイントであります。

2番目の規制改革の追加メニュー、これはもう既に何度か議論をさせていただいてますけれども、是非今国会での特区のメニュー追加。残念ですが、そうした動きがどうも具体化していないのではないかということをおぼろげに懸念しています。是非これを実現して、ダボスでの総理のスピーチと整合的な動きを政権として出していきたい。

具体的に特に申し上げますと、道路のコンセッションはどうなっているのか。これは経済財政諮問会議で私の友人でもある高橋進さんがこの意見をお出しになったと聞いていますけれども、構造改革特区法の改正、国家戦略特区法の改正ないしは道路の元々の見直し、いずれにしても、宙ぶらりんになっている状況は好ましくありませんので、今国会でその方向を是非示していただきたい。

そして、国家戦略特区の追加メニューに関しては、産業競争力会議や規制改革などとの合同会議を開くこともあり得るのかもしれないと思っておりますので、前向きな御対応をお願いします。

今日は、例の表は非公開というお話がありましたけれども、色々議論していますと、何を議論しているのだと。密室でやっているのではないかという議論の勘ぐりもあるといけませんので、できるだけ早く公開をしていただきたいと思います。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続いて、坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 私はワーキンググループのメンバーでもありますので、去年から延べ10日間ぐらいだと思いますけれども、今回のヒアリングもほぼ全部聞きました。

感想ですが、広域特区で選べる場所はそんなにないと感じています。例えば、容積率の緩和というものがあるのですけれども、シャッター街があるような地方都市では意味がない。大都市でないと生かせないメニューは結構、初期メニューに多くあります。そうしますと、これはどことは言いませんけれども、大体決まってくるのかということはあるのですが、先ほどから話も出ていますが、単独でやるということではなくて、そこに国のプロジェクトとか、色々なものを合わせて広域で指定しないと、決めたからそこで勝手にやってくれというわけにはなかなかいかないということだと思います。



## 【公表案】

地方も課題はたくさんあるのですけれども、意欲があつて、メニューを生かせる事業者が分散しているので、広域だとしても地域の特区内で救い上げるのは非常に難しいと思っております。どこかを選んで他を落とすことになりますと問題が出てきますし、個々は大都市に比べると小粒なので、一つの地域だけでもって成果が数的に大きくなりなると判断しております。

そういう意味で、私はワーキンググループでバーチャル特区というものを提案させていただいたのですけれども、今回の肝にバーチャル特区をうまく生かすことは非常に重要ではないかということ去年から主張しているのですが、思っております。

何回も出ていますけれども、総理がダボス会議でドリルの比喻を使ってスピーチというのは、私は非常に良かったと思います。特区はまさにドリルで、ハンマーではないということを強調しないと、岩盤にピンポイントで穴を開けて、試掘するものだというイメージをもっと広めてもいいと思います。日本ではハンマーで全面破壊になると、おそらく政治的にも反対が非常に大きくなって、スピード感がなくなってくると思うのです。

ですから、ドリルで試掘しようというものが国家戦略特区のコンセプトだというのは非常にいいと私は思っています。これがうまく行ったのなら、そこから大きく広げて、大きな穴にすればいいということになります。例えば、一番良くない誤解は、農業一般全部がバーチャル特区などというのは絶対にそういう誤解は避けたほうがいいのであって、それはもうハンマーですから、そういうものは規制改革会議でおやりになることにはないかと私は思います。ドリルは先端が大事になりますから、バーチャル特区で農業を扱ってはいけないということではなくて、例えば、先端農業とか、条件を付けなければダメなのですね。いわゆるスマートアグリというものとして定義して、範囲を限ればドリルなのです。そういう意味で行くと、先端医療も同様だし、先端雇用特区とか、先端エネルギー特区とか、そういうことをやっていかないとダメだと思います。ヒアリングをしてもそういうところはいくつかあります。そういう条件にかなうところはあると思います。

また、農業ですけれども、今、日本でオランダのICT農業に日本が引き離されるという話がよく聞かれるのですが、これは簡単に言いますと、農業で使う設備全部にコンピューターを入れて、それをネットでつないで、最高効率で管理するということです。何でオランダが注目されているかと言うと、当たり前ですけれども、労働コストの高い先進諸国で、農業輸出で世界2位の754億ユーロという額を達成しているという点です。日本円で言うと、大体10兆円ですか。1位はアメリカですが、それは当たり前で、あそこはとにかく国土が広いので大規模農業による効率化が容易です。それに対して、オランダの国土は九州と同じぐらいですから、そのぐらいでもって2位。これはICTで農業を強くすると何ができるかということで、日本でも参考になります。最先端の——例えば、情報通信技術を使って、要するに、今までと違うことをやらない限り、農業委員会なども大事だと思いますけれども、それだけでは限界があります。輸出競争力を付ける上でオランダは参考になります。

ところが、その技術が全部クローズなので、オランダがいいからとオランダ方式を持

## 【公表案】

ってくると安易に言ったら、接続できる設備とかもみんなオランダの技術を丸買いになってしまうのです。私はITなので、中を見ると分かるのですが、使われているのは最新技術ではありません。ですから、戦略的に最新技術を使って標準を作り、オープンなテクノロジーとして世界に問えば、日本の設備メーカーも算入できて、まだチャンスは農業でも絶対あると私は思います。

しかし、先端というのはスピードが大事なので、やるなら特区で加速して、急いでやるということをやらないと意味がない。そういう意味で、先端となると、場所というよりは事業者の意識とか技術力の問題、やる気とか、そういうことになりますので、地域特区ではなくバーチャル特区が活きると思います。ただ、そのときには何が先端かという議論は非常に重要だと思います。そういう意味で、これはそれぞれの分野の専門家をちゃんと入れて、公開に耐え得る形でもって、これは先端だということをきちんと言うのが大事と思いました。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続いて、坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 2月18日の地方自治体の提案について、私は一部ヒアリングに参加しました。私の所感は、今、八田議員が総括的におっしゃいましたし、坂村議員も一部コメントされたのですが、私も随分各自治体によって本気度が違うなと思いました。

比較的良かったのが、今回、特区申請で初めて考えたのではなくて、もう2、3年前からこうやって取り組んでいますと。だけれども、この中に規制の問題がここにここにあるので、是非これを緩和してほしいというものがあって、私はそれは本物だと思うのです。その場合は、別に特区にしなくても、規制緩和をしてあげればいいわけです。

最悪は、まさに行政だけが一夜漬けで考えて持ってきたような提案があります。とてもではないけれども、こんなものは成果が出ないし、特区を作ることが目的化したら絶対ダメだと思うのです。特に大都市型の特区の場合はそれでもある程度いいと思うのですけれども、前回私がお話ししましたように、地方を大きく巻き込む場合には、特区を目的にさせたらダメだなと。

共通して気が付いたのが、何しろ県と市の連帯感のなさ。特に県庁所在地のこれはちょっとひどいのではないのか。県庁所在地が言ってくると県はどうなっているのだろうかと思いますし、この一体感の欠陥を今回のこの活動の中で何とか崩したいと思いました。

今後の特区選定に当たっての視点、見方ですけれども、何と言っても、民の知恵も入れた形での官民一体での本気度、構想力の審査をしっかりとやらないとダメだと思います。そういった意味では、もう既にこうやって取り組んでいるのだという話の場合には結構本気なのだと思いますが、その場合は規制緩和だけでもいいのかなと。

まずは、大都市特区、大特区が必要で、これはおそらく色々な問題があっても、投資家への分かりやすさ。特区へ直接投資しようと思う人と、金融株式市場の投資家、両面で分かりやすさがものすごく大事だし、スピードが第一だと。竹中議員がおっしゃって

## 【公表案】

いる視点だと思うのですが、これは分かりやすさがなくなかなか飛び付いてこない、そういうムードにならないと思います。

ただ、大都市特区は、1次産業が主体にならないと思うのです。だとしたら、特に農業、林業についてはどこか1カ所、2カ所、地方でやっても規模が小さいわけですからそんなに効果は出ません。1次産業については、数を多くスタートさせることが必要ではないかなと思います。

農業、林業については規制の問題もありますけれども、私どもは今、私の出身の島根県と会社の出身の石川県でお手伝いをしていますが、結局、知恵出しと研究開発の問題なのです。この国の農業、林業がびっくりするほど知恵出し、研究開発に遅れを取ってきたということだと思います。さっき坂村議員がICTの話をされましたけれども、林業などは、北欧など世界の現状はまさにICTの極みの世界です。

今、社会貢献で経団連の会員、大企業が一次産業をお手伝いしています。ですけれども、いざビジネスとなったら、おそらく我々のような1兆円を超える企業にとっては、はっきり言って、農業、林業をビジネスにしようなどということでは長続きしないと思いますので、是非研究開発は、今、企業が社会貢献で色々熱心にやっている間に大学、あるいは政府の研究機関みたいなところを本当にもう少し農業、林業にシフトしていただき、若い人たちにファンドが応援してビジネスをやってもらう方向にならないかと思っています。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

続いて、秋池議員、お願いします。

○秋池議員 1回目も申し上げたことですが、広域の都市区についてはそこで集中的にたくさんの改革をやることを目指して、それこそが世界で最もビジネスがやりやすい都市をつくることにつながると思いますので、そういうことで、こちらは数を絞ってやっていくということだと思います。どこもここも同じようにやっていると、またそれこそ分かりやすくない。どこなのだという話になってしまいますので、そのように思っています。

もう一つ、今、1次産業というお話も坂根議員からございましたが、小ぶりのところで取り組んでいくところについては、早く取り組んだ人はそれだけリスクを取って、成功事例を最初に作ろうとやってくれるわけですから、事業が上手くいけば利益を上げるという組み立てにならなければいけないと思います。そのためにも、実際の当事者がこれなら行けるというモデルを考えていくこと。ビジネスモデルもそうですし、もちろん技術を活用することもそうなのですが、そういったことを考えていくことが必要なのだと思います。

したがって、先端というお話もございましたが、先端というものの中には技術面だけではなくて、今までずっとあるのだけれども、できなかったことをやるという先端性というものも検討していくべきだと思っています。

そういう意味では、かねてからずっと言われている、総理もダボスでスピーチをなさ

## 【公表案】

いましたが、やはり岩盤と言われているところはもうみんな見慣れてはいるのだけでも、でも、その風景を変えていくための大胆な踏み込みが重要だと思います。

したがって、雇用でありますとかということも含めて検討されていくということと、あとは、それをやり抜こうという当事者がいる、当事者意識を持った人がそこにいることを含めて地域を選んでいければと思います。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続いて、稲田大臣、よろしいですか。

○稲田議員 ありがとうございます。

規制改革会議を担当いたしております。本日、有識者議員の先生方から出していただいたペーパーの中で、規制改革メニュー追加に関してですけれども、このペーパーの中でも、規制改革会議と密接に連携を図るということをおっしゃっていただいておりますが、前回は申し上げたとおり、既に規制改革会議でかなり検討が進んでいる分野もあります。ですから、せっかく特区が突破口ということでもありますので、方向性について緊密に連携をしていただく必要があるので、十分調整を図っていただきたいと思います。

あと、規制改革会議で取り上げていない項目についても特区で取り組まれることによって、それをきっかけに全国展開したほうがいいというものもきっとあろうかと思っておりますので、そういう意味からも、十分に連携、協力を図って、そして、思い切って全国展開する規制改革にも取り組んでいきたいと思っておりますので、その点、よろしく願いいたします。

以上です。

○新藤議員 それでは、続いて、西村副大臣、お願いします。

○西村内閣府副大臣 ありがとうございます。

区域指定に当たっては、先ほど来、本気度にだいぶ差があるのではないかというお話もありました。まず、意欲がないとダメと。しかし、意欲があっても中身がないとダメと。また、中身があっても、地域のポテンシャルがないと日本経済にインパクトを与えられないと思っておりますので、そうした視点では是非絞り込んでいただければと思います。

追加提案は我々もできればしていきたい。6月に向けて成長戦略を議論していきますが、その中で医療・農業・雇用などタマが出てきて、一気にできないものは特区でやるということになると思っておりますので、是非それをお願いしたいと思います。

一方で、区域指定がされると区域会議がそこにできるわけですので、そこで色々な提案が出てくる。むしろそれを呼び起こさなければいけないと思っておりますので、そうした形で是非追加提案も出していければと思います。

意欲はあってそれなりにいいのだけれども、国家戦略特区として漏れたところを総合特区や構造改革特区で救っていくような道筋も是非実現をしていただければと思います。

道路コンセッションに関する法律の話は、国会の都合や他の法案の都合があつてなかなか難しいのかもしれませんが、できるだけやれればと思います。もし、難しい場合は、手続だけでも先行できるような工夫ができないかということで競争力会議でも御議論い

## 【公表案】

いただいておりますので、そこは何とか知恵を出してやりたいと思います。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、他にございますか。

あと1、2分でございますが、今、お話いただきましたように、まず、今回、自治体からのヒアリングの成果はしっかり生かしていきたいと思います。また、新しいことをやろうとする際に、ICTを絡ませるべきであるというお話は非常に重要な御指摘をいただいたと思います。

そして、地方自治体のヒアリングに併せて、国の各省に対するヒアリングを計画しています。そこで、この国家戦略特区に国として事業参加できるものがあるかについて各省から提案をしてもらおうと思っており、それらも併せて最終的な作業の詰めに入っていくことになると思います。

情報公開はできる限り早くやりますが、今、あまりにも途中なので、今日は失礼させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

バーチャル特区というのはとても革新的な概念でありますから、よく議論しながら進めてまいりたいと思います。

最後に、コンセッションについては私が担当大臣になりますので、とにかく遅れないように、まず、手続をきちんとやろうと思います。その上で、法案は元々今国会の提出予定がなくて、3月目途で作業をして、次の国会でということになっていたようです。ですから、実態上遅れのないようにきちっと取り組みたいと思います。

それでは、おそらく次の機会はそんなに遠くないと思うのですけれども、いよいよ絞り込みに入っていかなければなりませんので、また色々な機会をいただきたいと思います。

○竹中議員 1点だけ、コンセッションの話は、実は、関係者がすごく注目していることでもありまして、早めることにおいては何の問題もないと思いますので、その可能性を是非考えていただきたい。

各省からヒアリングされると、それは例えば、規制改革についてのヒアリングなのか、それ以外のものなのか。それはどういうことをおやりになるのかもまた是非教えていただきたいと思います。

○新藤議員 それでは、最後に安倍総理のほうから御発言をいただきたいと思いますので、まず、ここでプレスに入ってください。

(報道関係者入室)

○新藤議員 それでは、総理のほうから御発言をお願いいたします。

○安倍議長 今般、各自治体から、国家戦略特区を活用した具体的な取組と、規制改革事項の提案を伺ったわけでありまして。それぞれ、特徴がありますし、もう少し磨いたほうがいいところもあるわけですが、同時に画期的な提案を頂いたのも事実でありまして、活用していきたいという機運がでてきたのも事実であります。

こうした機運を大切にしていくことは大変重要であると思います。そういう意味においては、国家戦略特区を改革の突破口としたアプローチは間違っていなかった、この盛

## 【公表案】

り上がってきた状況を結果につなげていきたいと思います。

こうした具体的な提案に基づき、今後2年間を集中取組期間としていくという、ダボスで私が世界に向かってお約束をした、この方向に向かって、いわゆる岩盤規制改革を具体的かつスピーディに進めていかなくはなりません。

来月には、具体的な地域や、地域ごとの方針を示していきます。

この国家戦略特区諮問会議においては、産業競争力会議、規制改革会議とも十分に連携しながら、日本経済の再生に向けて、真に効果ある規制改革に取り組んでもらいたいと思います。

(報道関係者退室)

○新藤議員 それでは、大変ありがとうございました。

本日はこれで閉会とさせていただきます。

またよろしくどうぞお願いいたします。

(以上)

## 第4回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年3月28日（金）17:40～18:31
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所招聘教授
臨時議員	田村 憲久	厚生労働大臣
同	林 芳正	農林水産大臣
同	太田 昭宏	国土交通大臣
	西川 京子	文部科学副大臣

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1）雇用指針等について
  - （2）国家戦略特別区域の指定について
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1-1 雇用指針案について（日本語版・英語版）
- 資料1-2 雇用指針（案）

## 【公表案】

- 資料2 国家戦略特区の規制の特例措置に関する検討状況（下村臨時議員提出資料）
- 資料3-1 国家戦略特別区域の概要（案）
- 資料3-2 国家戦略特別区域及び区域方針（案）
- 資料4 国家戦略特区 区域指定に当たって（有識者議員提出資料）

### （参考資料）

- 国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）
- 

### （議事録）

- 甘利議員 ただ今より、第4回「国家戦略特区諮問会議」を開催いたします。  
本日は、新藤議員が国会審議により遅れて参加をいたしますので、冒頭、私が進行を務めさせていただきます。  
また、竹中議員につきましては、電話での参加となります。  
さらに、田村厚生労働大臣、林農林水産大臣、太田国土交通大臣及び西川文部科学副大臣にも御参加をいただいております。  
それでは、議事に入ります。  
本日は、雇用指針等につきまして審議をいただくとともに、国家戦略特区及び区域方針について御意見をいただきたいと思っております。  
なお、過日御議論をいただいた基本方針につきましては、2月25日に閣議決定されております。参考資料としてお手元に配付をしております。  
まず、最初の議題ですが、資料1の雇用指針案を御審議いただきます。  
雇用指針につきましては、法律の第30条第5項、第37条第2項の規定により、諮問会議の意見を聞いて作成するとされておりました、本日がその場となります。  
初めに、田村厚生労働大臣から御発言があります。
- 田村臨時議員 それでは、御説明をさせていただきます。  
国家戦略特別区域法第37条第2項に基づきまして作成した雇用指針案について、概要をペーパーに沿って説明いたしますが、資料1-1を御覧いただきますようお願いいたします。  
まず、1ページ目からであります。雇用指針はグローバル企業及び新規開業直後の企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めるとともに、労働関係の紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、労働関係の裁判例の分析・類型化により作成するものであります。  
今後、雇用指針については、国家戦略特別区域に設置される「（仮称）雇用労働相談センター」において、グローバル企業等から要請に応じた相談を行う際に活用していくことを考えております。  
次に、作成の基本方針について御説明いたします。裁判例を分析した総論として、解



## 【公表案】

雇権濫用法理など、国内企業に共通に適用されるルールについても、裁判所は人事労務管理の実態を考慮して判断することがある旨を指摘しています。具体的には、長期間の雇用を前提とした典型的な日本企業に多く見られる内部労働市場型と空きポスト発生時に中途採用等を行い、必ずしも長期間の雇用を前提としない外資系企業等に多く見られる外部労働市場型の人事労務管理の相違を考慮した上で、裁判所が判断することがある旨を記述いたしております。

また、裁判例を類型化した各論においては、グローバル企業等の関心の高い項目や、紛争が生じやすい項目を中心に代表的な判例や、外資系企業等を対象とした裁判例を体系的に紹介するとともに、外資系企業等が我が国の雇用ルールを理解しやすいよう、日本の法制度や雇用慣行についても紹介しております。

さらに、労働関係紛争が生じやすい解雇について、未然に紛争を防止するため、一定の事項を労働契約や就業規則に定め、それに沿った人事労務管理面の運用を行うことを助言として記載しております。

2 ページ目でございますけれども、雇用指針案の柱立てについて整理をいたしております。この内容に関しては、内閣官房との緊密な連携のもと、国家戦略特区ワーキンググループ委員の皆様を始め、関係の有識者の御意見も伺いながら取りまとめてまいりました。

また、去る3月13日の労働政策審議会において、労使の代表及び公益委員の意見を聞いております。雇用指針の内容についての特段の異論は示されず、効果的に周知すべき、相談、援助が公平公正に行われるよう留意すべきといった建設的な御意見をいただいたところであります。具体的な内容については、お手元の冊子「雇用指針（案）」を御参照いただければと存じます。

グローバル企業等の投資や雇用の拡大に向けて、真に有効な取組が進むよう、政府の一員として、関係地方公共団体や関係府省としっかり連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○甘利議員 厚生労働大臣、ありがとうございました。

それでは、ただ今の雇用指針案につきまして、御意見をいただきたいと思っております。

八田議員、どうぞ。

○八田議員 これまで日本の雇用契約に関しては、裁判所の判例を待つまで、決めた雇用関係が合法的かどうか分からないから予見可能性がないと批判されてきました。しかし、このガイドラインでは、過去の判例における判断基準を明確化し、その基準に沿ったものを書面で契約することを勧めています。そうした場合には、日本の裁判所はちゃんと尊重してきたという事実を前提として書かれています。したがって、これは日本の雇用関係を透明なものにするのに貴重な第一歩だと思いますので、賛成いたします。

○甘利議員 他によろしいですか。

坂根議員、どうぞ。

○坂根議員 今回、この内部労働市場型、外部労働市場型という分類は、外国人に対して

## 【公表案】

はもちろんだが、日本人そのものもこの区別で整理されてみると、改めて日本の中も内部型の、従来、我々のような企業はそうですけども、一方で、外部型の分類相当のものがあるということをつかりやすくまとめられたと思います。

特に別冊の指針の中の総論のところ非常に大事なので、例えば、私どものような伝統的な製造業では、おそらく内部型を、いい悪いは別にして、将来とも適用していくことになると思うのです。長期雇用の中で、この人はこの仕事では適材ではないなと思ったら、違うところに配転する。2カ月後からアメリカに駐在してくれなどということ、ある意味で、家庭の事情を先に聞かずに言う場合だってある。それだけ企業が使用者側のメリットを発揮しているところもあったりして、結局そうやって内部人材の育成を適性を見ながらやっていくという、非常に大きな部分がありますから、いい部分がいっぱいあります。問題は、雇用調整しにくいデメリットを非正規制度で補完してるわけで、この格差問題を緩和することが求められています。今回こうやって整理された中で、内部型のいい部分も総論の中で少し触れられておりますから、是非この総論のところも当然英文化されるのだと思うのですが、外資に対して説明をする、相談に乗ったときにこの部分をよく説明するというをやっていただきたいと思います。

○甘利議員 秋池議員、どうぞ。

○秋池議員 今回の指針案はとてもよくできていると思っております。と言いますのは、ただ今坂根議員がおっしゃいましたように、元来、日本企業の良いところと言われていたところは今後も生かしつつ、だけれども、選択できるところが優れていると思っております、これが正しく国内外に伝わることを期待いたします。その意味では、今日同時に英語のものも御用意いただいているということは非常に大きなメッセージだと思っております。

○甘利議員 他によろしいですか。

忌憚のない御意見をいただき、ありがとうございました。

田村大臣、お褒めにあずかって良かったですね。

雇用指針案に関する御意見につきましては、議長一任とし、決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○甘利議員 ありがとうございます

それでは、そのような取扱いとさせていただきます。

さて、本日は、他の省庁からも御参加いただいておりますが、現在検討中の規制改革事項につきまして、まずは、西川副大臣より御発言をお願いいたします。

○西川文部科学副大臣 まず最初に、公設民営の学校についてお話させていただきたいと思っております。

これは学校の公設民営化ということで、平成25年12月13日に国家戦略特別区域法が施行されまして、施行後1年以内を目途として、その具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという規定が盛り込まれているところでございます。

## 【公表案】

これを例といたしまして、具体的に去年の10月、私を主査として省内で検討チームを作りました。具体的には、大阪の市長から公設民営の、それも高校だけではなくて義務教育もやりたいというお話がありまして、それに対応してどう検討していくかということで始まったのですが、実は、かつて小泉政権のときの構造改革特区で、国主導で公私協力学校制度というものを作ったのですが、現実には1校の手挙げもなく、一切具体化されなかったのです。

ですから、そういう経験があるものから、今回は省内で国としての財政措置のあり方とか、委託する業務をどうするかとか、ある程度の検討はしているのですが、具体的に大阪市のほうからきちんとした具体案が乗ってこない、最後の詰めのところができないということで、そういう形で今、検討しているところでございます。具体的には、公設民営学校の特例、公設民営学校の管理主体、必要な経費をどうするのか、あるいは管理主体を決めてもらわないと困りますけれども、非常に公権力の強い義務教育ということで、最終的に地方公共団体が権限を担保するのかどうかとか、そういうことをきちんと詰めていきたいのですが、これはやはり具体的な相手がいないと最後の詰めはうまく行かないということがありますので、今、大阪市の提出を待っているところでございますが、御承知のように、市長選やら何やらでちょっと具体的なものがまだ出てきておりません。ただ、市場調査を大阪市のほうで民間業者にやっていただいて、14の業者が手を挙げているという状況はありますので、それを見守りながら、もう少し大阪市のほうからきちんとした、どこを主体としてやりたいかということが出てまいりましてから、具体的な検討に入りたいと思っております。

以上でございます。

○甘利議員 ありがとうございます。

他にありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

各省におかれましても、検討中の規制改革事項を速やかに実現すべく進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○西川文部科学副大臣 続けて、申し訳ありません。

○甘利議員 医学部の話ですね。

○西川文部科学副大臣 もう一つ、地域が限定された場合の医学部の新設ということが検討状況として挙がっておりますので、この点について御説明させていただきます。

平成25年10月の日本経済再生本部において、医学部の新設については、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえて関係省庁と連携の上、検討すると決定されたところでございまして、厚生労働省とも連携をいたしまして資料を作成してまいりました。

実は、国家戦略特区として医学部を設立するというのと、もう一つ、東北に医大をつくるのが現に決まっておりますので、これは正直、両方一緒にスタートすると、地域の混乱というか、色々な問題が出てまいります。地域医療、東北地方の医学部新設に必要な教員・医師の確保、この辺が非常に、両方一緒ということはなかなか厳しい

## 【公表案】

ということがありまして、東北に配慮してやっていくということになっております。

その上で、国家戦略特区においては、既存の医大とは違いまして、本来の国家戦略特区の趣旨を踏まえまして、一般の臨床医の養成、確保を目的とするのではなくて、言わば異次元のと言いますか、世界のトップレベルの医療分野における研究者の養成、あるいは日本の医療を国際展開するために新興国その他でも活躍できる医師の養成といった、際立った大きな目的を有した大学を目指しているところでございます。

そういう意味で、社会保障制度に非常に影響を及ぼす可能性もありますので、今回、仮に国家戦略特区で医学部を新設するとしますと、これだけのハイレベルなものをつくるため、それだけの教授陣と言うのでしょうか、人材も非常に必要となりますので、とりあえず、1校ということに限定して検証してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○甘利議員 それでは、改めまして、他の大臣、民間議員の皆さん、よろしいですか。何かありますか。

官房長官、どうぞ。

○菅議員 今、1校に限定ということでありましたけれども、とりあえず、特区の中で一つのまさに突破口のようなものをやるわけですから、限定と言うと、これで終わりみたいな感じになります。そういうことではないと思います。

○西川文部科学副大臣 とりあえず、一つとしてということに訂正させていただきたいと思えます。

○甘利議員 では、そういうことでよろしいですか。

竹中議員、どうぞ。

○竹中議員 医学部の新設は、私は、この間から西村副大臣と御一緒に香港で投資家の方と話し、昨日までもロンドンで話してきたわけですが、この問題は、35年間、いわゆる大学医学部という一つの世界に新規参入がなかったということで、これは海外からは批判というよりも、むしろ驚きの目で見られている大変重要な問題だと思います。

医学部の新設は、昨年10月の閣議決定では、規制改革の初期メニューとして位置付けられていたと理解しておりますので、これは引き続き検討課題ということですと、世の中から後退と受け取れますので、いつまでに検討し、いつまでに実現できるのかを明確にするように是非努力をしていきたいと思えます。

いずれにしても、新規参入がないところにイノベーションはあり得ませんので、そういうまさに産業競争力、一つの地域戦略の観点からもさらに踏み込んだ検討をお願いしたいと思います。

○甘利議員 ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、国家戦略特別区域法第30条第1号及び第3号の規定により、国家戦略特区の指定及び区域方針について御議論をいただきますが、前回の諮問会議やワーキンググループの議論を踏まえた案をお示ししております。

## 【公表案】

お手元の資料3-1、区域案を御覧ください。私から簡潔に説明をさせていただきます。

国家戦略特区の指定案につきましては、事務局として、以下の6地域を考えております。

まず、国際ビジネス、イノベーションの拠点をテーマとして、東京都・神奈川県の一部または一部、千葉県成田市を区域とする東京圏。

医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援をテーマとして、大阪府・兵庫県・京都府の一部または一部を区域とする関西圏。

大規模農業の改革拠点をテーマとして、新潟県新潟市。

中山間地農業の改革拠点をテーマとして、兵庫県養父市。

創業のための雇用改革拠点をテーマとして、福岡県福岡市。

さらに、国際観光拠点をテーマとして、沖縄県。

なお、東京都と沖縄県につきましては、規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることといたします。

また、それぞれの区域ごとに目標や政策課題、実施が見込まれる事業や規制改革事項を整理いたしました資料3-2も御覧いただき、御議論をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

順次、指名をさせていただきますので、その順でまず、御発言をいただければと思います。

まず、八田議員、お願いいたします。

○八田議員 今回の指定案には、私どもワーキンググループ及び民間議員の意見が基本的に反映されています。御礼申し上げます。

資料4に沿って、民間議員がどういう議論をしていたかを、今後の御参考のために、御紹介したいと思います。ここでは、坂村議員の名前が入っていませんが、後で御説明になるとは思いますけれども、大筋で御賛成ですが、一部について意見が違うためです。

まず、東京都の指定です。

前回のこの会議でも申しましたが、2月時点でのヒアリングにおける東京都の提案は、おそらくは知事交代直後間もなかったこともあって、極めて不十分でありました。特に外国企業・投資家等も注目する雇用・労働分野を含めての提案が全くなかったのです。指定のためにはこういうことが改善されるべき条件だと考えております。

私どもの議員やワーキンググループの中では、東京都はあんまりだから、これは外したほうがいいのかという議論さえありました。しかし、特区における雇用改革では、大都市のことを考えてやってまいりましたから、東京都を外すわけにはいきません。提案の更なる充実を求めたいということです。

2番目に、東京都のどこを指定するかはさまざまな意見があります。私どもは、都全域の指定を目指すべきだと考えています。

実際には、例えば、高尾山で容積率の緩和をしても意味がないわけですから、容積率を緩和する「事業区域」は、都心の狭い地区に設定することになります。さらに、例え

## 【公表案】

ば、雇用についての規制緩和は、東京の真ん中だけではなくて、もっと広い範囲になるでしょう。事業ごとに、色々な範囲があると思います。一旦、東京都が特区に選ばれた後で、区域会議が事業区域を決める。その上で、関係する区だとか、市も必要ならば区域会議に入っていく。そういうことが望ましいのではないかと私どもは考えております。

改革拠点の速やかな指定についてということですが、バーチャル特区ということをやっと申しております、これは坂村先生が元々提案されたのですが、その後、革新的事業連携型と名前を変えました。今回は、革新的事業連携型の中での改革拠点をいくつかを選ぼうというわけです。

福岡市は雇用の改革での拠点として選ばれました。

新潟市と養父市も同様に農業改革の改革拠点として選ばれました。元々、養父市という誰も聞いたことのない市が勇猛果敢な提案をされて、制度が許すならば、農地の権利移転に関する権限を農業委員会から市に譲るということを農業委員会と市でもって合意した。そういう話だったのです。それは、今まであまり提案されたことがない、非常に意欲的な提案だということで、多くのワーキンググループの委員及び議員が関心を持ちました。

ただし、養父市は耕作放棄地が多い中山間地です。一番の心配は、そんなところで大規模な農業などはできないから、輸出などはできないだろうということでした。ところが、養父市は、「農業委員会の改革が行えるならやってもいい」という事業家を連れてきました。その事業家が言うには、輸出も含めて日本の農業を経営的に乗せるには、大規模化するだけが能ではなく、非常に高い付加価値を持たせなければいけない。養父市には質の高い農産物がある。それを利用して弁当や加工食品を作り、宣伝していけば、これは商品化できるということです。今まで自分たちは、そういう事業にはどこにも出ていけなかった。農業委員会がバリアになっていたためだ。養父市で農業委員会について心配しなくてすむのなら是非入りたいとおっしゃっていた。

その後、新潟市も実は、「うちもできる」とおっしゃいました。面白いことに、養父市のほうは耕作放棄地がたくさんあるのですが、新潟市には何もないのです。立派な田んぼばかりなのですが、そこに新規参入者が入りたいというわけです。ですから、片一方は耕作放棄地だらけ、片一方は非常に立派な田んぼという非常に違った状況であるにもかかわらず、それぞれ市が地元の農業委員会と相談して、権利関係のことは市が預かっていいですということになった。

全国的に見ますと、農業委員会はすごくうまく行っているところもあります。しかし、何と言っても、既成事業者が新規事業にどうぞお入りなさいとは言いにくいですから、どうしても参入には障害があるわけです。市のような中立的なところがやるか、あるいは第三者の委員が多く委員会に入れればいいのです。養父市の提案はこういうタイプのものでした。

この二市が提案された後、愛知県の常滑市と北海道の3自治体もそういう提案をされてきました。それぞれ特徴がありました。

愛知県常滑市は耕作放棄地がありますが、名古屋の飛行場のすぐそばで、人口がどん

## 【公表案】

どん増えている。区画が刻々と変わりつつあるし、輸出のことを考えて、新しい企業が入ってきたがっている。ここには、耕作放棄地があるけれども、養父市とは全く違う状況にある。

一方、北海道の各市には耕作放棄地がない。そして、酪農とか果実とか、そういうことが中心のところには外部の大きな企業が入ってきたいと言っている。それぞれに特色があるわけですね。

ですから、常滑市とか北海道などということも、第二次指定のときには是非また候補として考えるべきではないかと思いますが、とりあえずは、新潟市と養父市で始めるべきではないかと思います。

なお、第二次指定のときには、是非被災地のことも念頭に置くべきではないかというのが私どもの意見でございます。

次は、繰り返しになりますが、広域都市圏の指定範囲についてです。指定範囲は、これまでの構造改革特区とか、総合特区、国家戦略特区で色々違うのですが、国家戦略特区の基本方針の中では、都道府県単位を基本とするということになっています。

これは基本ですから、これで行くべきだということの根拠は何かと言いますと、そもそも構造改革特区のときには、神奈川県と大阪府では、規制改革項目がそれぞれ一つだけだったのですが、それでも全県指定にしました。今回、もっと大規模なものを作って、色々なポテンシャルを生かそうというのですから、県に責任を持ってもらって、先ほど申し上げたように、事業区域は狭めてやるということではないかと思っております。

2ページの後のほうに行きまして、「4、規制改革メニューの追加」です。これについては、新しい追加をやるべきだということで、産業競争力会議とか、規制改革会議とも連携しながらやれ、という御指示が総理からあったのですが、まだちょっとこれが進展していないので、これを迅速に対応すべきだと考えております。

以上でございます。

○甘利議員 それでは、電話で御参加の竹中議員、お願いします。

○竹中議員 申し上げます。ありがとうございます。

今、八田先生が詳しく御説明してくださいましたので、もうほとんどそれに尽きていると思いますが、特に3点強調させていただきたいと思うのです。

まず、地域の6指定の指定案をここまでおまとめいただいたことについては、非常に我々の意見を反映してくれていて、深く感謝しております。

ただ、1点やはりその中で大変気になりましたのは、東京都の提案でありまして、これはさらに改善が必要である。東京都は頑張ってくださいと思います。それとの関連で言いますと、今後、地域指定がされた後、区域会議のようなものが立ち上がりますけれども、他のところの区域会議はできるだけ早く立ち上げてもらいたいのですが、東京都とか、提案をさらに改善するところについては、むしろ拙速に区域会議を立ち上げないで、じっくりと検討してもらいたい必要があるかと思っております。これが第1点であります。

第2点が、広域都市圏の指定範囲ですけれども、これももう八田先生が言われたように、都道府県単位を基本とすべきである。これに関して、是非投資家の声として届いて

## 【公表案】

いるものを申し上げたいのは、今回の特区が実際、日本経済のどの程度にインパクトを与えるのかということに対しては、非常に強い関心があります。その意味では、色々なことが起こる。その色々な可能性を信じて規制緩和するというものが基本的な概念でありますから、できるだけ広く範囲は取ったほうがいい。

したがって、都道府県単位で、その都道府県の一部とかということではなくて、都道府県全体をする。今の案に基づきますと、大体GDPの3分の1が特区でカバーできる。これは投資家にとっては非常に分かりやすい説明になるし、歯切れの良い説明になる。その点も踏まえまして、広域で、都道府県単位で指定は行うべきだと思います。それが第2点。

最後に申し上げたいのは、今後のことでありますけれども、やはり追加メニューの検討と追加指定の検討、これは速やかに行うべきだと思います。今回指定された地域の多くが求めている外国人就労資格の緩和は重要であると思えますし、特に特区の中でこれを主体的に動かす大学でありますとか、企業のガバナンスの問題が出てくると思えます。大学や企業のガバナンスに関しても、今、コーポレートガバナンスに関する案が進行中ですので、そういうものも取り込んで、さらに追加メニューを検討する。そして、今回は漏れましたけれども、例えば、被災地とか、愛知県の常滑市とか、そういうところの追加指定についても急いで検討を始めるべきだと思います。

以上です。

○甘利議員 ありがとうございます。

続いて、坂村議員。

○坂村議員 1人だけここに入っていないのですけれども、けんかしているわけではないのです。私もできるだけ自由なイノベーションがいいと思っているという意味では一緒です。ただ、だからこそ国家戦略特区を大事にしたいのです。

例えば、対象地域に対しては、指定範囲については全部または一部のどちらかとするかを政令に定められてありますので、指定範囲は当初は欲張らないで、できるだけ効果が見込める部分をピンポイントで決めるべきで、もうちょっと簡単に言うと、狭くしたほうがいいのではないかというのが私の意見です。

国家戦略特区を決めて、ドリルで試掘してうまく行ったら広げるというシステムを、できるだけ息長く維持することが日本にとって重要だと思っているからでございまして、現場からの提案ベースで試掘して、PDCAサイクルを回して、問題点を最小化してから範囲をその後、広げていくという、そういう恒常的に法律を見直せるシステムが日本には今、必要なのではないかと私は思っています。

範囲を広く取り、最初に欲張り過ぎると、関係者の説得のための時間とか、政治力とか、運用の事務処理力とか、多くのリソースが必要となって、そして、効果が上がらないと「あんなに無理したのに、結果はこれなのか」という話になってしまって、システムが止まってしまう。だから、できるだけ効果が大きいところにピンポイントで力を全力集中で充てて、是非これを成功させるべきではないか。そのときに民間の力をどれだけ有効に使うのかというところを考えるべきだと思います。



## 【公表案】

また、革新的事業連携型特区というか、バーチャル特区もやはりピンポイントで力を集中すべきで、内容の革新性ということで、場所を絞ることをやるべきではないか。その革新性というときに、ICT、情報通信技術を最大に使うように誘導すべきだということです。ここ10年間で、日本はICTの分野で破壊的に世界から取り残されているということをお話したと思いますけれども、規制がなくなれば自然に技術が何とかなるなどという生ぬるい話はないと私は思っています。日本では、技術を社会に出して、ビジネスにするまでの死の谷というものが、いわゆるイノベーションでものすごく長くて、例えば、私は覚えているのですけれども、ヒアリングで出てきたときに、これから重要になる遠隔手術システムみたいなものがある日本のメーカーが作ろうとしたときに、国内で規制が強くて出口がないからというので開発をやめてしまったと言っていました。そういう人たちを引き戻して、日本でやってもらうには戦略が必要で、最初から社会の出口と一体化して技術開発ができるようにする必要があります。そういう意味で、革新的医療特区とか、革新的農業特区、革新的事業雇用特区という、革新性というところを重視するところに意味があると私は思っています。

ところで、革新的医療特区では、ICTで遠隔治療に関すること自体に、多分、厚生労働省とか、色々な規制が出てくると思うのですけれども、革新的農業特区に関しては、ICTを使うということに対しては別に規制はないのです。ただ、問題は、ICTの投資に見合うだけの生産性を上げるには、結局、前回お話したようなオランダを言うまでもなく、技術ではなく、規模がある程度必要なのです。ある程度の規模が要る。日本の産品で輸出して大きな収益を上げるには、10%といったレベルではなくて、おそらく数100%といった異次元の生産性向上が必要で、それにはまとまった農地集約が絶対に必要で、また、数十億円規模の初期投資を受けるには株式会社組織が必要で、その面で規制は制約だと確かに思います。

ただ、逆に言えば、どんなに意欲があっても、まとまった農地と資本がなければ異次元の生産性向上は見込めないわけですから、意欲は必要ですけれども、それだけでは不十分ではないかというのが、国家戦略特区というものに対する私の思いです。

そういう意味で、革新的農業特区の産品というものは、輸出して大きな収益を上げることを条件に入れるとか、そういうことをすれば、反発よりは、いいことをやっているとなって、日本の農業が強くなるのではないかというのが、私が思っていることです。

そういう意味で、目標は違うとは思いませんけれども、ちょっと考え方が違うということで、意見を述べさせていただきました。

以上です。

○甘利議員 ありがとうございます。

続いて、坂根議員、お願いします。

○坂根議員 このペーパーには、私も連名になっていますから、八田議員と竹中議員が触れられたコメントでほぼ全てがカバーされていますが、一つだけ、被災地の扱いについてのコメントがあります。今回初めて特区を選定したわけですが、被災地のことに一切触れずに選定結果のみ開示するのはいかがなものか。被災地は特別な考えを持っている

## 【公表案】

と、何か被災地に対してメッセージを出してほしいと思います。

特に福島県については、私どもは、今、坂村議員がおっしゃいましたけれども、ICTなどというものは、ある日突然全国レベルで始まるわけではなく、誰かがどこかで具体事例を実現することから始まるわけです。例えば、私どもの会社も福島原発処理のためのロボット研究を今やっていますけれども、福島県では、電波法の規制緩和を思い切ってやってもらわなければならないわけです。

私は、今、会社の出身地である石川県の農業と、私の出身の島根県浜田地区のICT林業に関わっていますけれども、私が言っているのは、特区の議員をやりながら矛盾しているかもしれませんが、特区などを当てにするなど。規制緩和さえしてもらえばできるはずなのだから、とにかくやることをやろうと言って、地元で話をしております。

私は、この特区はあくまでも手段であって、全国レベルでいかに競争心を持って知恵出しを促進するかということに、その突破口にしようとしているわけで、先ほどの新潟市、養父市、福岡市、特に養父市の件は小さい案件かもしれませんが、そこでこんなことをやっているなら、俺たちもやろうとなってくれる。そういうきっかけになることに意味があるのだと。そのためには、とにかくヒアリングしてみても分かりましたけれども、ものすごくやる気があって、既にとっかかっている人と、特区があるなら今から考えようかとやおら考えた人の差というのは歴然としていまして、その最たるものは東京都ですから、是非東京都には厳しい条件付きでお願いしたいと思います。

○甘利議員 秋池委員、どうぞ。

○秋池委員 私もペーパーに書かれていることは既に御説明されていますので、1点追加ですが、やはり国の成長と、改革のために、国家戦略特区であったり、規制緩和であったり、技術の活用でありますとか、あるいはビジネスモデルを変えていく、そういうことが方法としてあるのだと思っています。あらゆることを使って成長を目指していく、ドリルで規制を緩和していくことが求められています。

ですので、選ばれた地域は、選ばれたことに安住せず、是非やり続けていただきたい。そして、やっていくと見えてくる、ここも変えたほうが良いという新しい規制については、是非どんどん挙げていただきたいと感じております。

○甘利議員 ありがとうございます。

続いて、稲田大臣、どうぞ。

○稲田議員 今回特区に指定された地域におかれましては、規制改革のメニューを最大限使って成果を上げていただきたいと思います。規制改革の突破口、規制改革の風穴ということを期待しております。規制改革会議としても、今後この特区の施行状況を確認しながら、全国展開をすべきと判断される場合には、必要な検討を行って、迅速・適切に対応していきたいと思っております。

以上です。

○甘利議員 ありがとうございます。

私からも一言発言させていただきます。

この国家戦略特区という案の議論を始めたときに、私は、日本を代表して、このそれ

## 【公表案】

それぞれのテーマに関しては、世界に冠たる地域にすると、世界の3本、4本の指に入るような地域をつくるということを申し上げました。それでありますから、どこでもそこでも指定しないで、言ってみれば、日本中がそこに意識を集中するぐらいの取組をしないとうまく行かないということを申し上げた次第であります。

二次指定以降云々という話がありますけれども、私は、ここが成功するまでは、ちゃんと芽が出るまでは他に気をそらせないというぐらいのつもりでやっていただきたいと思います。それぞれが抱えているテーマに関しては、世界に冠たる地域だと。養父にあっても、中山間地域の星となるような成功を収めることが大事だと思っております、次から次へと指定していくと、この国家戦略特区が「どこでも特区」になりますから、その点は是非留意をしていただきたいというのが私の思いであります。

他にありますか。

農林水産大臣、どうぞ。

- 林臨時議員 せっかく今日はお招きいただきましたので、一言だけ申し上げたいと思います。

是非PDCAのサイクルの中に、先ほど坂村先生がおっしゃったように、細かくドリルで開けたものをできたら展開するという中に、我々規制官庁と言われておりますが、一緒に入れていただけるといいなと思いました。

先ほど農業委員会の例がございましたが、実は、この1年で官邸で農林水産業・地域の活力創造プランを作りましたので、全体の施策自体が相当変わってきております。例えば、農地中間管理機構を使うと、農業委員会で、ある意味でバイパスしながら集積ができる。これは公的機関ということで、農地法の例外にしましたが、そういうことが今までなかったこととございますので、元々こういう規制があって、こういう穴を開けるという規制そのものがどんどん変わっているところがありますので、是非PDCAの中に我々も加えていただいて、今ある規制は、全体が変わるという前提も持っていただきながらやっていただくといいと思います。

規制ということに加えて、我々は次世代施設園芸というものを既に平成25年度補正予算と平成26年度予算をいただいて、補正は6件ほどもう既に箇所付けが終わって、スタートすることになっています。そういうものと横展開が組み合わさっていくことによって、どなたかがおっしゃっているように、特区は手段であって、これが目的ではございません。目的、私の関係では農業の発展ということにうまくつなげていくようにできればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 甘利議員 林農林水産大臣には、是非安倍ドリルの切れ味を良くするといしになっていただきたいと思ひます。

他にありますか。

太田国土交通大臣、どうぞ。

- 太田臨時議員 大都市を再生する、また、東京圏、あるいは関西圏、これは今、最大のチャンスだと思います。都市再生、大都市というのは、国際経済戦略都市という明確な位置付けのもとでやっていく。そして、東京オリンピック・パラリンピックがある。こ

## 【公表案】

これは本当に生かしていくときだと思います。梅北がかなり際立っていますし、明日開通予定になりますが、新橋から虎ノ門に至る、いわゆるマッカーサー道路、道路の上空、ビルを一体的にというプロジェクトがいよいよ明日から目に見える形で行きますし、また、築地の区間を首都高速を空中権を使って、それをボーナスを付けて飛ばすということを具体的に展開します。そういう意味では、今回、特区ということで、東京のことを随分言われましたけれども、明確な意識を持って、街区内の容積率を飛ばすことができる。コンベンション施設の立地を促進するための用途緩和等が特例でできることになる。非常に大きなことだと思いますし、今朝も首都直下地震に対する対応というものをやったわけですが、そういうことも含めて、新しい世界の中で最先端の都市をつくるというそのチャンスというものにこれを生かしていかなければいけないと思って努力をしたいと思います。

○甘利議員 ありがとうございます。

他にありませんか。

忌憚のない数々の御意見ありがとうございました。

いただいた御意見につきましては、議長、内閣総理大臣一任とさせていただき、国家戦略特別区域を指定する政令案及び区域方針に反映させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○甘利議員 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、最後に安倍議長から御発言をいただきますが、ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○甘利議員 それでは、安倍議長から御発言をいただきます。

○安倍議長 本日、ここに、国家戦略特区の指定区域と、それぞれの区域ごとの改革の方針を示すことができました。まずは、今年1月以来、集中的、迅速に審議を進めていただいた、議員の皆様には感謝を申し上げます。

昨年6月、私が国家戦略特区を提起して以来、「スピード」と「実行」を重視してまいりました。早速、秋の国会で国家戦略特区法が成立をしました。そこには、病床規制の緩和、雇用ルールの特化、農業委員会の見直し、公設民営学校の解禁など、過去何年も手が付けられなかった、いわゆる岩盤規制改革を盛り込むことができました。

次のステップとして、これらの規制改革を実行するため、地域と事業を具体化しなければなりません。本日お示しした指定区域の中で、「東京圏」、「関西圏」といった広域的な大都市圏は、世界から人材・資本・技術が集まる「国際ビジネスやイノベーションの拠点」として、都市再生、医療、雇用、教育などの分野における総合的な規制改革を実現してまいります。

また、やる気に満ちあふれた自治体である「新潟市」、兵庫県の「養父市」、「福岡市」は、農業や雇用といった岩盤規制分野の「改革拠点」として、農地流動化や、ベンチャー・創業支援を強力に推し進める突破口となります。

## 【公表案】

さらに膨大な観光資源を持つ「沖縄県」も含め、この6か所の国家戦略特区では、具体的な事業計画について、早いものは夏までに国・自治体・民間が一体となってまとめることとしたいと思います。

発案から1年もたたずに、国家戦略特区という「岩盤規制を打破するためのドリル」を実際に動かせる体制が整いました。このスピード感をさらに加速し、今後2年間で岩盤規制改革全般をテーブルに載せ、突破口を開いていく決意であります。

安倍政権の規制改革に終わりはありません。また、聖域もありません。被災地を含め、大胆な規制改革提案があれば、今後とも柔軟かつスピーディーに対応し、事業計画の深掘りや、新たな具体的な地域の指定にもつなげていく考えであります。

○甘利議員 安倍議長、ありがとうございました。

プレスของ皆さんはここまでいたします。

(報道関係者退室)

○甘利議員 それでは、時間になりましたので、第4回の会議を終了いたします。

次回の日程については、事務局より後日連絡をいたします。

ありがとうございました。

(以上)

## 第5回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年5月12日（月）15:35～16:11
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	新藤 義孝	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地域活性化担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所招聘教授

後藤田 正純 内閣府副大臣

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1）当面の進め方について（区域会議の運営など）
  - （2）その他
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 国家戦略特区 指定区域における取組状況について（新藤議員提出資料）
- 資料2 国家戦略特区 成長戦略改訂に向けた当面の対応について（有識者議員提出資料）
- 資料3 国家戦略特別区域会議（区域会議）の運営について（新藤議員提出資料）

## 【公表案】

### (参考資料)

- 国家戦略特別区域を定める政令
  - 国家戦略特別区域及び区域方針
  - 国家戦略特区の指定に当たっての留意点及び当面の進め方について  
(4月25日 有識者議員提出資料)
- 

### (議事録)

○新藤議員 それでは、ただ今より第5回国家戦略特区諮問会議を開催いたします。

本日は、稲田議員が御欠席でございますので、後藤田副大臣に御出席をいただいております。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日は、区域会議の運営などの当面の進め方について御審議をいただきたいと思っております。

まず、前回の諮問会議で、総理より発表いただいた6カ所の指定区域につきましては、お手元の参考資料でございますように、4月25日に政令を閣議決定し、5月1日より区域方針とともに施行しております。

また、4月25日の民間有識者議員からの御意見も踏まえ、5月2日と7日、私の諮問機関でもありますワーキンググループの皆さんで、指定区域の取組状況についてのヒアリングを行いました。

資料1を御覧いただきます。資料1の1ページ目にありますように、各区域とも総じて積極的に規制改革の初期メニューの活用をする予定でございます。

また、2ページ、3ページにありますように、多くの地域で推進体制を整備し、早急に区域会議を立ち上げ、6月までに区域計画を作成したいとしております。

私としても、こうした指定区域の取組を全面的に後押ししてまいりたいと考えております。

この点につきまして、ワーキンググループの八田座長の方から、補足的に御説明をお願いしたいと思います。

どうぞ、お願いいたします。

○八田議員 どうもありがとうございました。

今、大臣からお話ございましたように、今回選定された6区域の自治体の当局の方々を5月初旬にお招きしまして、区域会議についてお持ちのイメージと、予定されている初期メニュー活用プロジェクトとを伺いました。区域ごとに、熟度についての濃淡はございますけれども、総じて各区域とも積極的に推進体制を整備して、規制改革の初期メニューを活用される予定です。資料1は、初期メニューをどのように活用しておられるかということ、各自自治体に自己評価していただいたものを、表にしたものです。

東京圏と関西圏の両大都市圏には共通する特徴がございます。都市計画については、東京都、神奈川県、大阪府とどこにもかなり具体的な構想が出ていることです。容積率緩和は国家戦略特区の直ちに目立つ成果になると思っておりますので、大変心強いことだと思ってお

## 【公表案】

ります。

しかし、都市計画以外については、都市圏間で差がございました。例えば、病床規制など医療に関して、神奈川県、成田市、大阪府が大変意欲的で、さまざまなプロジェクトを提案しております。特に成田市の計画は非常に具体的です。それに対して、いつもの話になるのですが、東京都は、医療に関して、病床規制の緩和などということについては、初期メニュー活用の具体的な案がない。それから、雇用についても、一応やりますということになったのですが、具体的にどこの区でどのようにやるのかという案はまだできていない。

こうなると、都が全域ではなく、9区だけを選んだ理由はそもそも何だったのかということになります。具体的な計画を伺うために、9区にお越しいただきまして、色々とお話を伺いました。分かったことは、初期メニューの活用、あるいはプロジェクトについて、ほとんど東京都は区とすり合わせをしていないということです。

このため、東京都にどのように9区を選ばれたのか伺ったところ、「民間企業は、都市計画に関する色々な提案を元々総合特区に指定されていた8区でしていたので、まずその8区を選んだ。プラス文京区で医療ができるから9区、というように選んだ」とおっしゃるのです。都に、医療とか雇用とかはどこでなさるのですかと伺ったところ、「これから考えていきます」ということでした。9区は、総合特区の延長で選んだわけです。

私自身は総合特区に思い入れがありまして、地域開発のために有効な役割を果たしたと思うのですが、総合特区制度は、国の成長戦略という観点から作られたものではありません。それにもかかわらず、都は、国家戦略特区の区域指定を総合特区の区域をベースにして選んだというわけです。区とはあまり相談せずに決めた理由の大半はここにあるように見えます。

区によっても濃淡があります。区の中には、総合特区についてもまだ色々考えている段階なので、国家戦略特区までは今のところ考えていないというところもありました。ところが、大田区のように、元々の意見募集のときにも提案されましたし、現在も新しい提案を積極的にしておられるという区もあります。報道によると、今回選ばれなかった区の中にも、実はやりたかったと言っている区もあります。

東京都は国家戦略特区で中心的な役割を果たすべきですから、私どもは東京都に期待したいと思います。これから様々な局面でキャッチアップして、東京都においても特区を強く推進していただきたいと思っております。

最後に、福岡市、新潟市、養父市、沖縄県等の比較的大都市圏ではないところについても、それぞれ合意形成に意を用いながら積極的にプロジェクトを推進しておられると思われました。それがヒアリングをしての感想でございます。

区域会議についてどのような提案があるかということについては、ヒアリングでいただいた御意見をまとめた民間議員の提案を後で御説明いたします。

以上でございます。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、当面の進め方などを含めまして、皆様から御意見を頂戴し、御議論したいと



## 【公表案】

思います。

まず、最初に、どなたか御発言ありますか。

では、坂根議員、お願いします。

○坂根議員 私は、今の八田議員のお話にかなり要点が尽きていると思うのですが、特区に対する取組の基本的なスタンスについてちょっとお話をしたい。いかに区域会議が大事かということです。

この国は、民もそうですけれども、政官民、リーダーがいかに本気で取り組んでいるかというケースを一つでも増やしていく、もうそれしかないのだと思うのです。民だって、これだけたくさんあったら、みんなが同じようにリーダーが変われるとは思えません。

今回の特区六つのうち、福岡市、新潟市、養父市ははっきり言って、行政単位は一つですから、トップの本気度が評価されたと思います。トップがこれだけやる気なら何とかなるだろうなというようにみんな評価をしたのだと思うのですが、東京圏、関西圏、沖縄県については別の角度で決められたわけです。東京都については、関西圏、沖縄県もそうですけれども、知事、区長、市長という重層構造ですから、果たして都知事がどこまでリーダーシップを発揮されるのかというのが私はよく分からなかったのですが、東京都と区長の関係というのは非常に微妙なところがあって、なかなか一体でうまく行くというのは大変なのだと思いました。ならば、それを前提にどうやったらうまく進むかを考える必要があります。

この区域会議のあり方ですけれども、東京地区と言っても、これまでのヒアリングで、神奈川県と千葉・成田市ははっきり言って首長が一生懸命やることは見えています。問題はいわゆる東京都であります。さっき八田さんがおっしゃいましたように、九つの区がどうやって選ばれたのか。今回は、アベノミクスで少なくともトップダウンで初期メニューというのをお示ししたわけですから、これとの関係が一体どうなって、だから九つの区を選んだという因果関係が全く見えてこない。成長戦略はもちろん、特区推進についてはそれをリードするトップの本気度がなかったら絶対に成功しないと思います。

都知事は、少なくとも全体の構想力、これぐらいはプロの手も借りながら作ってもらわないと、九つの区と都全体が一体どういう有機的な関係になるのか見えてきません。この辺は、私は、中央政府も入ってやらないと、東京都が失敗したら全く、特に国際的にも評価されないわけですし、東京を失敗させるわけにはいかないという強い思いで申し上げております。

区域会議ですが、今のような状況では、本当に本気度のある、さっき八田さんがおっしゃったように大田区みたいところは本気度があります。では、そういう区と他の区を同じ席に置いて、いかに自分たちがお粗末かということをつからしめるしかないと思います。ですから、私は、そういったときに厳しいことが中央と地方の行政メンバー間だけでできるのかなど。私はいくらでも言うつもりです。だから、民間議員の出番ではないのかなど思っております。したがって、区域会議のあり方については十分なる議論をお願いしたいなと思います。

最後に、参考までに、4月21日に甘利大臣の招集で全国各地域の産業競争力協議会のト

## 【公表案】

ップが集まった場に私も出ました。この話を聞いて、九州なんかは本当に民の知恵を結集して出してこられていました。他は特に大都市を抱える地域は、首長だけの集まりで出した資料で、全く私は感銘も受けなかったし、これで成功するという気が起こりません。したがって、地方の産業競争力協議会と特区の区域会議がどうやって連携を取っていくか。おそらく特区は地方の成長戦略の一部であるはずなのです。重要な一部であるはずなので、この関係をどうするかということも区域会議でも見ていけるようにすべきではないかなと思います。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、続いて、竹中議員、お願いします。

○竹中議員 東京の問題に関する私たちの懸念は、もう今、見事に坂根議員がおっしゃってくださいました。都と区の間で十分なコミュニケーションがないということに我々もちょっと驚きましたし、熟度が高いところを9区集めたという説明であったにもかかわらず、中身、熟度が本当に高いのかどうか、残念ながらよく分からない。そして、都市開発の案件についてはある程度形はあるのですけれども、医療とか労働等々で具体策が見えない。

それと、今、坂根議員がおっしゃったことにもう一つだけ付け加えるとすれば、実は、9区以外にも意欲を持っておられるところがありそうだと。例えば、今度、豊島区が入っておりませんが、容積率の緩和なんか、渋谷と新宿は進むかもしれないけれども、池袋が進まないねとか、そういう問題も出てこようかと思えます。したがって、これは我々としては、東京都を批判するのではなくて、是非頑張ってほしいと、その一言に尽きると思っております。

その意味でも、実は、区域会議の運営をどうするかが大変重要になってくると思えます。今日はその区域会議の運営を含めた民間議員のペーパー等々を用意しておりますので、これは八田先生から後で説明していただいて、その後でまた議論を続けられればと思っております。

○新藤議員 続きまして、いかがでございましょうか。

では、坂村議員、お願いします。

○坂村議員 ちょっと唐突かもしれないのですけれども、イソップの北風と太陽の話というのは御存じだと思います。マントを脱いでもらうという目的は同じでも、その方法も大事という教えなのですね。私も一民間議員として総理の目的達成を是非お助けしたいと思っております。その意味で、国家戦略特区のやり方に関しては、まだまだ工夫の余地があるのではないかと思うのです。

今、東京都の話題が出ておりますけれども、報道されているところによりますと、舛添知事は、「国家戦略特区での国の考え方が全て正しいわけではないと、おかしいことは議論して我々の考え方を通していく」というように述べられているわけですね。これはどっちが正しいかということではなくて、コミュニケーションをうまく取ったほうが良いということだと私は思います。

ただ、誤解されないように言いますと、だから事前にやり方をよく考えてからなどと言っているわけではありません。「AができないのにBをやるな」という考え方自身が日本の最

## 【公表案】

も根源的な、精神的な岩盤規制だと私は思っていますので、AもBもやってみればいいと私は思っていますので、何かができないから何かをやってはいけないとか、そういう考えはおかしいと思います。

ただ、国家戦略特区というのは、まさに大陸法的に作られている日本の法律を一どうしてもそのようなもので律すると規制が出来てしまうわけですから、そういうところでいかに規制を新陳代謝していくのかということが一番国の重要なことであって、これは国の形に係るイノベーションですから、何度も色々なやり方でトライする、イノベーションというのは何回もやるしかないのです、そういうことができるようなメッセージを出すべきではないかと思います。意見集約と権限委任によって区域会議の出席者を絞って、それによって意思決定をスピードアップするという現行特区制度の意図はよく理解できますし、また、全く間違っているとは思わないですけども、第一陣の国家戦略特区六つというのはコンセンサスが得られるということでスタートできた。これは非常にありがたいことなのですが、これから先、何段階にもわたり全員のコンセンサスを得てこいというようにすると、それ自身が新たな規制になってしまって、それでイノベーション効果が出なくなるのではないかということをおはちょっと心配しています。やりたいアイデアとやりたい人がいて、それに十分な効果が見込めそうになったら、勇気を持って始められる、大量のコンセンサスの階層を積み上げるのではなくて、一層の判断でもって非常に機動的にシンプルで、どうすることがしたいのかということのを審査して一すぐ始めるのは無理だとしても一例え、何カ月後には可能にするといったビジネス的な予見可能性を示せるような体制が、やはりこれから必要になるのではないかと。要するに、コンセンサスを得なければならないというのは、現行の地域型特区の避けられない問題なのです。ですから、これを根本的に解決するには、国家戦略特区のまだ切っていないもう一つのカードであるバーチャル特区というのをどう使うかにかかっているのではないかと私は思います。色々なことがあるのですけれども、例えば、ロボットを活用するという特区があったとき、ロボット特区というようなことをやったときに、どこか一つの地域ということよりも、例えば、ロボット家電みたいなもののマーケットは全世界にありますから、そういうことになりますと、どこか特定地域のここだけでなどというのでは話にならないので、そういうことをやるような人たちが、うまく連携していくようにする必要があります。

そういう意味で、ちょっと先の話になるかもしれませんが、これからどんどんこれを進めるのだったら、第二陣としては、アイデア募集、即審査とか、バーチャル特区の組合せで、やり方自身もイノベーションできるようにしないと、行き詰まってしまうのではないかとことをちょっと思いました。

○新藤議員 ありがとうございます。

では、秋池議員、お願いします。

○秋池議員 資料1で拝見いたしました、やはり各地域の温度差と言いますか、東京都のことについては気になっております。都と区の連携があまり見られないというところは非常に問題だと思います。それから、9区以外のニーズが反映されていないのではないかと懸念される所、あとは、それ以外にもやりたいというところがあるのではないかと

## 【公表案】

うところが懸念されますので、是非ここはもう少し都のほうもリーダーシップを発揮していただきたいと思うところです。

それから、同様に東京都なのですが、都市開発以外の部分はこれからヒアリングというような記述もございますが、やはり医療と雇用という部分は非常に期待されているところでもございますので、これも推し進めていただきたいと思います。東京は世界的にもまれなすばらしい都市でもありますので、是非このポテンシャルを生かして成功させたいと思いますので、ここは都の皆様にも御期待したいというところです。

そういったこともございますので、この区域会議には、民間議員も積極的に参画して成功させるようにお手伝いをしていきたいと思うところです。

それから、もう一つ、進めていかなければいけないという中でうまいやり方ですけれども、コンセンサスを得てやっていくというのはもちろんあるのですが、うまく行くかどうか分からないためになかなか合意できない関係者もあろうかと思えます。ですので、全ての関係者が合意をしたことによって動くということではなくて、坂根議員もおっしゃいましたトップのリーダーシップがあつてやるということも必要ではないか。面従腹背で本当は違うなと思いつつということではなくて、これだけトップがコミットしているのだから、成功するようにやってみようかということでもやり始めてみる。そのやり始めがこの国家戦略特区ですので、下手なやり方で失敗してしまうのではなくて、うまいやり方で、日本流の改革はこういうことなのだというものであったりとか、あるいは海外の方を呼び込むためにはこういうことをしなければいけないのだという姿を皆で知恵を出し合って先行的成功事例とさせて、それが全国に展開できるようにしていかなければいけないと考えております。

○新藤議員 それでは、八田議員、お願いします。

○八田議員 資料2の民間議員ペーパーについて簡単御説明申し上げます。

この資料には「区域会議運営の基本的考え方」という題の別紙1と、「当面の追加規制改革事項等」という題の別紙2を付けています。

最初の「区域会議運営の基本的考え方」についてという運営方針案について御説明したいと思います。

まず、開催場所ですが、当然地元で是非一度は開催してほしいという要望が強うございました。しかし、大臣が御出席になるということでもありますので、東京と地元を割り振るといふことになると思います。開催時期としては、5月末から6月にでも第1回ができるというところがいくつかございました。区域計画は何も完璧なものである必要はなくて、できたところから作っていきましょう、できるだけ早くスタートしてくださいと申し上げております。

それから、出席者です。出席者は、政府と自治体と民間の3者が対等な立場で議論でき、決定できることが重要だと思います。自治体だけ大勢やってくるということになったら、実質的な議論にならないと思います。したがって、本会議には、東京圏や関西圏については3者のそれぞれから3名程度、それ以外の特区については2名程度を目途として決めています。実質的な議論ができるよう少数メンバーの会議にするということです。

## 【公表案】

その際、政府からの出席者の中には、大臣のほか、必要に応じて諮問会議の有識者の民間議員などを陪席させ、意見を述べさせることができることにします。

自治体からの出席者ですが、これは基本的には都道府県単位で指定されている場合には都道府県知事に、市町村で指定されているときには市町村長にお出まします。その上で、東京圏と関西圏では、多くの自治体が関与しているので、関係自治体の協議会を作っていたら、意見を集約していただくというわけです。

民間からの出席者は、原則としては総理が選定した者ということになっているのですが、総理が選ばれた事業者等の意見をある程度集約する協議会を作って、代表が最後の本会議に出ていただくことにしようというものです。

地元の経済団体など、その他の出席者というのは、区域会議の下部組織である分科会に御参加いただきたいということになっています。

分科会というのは分野ごとでも、地域ごとでも、いずれもできるようにします。ただし、分科会での決め方についても、国、自治体、民間が必ず対等な立場から参加できるように配慮すべきではないかというのが基本的な考え方でございます。

別紙2は、6月の成長戦略改訂のことも目指して考えていこうとしている新たな改革の項目です。今の段階では、ここにリストしましたようなものを、今ヒアリング対象として考えております。

以上でございます。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、麻生議員、お願いします。

○麻生議員 資料1について二点指摘したいと思います。

やはり東京が大事という坂根議員の意見に私は賛成で、国家戦略特区でも東京で金融特区をやるべきだと思います。国家戦略特区に金融が入っていないのは、わざと外してあるのか、その他に入っているのか分からなかったのですが、金融特区は絶対これを目指してしかるべきだと思います。それが一点目です。

もう一点は、東京都知事と区長との関係について、坂根議員のおっしゃる通り、区長というのは皆さんが想像しているより強い。例を引きますと、皇居の前の日比谷公園、行幸通りのあたりを夜に歩かれたことはないかもしれませんが、真っ暗です。これを明るくしようじゃないかと考えたのが民間不動産会社です。現在の国土交通省、環境省、東京都、宮内庁など、多くの全省庁等が関係するということで、関係省庁を回って全て了解を取り付けました。ここまで進めたのに、この動きに最後まで反対したのが区です。結果的に、東京都はこれを打ち破ることができなかった。したがって、特区を進めるときにはよほど区との調整にしっかり取り組まなければ、なかなか実現できないというのが自分の実感です。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

では、甘利議員、お願いします。

○甘利議員 海外に行きますと、外国政府関係者であるとか、エコノミストだとか、あるいはアナリストから、アベノミクスの一の矢、二の矢の効果は十分分かりましたと、三の

## 【公表案】

矢の効果を早く見せてくれ、具体的なものを見せてくれということをよく聞かれるのです。色々出ていますと、企業実証特例でも既に事業の芽が出たりしているのですが、まとまったロットで、集積で三の矢の実績を見せてほしいという要望、それによってアベノミクスが間違いないということを確認したいという人が非常に多いのです。国家戦略特区というのは、まさにスピード感を持って強力に進める、言わば実証特例地域ですから、ここは本当に迅速に、強力に進めていただきたい。

体制ですけれども、区域会議であるとか、その下部組織の分科会、県別分科会とでも言うのでしょうか、そういうところには、ともすれば充職の人事になりますけれども、これは明確に強い意思を持って、それから、シャープなアイデアを持って進められる人を必ず入れてもらいたいということです。

それから、国と自治体と民間の各主体が三位一体となってプロジェクトを推進すると、先ほど来、話が度々出ておりますけれども、その国家戦略特区の特徴が十分生かせるようなシステムとしてほしい。

それから、産業競争力会議でありますけれども、年央の成長戦略改訂に向けて議論を進めていますが、国家戦略特区の区域会議を速やかに立ち上げて、具体的なプロジェクトがなければ規制改革が云々という話もちろんありますが、こういう規制改革をこういうプランに従ってさらに検討しようという同時進行的なことがあると思いますので、具体的な色々なプロジェクトを推進するに当たって必要な規制改革案、実施に沿った規制改革案、これを是非要望をまとめていただきたい、これも成長戦略に反映していきたいと思っております。

引き続き、国家戦略特区とも連携して、更なる構造改革に取り組んでいきたいと思っております。

○新藤議員 ありがとうございます。

○竹中議員 今、麻生大臣から金融特区の話が出ました。私もそのとおりだと思います。

実は、別添の追加規制項目の中の一つに「グローバル金融監督機能の強化」等々、つまり、これまで金融についての議論は進んでいないのですが、東京都を巻き込んでそういうことをやりたいという意思表示はの中で実はさせていただいたつもりであります。そのためには、やはり区域会議でしっかりとこういう案を新しく出していくということが重要な段階かと思っております。

甘利大臣が今おっしゃったとおり、私も西村副大臣と御一緒に2週間前にニューヨークでアベノミクスの講演をさせていただいて、浜田先生にも参加させていただいて、その中で改めて感じるのは、この特区に対する特に長期の投資家です。短期のヘッジファンドのような投資家は今年に入ってから2兆円ぐらい売っているわけですが、長期の投資家は持ち続けていて、やはり改革にすごく期待している。その象徴として特区があって、その特区に対してやはり期待は高まって、広がっていると思います。その具体的な高まっているということの一つは、今までやったことのない区域会議のようなものがいかに速やかにうまく機能するかと、その一点なのだと思うのです。そのためにも、やはりポイントは、本会議の人数を絞ってやるというのが、そして、首長にリーダーシップを執ってもらうと

## 【公表案】

というのが民間提案の最大のポイントの一つ。

もう一つは、我々ができる、民間議員とか、ワーキンググループとか、そういう人間も一生懸命必要に応じて参加させていただいて、首長にさらに頑張ってもらっていただく。これがやはり高まりに対する答えだと思います。

広がりとしては、初期のメニューとして16の規制緩和項目を掲げているわけですが、麻生大臣からも今出してもらったように、他のものもたくさんあるはずだと。それをどのぐらい早くやっていけるのだというのを見ている。その意味でも、私は、ここに書いてある項目もすぐにワーキンググループで準備をさせていただいて、できるだけ6月の成長戦略に入れるのに間に合うように、そのようなことは特に重要かと思われまます。総理がダボス会議で見事に色々な方向を示唆してくださって、その中に、例えば、女性が輝く国にするための外国人の家事労働の活用とか、そういうものがこのメニューの中に入っておりますので、ワーキンググループですぐに始めていただきたいと思っております。

○新藤議員 ありがとうございます。

さまざまな御提案、御意見を頂戴しましたので、それを踏まえまして、資料3を御覧いただきたいと思っております。

細かなことは後ほどにして、とりあえず大枠の運営として区域会議の運営、まさに色々な御意見がありましたように有意義なものにしたいと、また、戦略的なものにしたいという観点から、柔軟な運営をしていきたいと思っております。

今ここに1. から4. まで書いてございますが、これは御覧いただくということにいたしまして、全体の方向として、今日の御議論を踏まえながら進めていきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○新藤議員 それでは、そうしたことで、最後に安倍議長から御発言をいただきたいと思っておりますが、その前にプレスを入れてもらいます。

(報道関係者入室)

○新藤議員 それでは、安倍議長、よろしくお願ひいたします。

○安倍議長 まずは、前回の諮問会議においてお示した6カ所の国家戦略特区が、経済再生のフロントランナーとして、早速、積極的な動きを見せていることを、高く評価したいと思っております。

今後、二つの方針のもとで国家戦略特区を進めたいと考えています。

一つ目は「スピード感」であります。目に見える形で改革が動き出すことが重要であります。このため、時間をかけて満点を目指すのではなく、まずは、スピーディーに実現可能な、最大限の規制改革事項をまとめ、実行に移したいと思っております。本日固めていただいた区域会議の運営方針も踏まえ、来月の成長戦略の改訂に向けて、いくつかの地域で第一弾の事業計画を示してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

二つ目は、現場の具体的な事業ニーズに応じて、「進化し続けること」であります。指定された地域でも、まだまだ抵抗や反発があると伺っておりますが、恐れることなく、真の事業ニーズを踏まえて、追加メニューを出し続けることで、岩盤を打ち破ることができる

【公表案】

と思います。

成長戦略の改訂に向けて、最速のスピードでドリルを回し続けていきたいと思いたいの  
で、よろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○新藤議員 それでは、会議の方はこれで終了させていただきます。

次回につきましては、事務局よりまた後日連絡をさせていただきます。

大変ありがとうございました。



## 第6回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成26年6月17日（火）17:10～17:39

2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室

### 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	新藤 義孝	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地域活性化担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所招聘教授
臨時議員	谷垣 禎一	法務大臣
同	下村 博文	文部科学大臣
同	林 芳正	農林水産大臣
	佐藤 茂樹	厚生労働副大臣

### （議事次第）

1 開会

2 議事

（1） 区域会議の開催について

（2） 規制改革事項の追加について

3 閉会

## 【公表案】

### (説明資料)

- 資料 1 区域会議の開催について（新藤議員提出資料）
  - 資料 2 - 1 改訂日本再興戦略素案 国家戦略特区部分（概要）（新藤議員提出資料）
  - 資料 2 - 2 改訂日本再興戦略素案（抜粋）
  - 資料 2 - 3 改訂日本再興戦略素案
  - 資料 3 国家戦略特区 今後の運営について（有識者議員提出資料）
- 

### (議事録)

○新藤議員 それでは、ただ今より、第6回国家戦略特区諮問会議を開催させていただきます。

本日は、谷垣法務大臣、下村文部科学大臣、佐藤厚生労働副大臣及び林農林水産大臣にも参加をいただいております。

また、八田議員には、テレビ電話で、北九州から御参加をいただいております。

それでは、議事に入ります。

本日は、特区ごとの「区域会議の開催」及び「規制改革事項の追加」につきまして、御審議をいただきます。

まず、最初の議題でございますが、資料1を御覧いただきたいと思っております。「区域会議の開催について」でございます。

沖縄県を除く5区域で、区域会議の民間事業者の公募を、5月21日から6月3日にかけて実施をいたしました。応募件数は106件でございます。

関西圏は、民間事業者は23事業者を選定いたしました。そして、第1回区域会議として、6月23日を予定しております。私が大阪に出向きまして、大阪府・兵庫県・京都府各知事及び民間代表の3名の方と特区会議を立ち上げたいと考えております。

それから、福岡市でございますが、6月28日を予定しております。そして、民間事業者4事業者を選定しております。私が、福岡に出向きまして、そして福岡市長及び民間代表の1名の方と会議を立ち上げたいと考えておるわけでありまして。

その他、新潟市、養父市、東京圏につきましても、7月以降の開催に向けて、日程調整をさせていただいているという状況でございます。

それでは、本件につきまして、御意見があれば頂戴したいと思います。

どうぞ、竹中議員。

○竹中議員 昨日、日本再興戦略の改訂版、素案が発表されまして、その中でスピード感、そして、それをいかに具体化するかという、その重要な点を総理からも御指摘をいただきました。区域会議というのは、それを象徴していると思っておりますので、是非スピード感を持って、特区の姿がここから見えてくると思っておりますので、大阪などは進んでいる、東京は遅れている、色々な状況はありますけれども、しっかりとやっていく必要がある

## 【公表案】

と思います。この会議には、国を代表して新藤大臣が取り仕切られますので、是非そこはよろしくお願ひしたいと思っております。区域会議の基本方針で、我々民間議員や、ワーキンググループメンバーも協力することになっております。我々も新藤大臣を補佐して、積極的に区域会議に出席して、これまでの経緯をしっかりと皆さんに分かっていただけのように、しっかりと補佐する立場を貫いていきたいと思っております。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。よろしくどうぞお願いします。

その他ございますか。

どうぞ、秋池議員。

○秋池議員 この区域会議なのですけれども、当時者の大臣が御出席いただいているということで、国からの視点も入り、あとは自治体と地域の事業者代表ということになるので、是非民間有識者も参加して、第三者の目線で、その地域の良さをよりよく引き出すとか、将来全国に広がり得るモデルになるようなものにしていけるような形になればと考えております。

○新藤議員 ありがとうございます。

区域会議につきましては、有識者、諮問委員の皆様方には、必要に応じて御意見を頂戴することになっておりますので、また、その節はよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○新藤議員 では、続きまして、二つ目の議題でございます。

前回の会議におきまして、民間有識者から御提案をいただきました「追加の規制改革事項等」につきまして、その後、ワーキンググループで精力的に関係省庁と御議論をいただきました。

その成果を「改訂日本再興戦略」の素案に記載しておりますので、お手元の資料2-1を御覧いただきたいと思ひます。

この資料2-1のポイントでございますが、平成27年度までの2年間を集中取組期間として、岩盤規制全般について突破口を開いていく。

今回、改訂日本再興戦略には、「1. 多様な人材や貿易・投資等、アクセスの強化・改善」を行う。「2. 創業支援等、女性や若者が真に活躍できる環境整備」及び「3. 」といたしまして「革新的な農業等の実践等、地域発先進モデルの構築」をテーマとする12の項目を記載いたしました。

それぞれの項目の詳細につきましては、私のもとでワーキンググループをやっていたいております八田議員から御説明をいただきたいと思ひます。

八田議員、よろしくお願ひいたします。

○八田議員 八田でございます。御説明申し上げます。

## 【公表案】

まず、多様な人材や貿易のところの「①法人設立手続きの簡素化・迅速化」ということですが、これは要するにワンストップ化ということです。

今までは、法人を設立するのに、法務、財務、厚生労働、その他の許可をたくさん得なければならなかった。これをワンストップでできるようにしようというわけです。とりわけ、公証を得るためには、必ず公証人役場に出向かなければいけなかったから、ワンストップにしようがありませんでした。それを今後は、公証人の方がワンストップの場所に出向いて、サービスを提供するということになりました。

それから、2番目の「グローバル金融監督機能の強化」ということは、小口の融資に関しても、検査マニュアルをこれまでのようにきつく運用すると、なかなか金融機関がリスクを取りにくかったので、小口融資に関してはマニュアルを弾力的に運用することになりました。

3番目の「空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和」というのは、24時間空港では、夜中や、早朝にバスが必要なのですが、認可料金の下では、採算に合わないから、路線が開設されにくいという現状から脱しようというものです。今後は、こういう空港では自由に料金を設定できる届出制にすることになりました。これによってどんどんそういうバス路線を作ってくださいということになったわけです。

それから、ちょっと飛ばしまして、「⑥女性の家事支援のニーズ」、これは外国人家事支援人材を活用することにいたしました。その際、個人対個人の契約では問題が起きるかもしれませんから、事業者にちゃんと仲を立ててやるという形になりました。関西圏の区域計画には、これを記載する予定がもう既にございます。

7番目は、「国家戦略特区での創業人材の受入れ及び多様な外国人受入れのための新たな仕組み」です。現在では、外国人が日本に来て、新しい企業を創業するためにビザを得ようとすると、500万円の投資資金を用意しなければなりません。それはそれでいいと思うのですが、それを証明するためには、預金通帳を日本に持たなければいけない。ところが、預金通帳を持つためには、日本に住所がなければならない。日本の住所を得るためには、ビザがなければならない。結局はビザをもらう方法が通常はないという仕組みであったのですね。それを今回は、「とりあえずビザを発給しましょう、その代りに一定の期間内に500万円の預金をきちんと示すことが条件です」ということになります。これによって、今までの不合理なやり方が根本的に改善されることになりました。

10番の「保育士不足解消等に向けての対応強化」というのは、現在は保育士の試験が一年に一回しかないので、一度落ちると次の試験まで一年間待たねばなりません。これを年2回受けられるように、厚生労働省が保育士不足の都道府県に要請するという形になりました。

それから、インターナショナル保育園は、日本の保育士の数が足りないということで、全く認められていなかったのですが、外国人のきちんとした資格を持った人がいる場合には、それを保育園として認めようということです。

## 【公表案】

さて、原発被災地における農地再エネ施設としての利用円滑化に関しては、結果的に特区の中には入れずに、全体の成長戦略の中には入れていただくということになりました。しかし、これは、特区ワーキンググループで随分議論した結果です。

続けて、資料3の民間議員ペーパーを簡単に御説明いたします。

まず、区域会議をきちんと運営し、初期メニューを着実に実現しなければなりません。特に「公設民営学校」は、「1年以内を目途に制度設計を行う」という法律の規定に沿って、なるべく早期に措置を講じていただきたいと思います。初期メニューの実現に加えて、区域会議内で新たな提案もどんどん行っていくこととなります。

次に、特区の基本方針の中に決められているように、少なくとも年に2回、提案募集を行う必要があります。この観点から、7月に募集して、9月までに関係省庁との調整を経て結論を出す二次提案募集を今年も行うべきだと考えております。

これまでの折衝から判断して、二次提案募集に出てくると予測されるトピックの例をここにリストしております。

最後に、2ページの4番ですね。安倍総理が今後2年で岩盤規制を改革するということとおっしゃった。残りは1年半になりました。したがって、我が国のさまざまな規制改革の制度を連関しながら、統合的な改革推進体制を整える必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○新藤議員 八田議員、ありがとうございました。

続きまして、各規制を所管する大臣より御発言をいただきたいと思います。

まず、谷垣法務大臣、お願いいたします。

○谷垣臨時議員 社会の構造改革を推進して、産業の国際競争力を強化していくことは、日本経済の活性化にとっても重要だと認識しております。

今、御説明いただいた点については、法務省関連の事項も多くございます。今後策定される「区域計画」が実りあるものとなるように、法務省としても、今まで積み重ねてきた知見をいかしまして、しっかりと協力してまいりたいと存じます。

○新藤議員 ありがとうございます。

では、続きまして、下村文部科学大臣。

○下村臨時議員 文部科学省関係の追加の規制改革事項としては「公立学校運営の民間開放」と「大学ガバナンス改革をさらに推進するための新たな仕組みの検討」が挙げられております。

まず、学校の公設民営については、先月末に国際バカロレアや理数・英語に特化した学科を併設した中高一貫校の提案を大阪市からいただいております。文部科学省としては、国家戦略特区の趣旨に沿った、通常の公立学校では対応できない多様な教育を提供するための公設民営学校の制度設計とともに、教職員の身分や財政的な措置のあり方など、引き続き重要な課題について大阪市と協議しつつ、国家戦略特区法の規定にのっと

## 【公表案】

り検討を進めていきたいと思っております。前向きにやっておりますが、1年以内を目途というのですが、ちょっと大阪市から上がってきているのは、必ずしも国家戦略特区でなくてもできる項目もあるものですから、その辺の整理で、逆にこちらのほうからどんどん知恵を出していかないと、なかなか該当しないのかなというところもありますが、急がせるようにしております。

それから、大学のガバナンス改革については、学長と教授会の関係の明確化などを内容とする法案を国会で御審議いただいております。今国会での成立を目指しております。今後とも、学長選考プロセスを含め、各大学の更なるガバナンス改革の取組を後押しするため、国家戦略特区制度を活用する可能性も含め、新たな仕組みのあり方について継続的に検討を行うこととしております。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

次に、佐藤厚生労働副大臣、お願いいたします。

○佐藤厚生労働副大臣 これまで、厚生労働省では、3月末の当会議で田村大臣から御説明いたしました「雇用指針」の策定を始め、国家戦略特区関係では、さまざまな取組を行ってまいりました。当省が関係する追加の規制改革項目については、例えば、全国規模で規制改革を行う項目として「時間ではなく成果で評価される制度への改革」があります。「新たな労働時間制度」については、総理の御指示に基づきまして、先週11日に関係閣僚間で一定の方向性を固め、成長戦略素案にも盛り込んだところです。今後、成長戦略改訂版に位置付けた上で、働き方改革の実現に向けて、年収要件や健康確保などの具体的な内容について、しっかりと検討し、労使ひいては国民の理解を得られる制度を構築していきたいと考えております。

その他の項目についても、今後、関係地方公共団体や関係府省と連携して、しっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○新藤議員 ありがとうございます。

最後に、林農林水産大臣、お願いいたします。

○林臨時議員 農林水産省では、先般の与党の取りまとめや、規制改革会議の答申を受けまして、農協、農業委員会、農業生産法人等について大きな改革を行うこととしております。

農協法、農業委員会法を60年ぶりに抜本的に改正するなど、非常に大きな改革を行うものでございまして、国家戦略特区に指定された地域においても、これらの全国レベルの改革の果実をしっかりと活用していただくことで、更なる地域の発展につながるものと考えております。

加えて、農林水産省としては、今後、特区ごとに設置される区域会議などからの具体的な事業に沿った規制改革提案、要望等について、迅速かつ適切に対応していきたいと

## 【公表案】

思っております。

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農地中間管理機構を始めとした取組を政府を挙げて実行していく中で、特区による取組との合わせ技によりまして、我が国農業全体の活性化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

これから、民間有識者ほか、各議員より御意見を頂戴したいと思います。

恐縮ですが、1分程度でやっていただくとありがたいと思っております。

では、まず、八田議員、よろしいですか。

○八田議員 今の区域会議がこれから立ち上がって、初期メニューをきちんとこなすということには難しい側面があると思います。やはり、大きな岩盤規制を崩すのですから、それに対する抵抗はさまざまな形であると思います。

私どもも、民間有識者としても支援をしたいと思いますが、政府としても、最大限の支援をお願いしたいと思います。

○新藤議員 ありがとうございます。

続きまして、竹中議員、よろしく申し上げます。

○竹中議員 昨日も申し上げたのですけれども、スピード感が本当に大事だと思いました。

その象徴が国家戦略特区基本方針に書かれている少なくとも年2回提案募集を行う、それを実施するということだと思います。

だから、7月に募集して9月までに関係省庁の調整をやる。これは必須だと思いますので、それを是非これは進めていかなければいけないと思います。

あと、民間議員ペーパーの一番最後に書いていることなのですが、これは要するに、かつて規制改革と特区というのは同じ事務局がやっていた時期があります。そういうことも含めて、指揮命令系統とか、議論が統合的に行われるような仕組みというものを是非考えていただきたいなと思います。

最後になりますが、これは下村大臣に是非お願い申し上げたいわけですけれども、「学校の公設民営」、特区の中では、実は大変、今、注目をされております。これは色々な言い分があると思うのですけれども、大阪市から聞こえてきた一つの声は、国のほうからはあまり過激な案を出すなと言われて、それで控え目に出したら物足りないと言われる。これは分かりません。本当のところは、私たち当事者ではないから分かりませんが、そういう行き違いがないように、結論としては、とにかく1年でやるという約束を法律でいただいていますので、是非その結果を大臣のお力を出していただきたいということでございます。

○新藤議員 では、続きまして、坂村議員、よろしく申し上げます。

○坂村議員 状況が見えてきて、地域では、コンセンサスを得るのに非常に大変苦労し

## 【公表案】

ていて、色々と反対が大きいという声も聞こえてきます。今が一番大変なときだと思います。その意味で、私は何回も言っているのですけれども、やり方にもう少し繊細さを求めたほうが良いような気もしております。いたずらに戦線を広げるのではなくて、まず、区域地域を立ち上げるために最大限の努力をするということが重要なことではないかと思えます。今、一番大事なのは区域会議だと。二次メニューというのも大事だと思うのですけれども、コンセンサスが非常に大事なときに、生煮えの話をする、また誤解されて話が一人歩きしてしまって、そういうものはまずいと思えますし、区域会議で立ち上がって、そこから目的達成のために必要なものだということで、二次メニューというものがまた出てくるというのは、一番望ましい姿ではないかと思えます。そういうことを民間ペーパーのところでも言わせていただきました。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

どうぞ、坂根議員。

○坂根議員 産業競争力会議か前回の特区会議でお話ししましたように、養父市に個人で行ってきての印象は、やはり農業の特区規制だけ突破しても、おそらく養父市は元気にならないだろう。非常に森林資源が豊富なまちですから、結果的に養父市が元気になって、若い人にとって魅力あるまちにならない限り成功ではないのだという話を市長にはお話しをしてきました。

来月、新潟市にも個人的に訪問して見させてもらおうと思っているのですが、新潟市が元気にならない限り特区だけで成功とは言えないと思えますので、この各地の区域会議の中で、規制の部分だけにあまりにも限定した議論をしないで、成長して確たる成果を出すのだという視点で議論をお願いしたいなと思えます。

以上です。

○新藤議員 ありがとうございます。

それでは、秋池議員、よろしくお願いします。

○秋池議員 二次提案が非常に重要だと思っております。

新規もありますし、区域会議から追加的に既に指定された地域から追加的に出てくるものもあると思えます。

そういうことを通じて、特区となった地域がやはり他地域と違ってきている姿を示していくことが、今後のために非常に重要だと思いますので、是非そのような取組になりますよう、よろしくお願いいたします。

○新藤議員 ありがとうございます。

○新藤議員 それでは、甘利議員、どうぞ。

○甘利議員 昨日の産業競争力会議で、日本再興戦略改訂版の素案をお示しさせていただきましたところであります。その中の有力な柱の一つとして、国家戦略特区についても、本日お示しの内容に沿った記載をさせていただきました。6カ所の国家戦略特別区域に



## 【公表案】

おける「区域会議」が、6月から7月を目途に速やかに立ち上がる予定であること、また、数多くの規制改革事項等について国家戦略特区法等に新たに追加すべく検討を進めていくことなど充実した内容となっております。有識者議員の皆様及び特区ワーキンググループ委員の皆様の大変な御尽力に感謝申し上げます。

国家戦略特区は、基本的な制度整備を経て、今後はいよいよ事業の実現化段階に入りますが、我が国の経済成長に大きなインパクトを与えるようなプロジェクトの実現に向けて「区域計画」の策定を迅速に進めるとともに、更なる規制改革事項等を実現するなど、加速的に事業推進を図る必要があります。引き続き国家戦略特区の関係者の御尽力をお願いいたします。

○新藤議員 それでは、次に、稲田議員、どうぞよろしくお願いいたします。

○稲田議員 規制改革会議においては、去る6月13日に総理に対して答申を行いました。

医療や農業の分野を始め、改革が難しいとされてきたさまざまな改革事項が盛り込まれ、大変充実したものとなっております。

7月には、次期の規制改革会議の活動が始まります。国家戦略特区の各指定区域における施行状況を確認しながら、必要に応じ全国展開を検討するなど引き続き連携を図ってまいります。

○新藤議員 ありがとうございます。

その他何か、どうぞ、菅議員。

○菅議員 会議というよりも、事務方もたくさんいますので申し上げたいのですが、この会議で国家戦略特区というものを決定をしたわけでありますから、それぞれの地域から出てくるさまざまな要望について、役所で規制するようなことは絶対避けてほしいと思います。やはり、そこは十分吟味して、実現できるようにするのが私たちの役割でありますので、あえてこの会議で申し上げたいと思います。

○新藤議員 ありがとうございます。

他にございますか。

(「異議なし」と声あり)

○新藤議員 大変ありがとうございました。

重要かつそれぞれ革新的な御意見を頂戴しておりますので、いただいた御意見をきちんと反映できるように今後もやっていきたいと思っておりますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

また、各省におかれましても、この項目の速やかな実現という意味において、各省大臣には御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後に、安倍議長からの御発言を頂戴いたします。

ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○新藤議員 それでは、安倍議長、よろしくお願いいたします。

## 【公表案】

○安倍議長 いよいよ安倍政権の国家戦略特区が動き出します。

六つの特区のうち、今月下旬の「関西圏」と「福岡市」を皮切りに、国・自治体・民間が一体となって作成する、具体的な第一弾の事業計画案が示されることとなります。

さらに、「開業のためのワンストップセンター設置」や「家事支援や創業目的の外国人の受入れ」など、前回の諮問会議で提案いただいた「追加の規制改革項目」が、関係者の努力もありまして、わずか1か月で、成長戦略に盛り込めることになりました。

改めて御礼を申し上げたいと思います。

これこそが、安倍政権の規制改革のスピード感であると思います。

本日議論した項目のうち、法改正を要しないものは遅くとも年内実施を、また、法改正を伴うものは次期国会への関連法案提出も視野に、さらに検討対象を広げ、ドリルのスピードを一層増していきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○新藤議員 それでは、プレスはここまででございます。退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○新藤議員 それでは、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

時間になりましたので、会議を終了いたします。次回の日程につきましては、事務局より後日連絡をさせていただきます。

ありがとうございました。

## 第7回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年9月9日（火）16:33～16:55
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	有村 治子	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所招聘教授
	御法川 信英	財務副大臣
	西村 康稔	内閣府副大臣

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1） 区域計画の認定について
  - （2） 規制改革事項の追加について
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 区域計画の認定について（石破議員提出資料）
- 資料2 規制改革事項の追加について（石破議員提出資料）
- 資料3 国家戦略特区に関する当面の重要課題（有識者議員提出資料）

## 【公表案】

### (議事録)

○石破議員 ただ今より、第7回国家戦略特別区域諮問会議を開催いたします。

今般、担当大臣を拝命いたしました、石破であります。

本日は、麻生議員、甘利議員が欠席でありますため、御法川、西村両副大臣に御出席をいただいております。また、坂村議員は御欠席であります。

それでは、議事に入ります。

本日は「区域計画の認定」及び「規制改革事項の追加」の二つの議題につきまして、御審議をいただきます。

まず、最初の議題ですが、資料1を御覧ください。今回、計画の認定を予定しております特区は、養父市と福岡市であります。

養父市につきましては、7月23日の区域会議における審議を経て、国家戦略特区法第8条第1項の規定に基づき、9月8日に区域会議より総理に申請されております。内容は「農業委員会と市町村の事務分担に係る特例」を活用するものであり、関係する西川農林水産大臣の同意をいただいております。

次に、福岡市につきましては、6月28日の区域会議における審議を経て、9月8日に申請をされております。内容は「エリアマネジメントに係る道路法の特例」を活用するものであり、関係する太田国土交通大臣の同意もいただいております。

これらの計画案につき、法第8条第8項に基づき、本諮問会議の意見を聞くことといたします。

御意見等あれば、どうぞ、よろしくお願いをいたします。

御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、速やかに認定の手続を行います。

続きまして、二つ目の議題に入ります。資料2を御覧ください。

規制改革事項の追加につきましては、『日本再興戦略』改訂2014に基づき、これらを盛り込んだ国家戦略特区法改正案を臨時国会に提出する予定であります。

規制改革事項は、「改訂日本再興戦略の記載事項」、「これまでの区域会議からの提案事項」に加えて、「8月29日に締め切った『全国からの提案募集』により提案された事項」から選定中であります。

全国からの提案は、民間や地方自治体など合計157主体から206件に上りました。資料2の別紙に、主な提案主体と提案分野について整理をいたしております。

現在、特区ワーキンググループのもと、各規制を所管する関係各省との協議を精力的に行っておるところであります。

本件につきまして、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

どうぞ、八田議員からお願いいたします。

## 【公表案】

○八田議員 それでは、簡単に御説明いたします。

まず、成長戦略に入った項目は、閣議決定をいただきました。その前に、各省と協議いたし各省の了解をいただいたものです。

次は、区域会議で提案された項目です。これらのいくつかについては、もう私どもヒアリングを開始して各省との協議を始めております。かなり前進しているものもございます。

そして、最後の項目は提案募集で寄せられたものです。募集は、7月18日から8月29日まで行いました。それが、先ほど大臣が御説明になったもので、これは大変な量ですが、地方からの提案というのをいくつも頂いております。今までなかったものとしては、例えば、林業とか漁業とか、そういう関係のものも提案で出ております。

大体それが概要でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 特区に対する期待、引き続き非常に大きいものがあると思います。

同時に、特区を立ち上げた時期から比べて、少し勢いがいいのではないかというような声も聞かれます。それは、この間の通常国会で、我々としては追加事項の法案を出せば良かったなと思うのですが、色んな時間的制約の中で、それができませんでした。

そういうことを考えますと、この臨時国会に提出する改正法に盛り込む追加事項というのは、やはり相当欲張って、勢いを示すものでなければいけないのではないかと思います。

それで、昨年の臨時国会で示していただいた初期メニューというのは、数え方によりますけれども、法律事項としては約10ぐらいの法律事項があったと思うのです。

今回、ここで閣議決定したものを四つ、これはマストで、これは当然入れなければいけないわけですが、今ワーキンググループで一生懸命ヒアリングをやっていただいておりますので、今回も目指すべきは、やはり10ぐらいの追加事項になるように、去年も通常国会でできなかった分も含めて、やはり去年と同じぐらいの追加事項になるように、後で、これについてはワーキンググループの座長もしておられる八田先生から、色々な御説明があると思いますけれども、少し欲張って、この臨時国会に出す法律の中に、法律事項をさらに五つ、六つ追加していくと、そういうようなことを目標としてやっていくべきであると思っております。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 ちょっと全般的なことを言いたいので、今でもよろしいですか。

○石破議員 結構です。

○坂根議員 今回のまち・ひと・しごと創生本部が出来て、石破大臣が地方創生と特区を見られるということで、あとは、有村大臣の規制のところとどう連携を取るのか、つまり特区と規制の関係を、一つよく考えていただきたいと思っております。

それから、特区に関わって、地方創生の本質というのを考えたのですけれども、結局、

## 【公表案】

基礎自治体の首長のあり方みたいな、スタンスみたいな問題に行き着くのではないかと。今までは何もしないで、波風立てぬ人は選挙で勝つ、下手に改革すると反対派にあって負ける。その繰り返しをやってきたのではないのでしょうか。規制改革で言いますと、全国一律に規制改革すれば、誰か本気度の高い人が手を上げるのですけれども、特区でやりますと、その中に、利害に反する人が必ずいますから、よほど首長自らが強い意志を持ってやらぬと選挙が心配になってしまってやらないという例が出てくる。これをいかに突破するかということですが、社会保障のところでは言いましたように、「見える化」して、基礎自治体ごとの活性度や行政効率のようなデータの比較、そして、特区の進捗度を明らかにすることで、本気度を出してやらざるを得なくなるのではないかと思います。

それから、本気度の高い首長をとにかく支援すること。そのためにもその地域の民が首長を支援する一体感を出すことが大事だと思いますし、これから、今のように特区が増えてまいりますと、必ず選定に誤りと言いますか、期待したのだけれども、それほどではないという首長が現れたときには、色々な物議を醸しても、特区を取り消す、そういったことをやらないと、国民は分からないと思います。

今、地域別産業競争力の協議会がありますが、私の見るところ、九州を除いては、本当に一体感がありません。ですから、いくつかの都道府県が一緒になってやる今のあの会議は本当にうまくいくのかなど。基礎自治体ごとにしっかりして、あとは、都道府県との間をいかに一体感を出せるか、特に県庁所在地と知事との関係というのは非常に微妙なところがありますから、これをどうやったら一体感を出せるのかということだと思います。

最後に一言、来年、マイナンバーを入れられますけれども、我々の会社でもIT改革をやってみてつくづく感じたのですが、このマイナンバーは、今やっている仕事を全て是としてシステム化しがちです。私は、必ず放っておいたらそうなると思います。この導入するときに、無駄な仕事をやめるということを、先に優れた人が仕組みを作ってしまったら、これで適用できない業務は、本当に要るのかということを目問自答させて行政改革をする最後のチャンスが来たと思います。

マイナンバーのデータというのは、地方の「見える化」をする上でもものすごく大事ですから、是非マイナンバーの導入に当たって、全省庁、そして、地方行政を挙げて、考え方をここで変えて行政改革に取り組んでいただきたいと思います。

○石破議員 ありがとうございます。

今の御発言に関しまして、何か他に御発言はございますか。

○竹中議員 大臣、できましたら、全般のことについての重要事項、課題等、民間議員でペーパーをまとめておりますので、その説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○石破議員 八田議員、お願いいたします。

○八田議員 今、全般のお話に移りましたので、御説明させていただきたいと思います。資料3を御覧いただければと思います。

この紙は、民間議員でもって、今、優先的に取り組むべき課題を大きく言って二つに整

## 【公表案】

理したものです。

まず、第1は、岩盤規制打破の実行体制を作るということです。

ダボス会議で総理がおっしゃったように今後1年半で岩盤規制を打ち破るためには、そのための工程表を月内に作っていくべきだと思います。さらに、臨時国会で提出する法案に改革項目のかなりを含めるということが必要なのではないかと思います。

2番目は、今、坂根議員もおっしゃったけれども、規制改革会議との連携が必要だろうと思います。同じようなトピックをやる場合に、委員、事務局が別々になっているというのは無駄ですし、ヒアリングも重複するのは無駄です。それで、戦略的に一緒に行動することが必要なのではないかと思います。

3番目に、各省庁と交渉しております特区ワーキンググループのメンバー数が、非常に少ない。これをきちんとやるには、規制改革並みとは申しませんが、かなり人数を増やして、周到に交渉していく必要があるのではないかと思います。今、5人ですけれども、そのうち、やはり皆さんお忙しいですから、なかなか来られる数が少ない場合もございます。したがって、これを拡充していただき、できれば専門家が担当していただくようなこともやらせていただければと思います。

今度は、区域会議についてです。これは、各区域でやっているのですが、小さな自治体の場合、特に事務局が大変なわけです。これは、やはり国から事務局がヘルプするというようなことが必要なのではないかと思います。形の上では、今、区域会議の事務局は、国の内閣府でやることになっております。したがって、その中の人たちが実際に現地に行くという体制ができると強化できると思います。

さらに、これは、坂根議員がおっしゃったのですが、追加指定をやることとか、入替えをやることとか、そういう競争的なことをやっていく必要があると思います。特に、追加の指定ですね。それは、ある程度いい提案をしたところにはやっていくということが必要なのではないかと思います。

最後の別紙は、現段階で提案されている改革項目を主題別に並べたものです。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、秋池議員、よろしく願いいたします。

○秋池議員 追加の項目につきましては、2種類あるというふうを考えておまして、一つは、今の民間議員のペーパー、資料3にもございました、岩盤と言われるところに対する追加事項であります。

もう一つは、既に指定されている地域が、地域計画を立て、そして、実行に移していく中で、実際に地域を活性化しようとか、経済的な効果を得ようと思ったときに、動いてみると、ここに引っかかるのだということが分かって追加を依頼してくる、非常にリアリティーにあふれたもの、その両方共に重要ですので、後者も含めて取り組んでいくということだと思っております。そして、効果が大きい岩盤規制というものも、引き続き強く見て

## 【公表案】

いかなければいけません。

もう一つは、今、ペーパーにもございましたが、各自治体は、今までにない業務に取り組んでいるというところもございますので、人手が不足することによって遅れるということがあるのであれば、それを支援していくということも必要と考えます。

もう一つ、まだ区域会議も開かれていないような地域については、その原因について明らかにし、原因によっては、その解決を支援することも必要と考えております。

○石破議員 竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 今、八田議員からペーパーで説明していただいたことは、民間議員の総意でありますので、是非実現をしていただきたいと思いますと思うのですけれども、ふえんして2点だけ是非申し上げたいと思います。

第1点は、今度、地方を重視する、これは、大変重要な意思決定を総理はされたと思います。

それで、地方の創生と特区というのは、言わば車の両輪、表裏一体の関係にあるという位置付けが必要ではないかと思えます。

私も地方出身者ですから、地方を元気にする。しかし、それは決して、何かどこかにあるものを地方に持っていくという再分配ではなくて、地方自身が成長できる、地方自身の成長戦略であるという考え方が大変必要ではないかと思うのです。

一方で、地方自治体が規制緩和、色々ありますが、その規制のかなりの部分、地方自治体そのものが規制しているものがある。そういうことも踏まえて、国別の規制緩和のランキングがあるのだったら、地方別の規制緩和のランキングがあってもいいとは思いますが、いずれにしても、地方創生をやるというときに、その有力な手段、有力な武器が、この国家戦略特区であると、そういう位置付けが必要であろうということが第1点であります。

第2点は、これは、もう皆さんがおっしゃったことですが、規制改革会議との連携というのは、これはずっと主張していながら、なかなか実現していないのですが、実は、まさに総理のダボス公約で、2年以内に岩盤規制に突破口を開くと。これの工程表は、やはりどうしても作らないといけないのですが、この工程表の作成を規制改革会議と特区の諮問会議ないしはワーキンググループと共同でやると、これを一つのきっかけにしていかがでしょうか。石破大臣、有村大臣、是非そのことを御決断いただいて、これを共同で始めることが、一つのつながりを作っていくきっかけになるのではないかと考えております。

○石破議員 ありがとうございます。

民間議員の先生方、他に御発言はございませんか。ありがとうございます。

それでは、有村大臣、西村副大臣の順でお願いいたします。

○有村議員 この度、規制改革を担当する内閣府特命担当大臣を拝命いたしました、新入りの有村治子でございます。



## 【公表案】

規制改革会議と、国家戦略特区の両輪で既得権益の岩盤を打ち破るという内閣の方針を実現していくことが肝要と理解しております。

今月には、規制改革会議での議論が再開されます。これまでの改革を仕上げていくとともに、安倍内閣最重要課題の一つであります地域活性化を実現するため、さらなる規制改革についても積極的な御議論から学ばせていただきます。

国家戦略特区と規制改革の車の両輪、関係大臣として御担当の石破大臣に御指導いただきながら、しっかりとスクラム、タッグを組んで歩調を合わせてまいりたいと存じますので、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、西村副大臣、お願いいたします。

○西村内閣府副大臣 今、お話がありましたけれども、本年度と来年度が成長戦略においては、2年間の集中取組期間となっておりますので、是非スピード感を持って実行していきたいと思っております。

本日、ようやく養父市と福岡市の区域計画が提出されて認定をされるところであります。実現の過程に入っていくところですが、まだ、四つの区域計画ができておりませんし、特に、最も日本経済に対するインパクトがあると期待される東京圏については、区域会議もまだ開かれておりません。是非早期開催をして、四つの区域計画の策定をする必要があると思っております。それから、本日の二つの区域計画にもまだ追加のメニューもあるということでもありますから、バージョンアップということを加速的に行っていく必要があると思っておりますので、引き続き関係者の御尽力、御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

他に御発言はございませんか。

今、御議論がございました規制改革会議との連携、工程表の共同作成を念頭に、これを進めるべく体制を作ってまいりたいと思っております。

また、ワーキンググループの体制強化、さらには区域会議の体制強化等々、これは急ぐことですので、政務の方で意思を統一いたしまして、先生方のお考えに沿った方向で努力をいたし、さらに作業を加速させねばならないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、他に御発言がなければ、内閣総理大臣、安倍議長から御発言をいただきたいと思っております。

ここで報道が入りますので、しばしお待ちください。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、安倍議長より、御発言をいただきます。

○安倍議長 本日の諮問会議では、5月の特区指定から、わずか半年足らずで、国家戦略

## 【公表案】

特区の具体的な事業計画の「第一弾」を認定することができました。

いよいよ、農地流動化や「まち」のにぎわいに向けた具体的な事業が動き出します。迅速な規制改革の実現に御協力をいただいた関係者の皆様に感謝申し上げます。

他方、残された1年半の集中改革期間内に、我が国に残る、いわゆる「岩盤規制」について、改革の突破口を開いていかなければなりません。諮問会議として、この重点事項と改革スケジュールを、「工程表」にまとめていただきたいと思っております。

また、本日、民間議員の皆様から提示された、追加の規制改革の提案について、石破国家戦略特区担当大臣を中心に、早急に検討し、早いものは臨時国会に提出していきたいと考えていますので、よろしくお願いを申し上げます。

○石破議員 ありがとうございます。報道の皆様、御退室いただけますでしょうか。

(報道関係者退室)

○石破議員 濃密な御議論をいただきました。誠にありがとうございます。

それでは、これもちまして、会議を終了します。

次回の日程につきましては、事務局より、後日、御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

## 第8回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年9月30日（火）17:57～18:20
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	有村 治子	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	大阪大学社会経済研究所招聘教授
	平 将明	内閣府副大臣

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1） 区域会議の開催状況について（区域計画の認定申請など）
  - （2） 規制改革事項の追加について
  - （3） その他（国家戦略特別区域基本方針の一部変更など）
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 区域会議の開催状況について（石破議員提出資料）
- 資料2 規制改革事項の追加について
- 資料3 岩盤規制改革の工程表などについて（有識者議員提出資料）

## 【公表案】

### 資料4 国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

---

#### (議事録)

○石破議員 ただ今より、第8回国家戦略特区諮問会議を開きます。

竹中議員はテレビ会議で御参加いただきます。

議事次第にありますように、区域会議の開催状況及び規制改革事項の追加などにつき、御審議いただきます。

まず、資料1「区域会議の開催状況について」を御覧いただきたいと存じます。

関西圏は、9月24日の区域会議において「保険外併用療養の特例」及び「病床規制に係る医療法の特例」を活用する区域計画などの審議を行いました。また、本計画案は、厚生労働大臣も御同意いただいているところです。

福岡市は、9月25日の区域会議において、雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」を設置する区域計画案などの審議を行いました。

それぞれの区域会議より、区域計画につき、総理に申請されております。御意見等ございましたら承ります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 それでは、速やかに認定の手続を行います。

資料1の2ページ目のとおり、東京圏の区域会議は明日10月1日に開催することに予定しております。沖縄県も、10月後半を目途に開催できるよう、調整をしております。

続きまして、規制改革事項の追加について、資料2を御覧いただきたいと存じます。

前回の有識者議員提出資料にございました「追加の規制改革分野・事項等」を踏まえて、追加事項につき、特区ワーキンググループで関係各省と折衝し、また、平副大臣を始め、政務レベルの折衝もしているところです。

本件につきまして、平副大臣より現状の報告をいたします。

○平内閣府副大臣 それでは、資料2に基づき、規制改革事項の追加の現状につき、御報告いたします。

まず、総理から御指示のあった家事支援人材や創業人材、クールジャパン人材などの外国人の受入れ促進措置を特区法案改正案に明記し、多様な外国人が活躍できる地域にします。

次に、10年以上の長きにわたり実現できなかった岩盤規制の代名詞である「公設民営学校」を解禁し、グローバル人材の育成や個性に応じた教育などを可能とします。

さらに、起業や開業促進を図るため、創業時の各種申請のワンストップセンターの設置や同センターでの公証人の定款認証を実現することに加え、ソーシャルビジネスの起業促進のため、設立認証申請の縦覧期間を2カ月から2週間に短縮する改革も行います。

また、私自身も規制官庁と直接折衝しておりますが、医療、労働分野などで一層の進展がありました。

## 【公表案】

これまで、医療法人の理事長は原則として医師、歯科医師に限定されており、医療法人数約5万法人のうち、医師等以外が理事長の法人はわずか0.8%の約400法人しかございませんが、この規制を緩和します。

また、地域での元気な高齢者に活躍していただくため、これまで就業時間を週20時間までと限定されていたシルバー人材センターの規制を緩和し、週40時間まで働けるようにします。

以上、関係各省にも前向きに対応いただいておりますが、一方で、地方創生のために最も重要な産業である農林漁業分野の議論が残念ながらほとんど進んでいないという現状でございます。

「農業生産法人の要件緩和」や「農地転用の権限移譲」、「国有林野の民間開放」、「養殖業への民間参入」などについては、いずれも政治的な背景や合理的でない理由により、いまだ論点が対立したままの状況にあります。

これらの農林漁業関係に加え、医師、弁護士などの資格に関する事項なども岩盤として積み残しになっております。これらの事項については、引き続き折衝を継続し、今国会において成果につなげたいと考えております。

以上です。

○石破議員 次に、八田議員より、特区ワーキンググループでの折衝状況とともに、前回、総理から指示のありました工程表の作成について、有識者議員から資料を提出いただいております。併せて御説明をよろしくお願い申し上げます。

○八田議員 ありがとうございます。

それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。

前回、諮問会議で総理の御指示がありましており、工程表の案をまとめてまいりました。別紙2枚です。ここでは、1月の特区諮問会議の有識者資料に例示した事項を、医療とか労働とか教育とかの分野別に分類しております。もちろん重点事項としてこれ以外の項目も追加されると思いますが、とりあえずこれらの事項についての工程表を作ったものです。この表の中では、項目に「※」が振ってあるものは、既に一定の措置がなされたものです。例えば、昨年の特区法に入れられたというものはこの「※」が付けられています。

一方、「○」は今後1年半で処理すべきものです。その中をさらに、年内、年度内、遅くとも来年度内という3分類をしております。項目の中の一部は規制改革会議との調整が必要なものもございますが、それは今後項目ごとに調整していきたいと思っております。全般的にこのリストを見ますと、農林水産業関係と厚生労働関係にかなり大きな問題が残っておりますので、今後とも政務の御支援をお願いしたいと思います。

先ほども平副大臣もおっしゃったのですが、地方創生が課題になっている中、農林水産、漁業などの一次産業の項目の改革を追加で入れるべく、ワーキンググループとしても取り組みたいと思っております。

次は、資料3に戻りまして、区域会議の強化についてであります。いよいよ区域会議が

## 【公表案】

次々にスタートする段階になりまして、前回は申し上げましたが、これを強化する必要があると思います。ややもすると、大臣に対する陳情の場になって、色々な案が会議に即興的に出てくるという傾向が見受けられます。その反対に、市も県も調整を全て済ませて、何もかも決まったものが大臣の前に出てくるということになっても、まずいと思います。区域会議が一種のミニ政府として機能して、ここで実際に色々なことを決められる必要があるのではないかと思います。

とりあえずは、大臣、副大臣、政務官という政務の方や知事とお話ができる人が事務局に入るということが必要だと思います。そういうことをすることによって、大きく前進させていきたいと思っております。

以上は、民間議員ペーパーの説明でございますが、以下では、私自身の意見を二つばかり述べさせていただきます。

一つは、今、公立学校の民営化に関する法律と条例の役割分担についてです。私が思いますには、まず、公立学校の設置自体を条例で規定すべきというのは当然であると思います。次に、公立学校の管理に関する諸事項の基本は、法律で規定すべきだと思います。法律と条例の役割分担は、民営化する対象事項によって違うのではないかと思います。例えば、指定管理者制度というものがあまして、プールとか図書館とかというものを管理する方法がありますが、これは管理に関する条項を全て条例で明確に決めております。しかし、プール等とは違って公立学校に関しては、むしろ今までどおりに、教育委員会が最終権限を持っているべきです。教育委員会が権限を持つということについては、法律で決めておいたほうがいいのではないかと思います。これは制度の根幹に関するところなのではないかと思っております。

もう一つは、今まで規制改革会議も様々な改革を行ってきたのですが、林業とか水産に関する規制改革には、ある程度試みはありましたけれども、それが実際に何かの成果を結んだということがありませんでした。

しかし、今回は地方創生が大切です。いきなり全国でやるのが難しい問題についても、特区においては改革できるものがあると思います。国有林を民間で管理できるような改革をすべきではないかと思っております。さらに、水産の場合には、例えば、会社組織で事業をするのに向いているカキの養殖を、漁民が作った会社ができるように、養殖漁業権の配分法を改革すべきだと思います。特区による改革の方向をこれらにも向けて、風穴を開けていくべきではないかと思っております。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

他の有識者の皆様からも御意見をいただきたいと存じます。竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

2点だけ申し上げたいと思います。

## 【公表案】

地方創生のための国会、そこに規制改革事項を出す。それにもかかわらず、もしも、地方の最も有力な産業である農業について改革項目が出ないということになれば、これはなかなか国民に説明が付かないのではないか。そこについて、やはり農業の改革事項を含めるとということについて、是非石破大臣御自身も農林水産大臣を経験されて、この問題の難しさ、大切さを熟知しておられると思いますので、是非指導力を発揮していただいて、農業の改革事項を是非含めていただきたい。これが第1点でございます。

第2点は、区域会議の強化です。いくつか区域会議が開かれましたが、議事要旨を読んでもみると、何人かの外部の方にも指摘されたことなのですけれども、どうも地方が国に陳情するような場になってしまっていないだろうか。この区域会議こそが今までの構造改革特区とは違う最大の国家戦略特区の特徴であって、これが有効に機能する、この区域会議こそが改革の主体であり実行主体である。その実行主体あらしめるために、この区域会議の機能強化は不可欠だと思います。

では、どうしたらよいか。一つの方策として、大臣と首長、知事とその2人を直結できるような人材を区域ごとに投入するというのを仕組みとして作る。そういうことが是非必要なのではないかと思っておりますので、それに向けて是非検討を進めていくべきであると思っております。

以上です。

(総理入室)

○石破議員 坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 2点ほど言わせていただきたいと思っております。

まず、第1に、既に第2陣で募集をしていますけれども、400件来ているということは、国家戦略特区に対しての期待が高まっているのではないかと私は思います。

ただ、私、ワーキンググループなどに出ましてヒアリングしていて思ったことがあるのですけれども、申請のときのチェックポイントを最初から明快にしたほうがいいのではないかとということが1点です。国家戦略特区の趣旨から言いましても、最後にどこを特区にするのか。これは最終的には政治的な問題ということもございましょうけれども、できるだけプロセスを明文化したほうがいいのではないかとすることがありまして、どうしてそこを選んだのかということがある程度説明できるということが大事ではないかと思いました。

2点目、これはなかなか難しいと思うのですけれども、規制緩和という言い方が誤解を招いているような感じがしまして、緩和というよりは規制を時代に合わせて合理化するか、そういうスタンスだと明確化したほうが誤解を招かないのではないかと考えるのです。我が国の法律の作り方から言いますと、ポジティブリストが法律の基本になっていますから、それに対して緩和と言っても、全く規制をなくすということは難しいこともあります。例えば、安全に関するようなところで、プロセスが複雑だから飛ばさせてくれみたいなことを言うてくる方たちもいるのですが、それは安全絡みがあるもので、それをスキップしてしまうということではできないのではないかと考えます。ネットで遠隔管理をしてビッグ

## 【公表案】

データで色々なことが分かるようになってきたので、現場に安全管理者がいなくても、ネットで見ていることもいいというとか、そういう代価的な新基準として適否を評価できるプランでないと、全く飛ばしてくれというだけでは非常に難しいと思います。

その二点を合わせて、色々な方が言われていますけれども、関係者で要望があるというレベルの陳情感覚で具体的なプランとか事業主体がはっきりしないようなケースが多いというのは、最初から遠慮してくれと明示したほうがいいのではないかと。というのは、今、期待が高まっているので、次にやるべきことは経済的に効果が出たのだと、これをやったことにより成長したということを示すということが一番大事なことで、そのためにすぐ具体化できないただの要望では優先順位が落ちるのではないかと思いますので、2点ほど言わせていただきました。

ありがとうございます。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 特区の中で、福岡市、新潟市、養父市というのは基礎自治体ですから、これは首長の本気度があって、八田さんや竹中さんが言われたように、構想力と推進の参謀役として、この事務局の連携をうまくやれば、かなり期待できると思います。

一方で、東京圏、関西圏、特に関西の議事要旨を読ませてもらいましたが、私は本当に失望しまして、要するに広域全体で規制緩和してくれたら自動的に進むと自治体は思っている。

したがって、私は、規制緩和の中で二つに分けたらどうかと思います。確かに規制緩和したら直ちに民間から手を挙げる人がいるテーマがあります。容積率の拡大みたいなものは手を挙げる人がたくさんいて、現に東京などは不動産デベロッパーが多数手を挙げているわけです。もう一つは、どこかをモデルケースに指定し、自治体が力を入れないと成果が出ない規制緩和があるわけですし、特に医療については自治体の首長が責任を持つといっても、結局何かあると自分は責任を持ってない。だから、医療関係の規制緩和がうまく行かないことで全体がダメ、というような主張を聞いていると、全くかみ合わないと思います。

したがって、医療問題の扱いについて、評価もしにくいし責任も取りにくいテーマですから、別扱いすることにしたらどうか。いずれにしても、区域の会議というのは前述の後者のようなテーマについて、それぞれの首長が責任を持って進めていっていただくような進め方をしていくということが大事だと思います。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 3点ございます。

一つ目は、本日民間議員から工程表について提案をさせていただきました。残る1年半を有効に使うために、こちらも参考にしながら、オーソライズをしていただければと思い



## 【公表案】

ます。

もう一つは、地方の活性化のためには、1次産業、またそれを6次産業化するというようなことに、まだ十分潜在力がありますので、こちらについては是非進めるよう、各省含め御協力をいただければと思っております。

三つ目は、既に選定された地域につきまして、動いていないとか、なかなか手を挙げる事業者がいなくてということがあれば、そういった動かない理由を見つけ、その問題を解くことを一緒に考えることも含めて強化していくということが必要だと考えております。また、それらの地域で、動き出してみると、この規制があるからこの事業ができないのだということがあれば、追加的に挙げていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

続いて、政府側から甘利大臣、お願いいたします。

○甘利議員 「日本再興戦略」改訂2014におきまして、国家戦略特区は2015年度まで、つまり2年間で集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくものとされておきまして、スピード感を持って強力に進める必要があります。

本日、提案されました関西圏、福岡市と先日の養父市の区域計画を含めまして、三つの区域計画がまとめられておきまして、さらには、東京圏、沖縄県の区域会議が近々予定されるなど、国家戦略特区がいよいよ事業の実現化段階に入ったこと、そして、規制改革事項の追加につきましても、積極的な検討が進められていることを確認したところであります。関係者の御尽力に感謝申し上げます。

今後は、残された期間に岩盤規制改革を実現するためには、改革のスピードを加速していく必要がありますが、そのためにも産業競争力会議と国家戦略特別区域諮問会議、この連携はもちろんのことですが、民間議員御指摘のとおり、規制改革会議も含めた三つの会議の強力な連携が求められておきまして、関係者と一致団結して、岩盤規制改革に取り組んでまいります。

以上です。

○石破議員 さまざまな御意見ありがとうございます。

引き続き、臨時国会に向けて、関係各省との折衝を鋭意進めます。また、岩盤規制改革のための1年半の工程表の作成を進めます。よろしく願い申し上げます。

最後ですが、資料4にありますように、事業者が国家戦略特区の減税措置を活用します際の手続などを基本方針に追加したいと存じます。この変更につき、速やかに閣議決定を行いたいと思っておりますので、御了承方、よろしくお願い申し上げます。

予定された議事は以上であります。

安倍議長から御発言をいただきますが、御発言の前にプレスを入れます。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、議長、お願いいたします。

## 【公表案】

○安倍議長 本日、関西圏の医療や福岡市の雇用といった、特区の象徴となる改革事業に関する計画を認定することができました。

そして、いよいよ明日は東京圏、来月中には沖縄県の特区も動き出し、全ての特区が本格的に稼働します。

これから、六つの特区で、具体的な規制改革が絶え間なく実現していくことになります。この流れに乗って、今臨時国会にも、追加の規制改革事項を盛り込んだ国家戦略特区改正法案を提出いたします。

民間議員からの工程表の御提案も参考に、岩盤規制改革の更なる実現に取り組んでまいります。関係者の皆様にも引き続き御協力をよろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○石破議員 議長、ありがとうございました。

時間になりましたので、議事を終了いたします。次回の日程は事務局より追って御連絡をいたします。

ありがとうございました。

## 第9回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

1 日 時 平成26年10月10日（金）11:25～11:56

2 場 所 総理大臣官邸2階 小ホール

3 出席者

#### <議員>

議 長 安倍 晋三 内閣総理大臣

議 員 石破 茂 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）  
兼 地方創生担当大臣

有識者議員 坂根 正弘 株式会社小松製作所相談役

同 竹中 平蔵 慶應義塾大学総合政策学部教授

同 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

臨時議員 下村 博文 文部科学大臣

同 塩崎 恭久 厚生労働大臣

同 西川 公也 農林水産大臣

御法川 信英 財務副大臣

西村 康稔 内閣府副大臣

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

### （議事次第）

1 開会

2 議事

（1） 規制改革事項の追加について

（2） その他

3 閉会

### （説明資料）

資料1 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（案）

資料2 追加の規制改革事項について（有識者議員提出資料）

資料3 追加の規制改革事項に対する意見書（松島臨時議員提出資料）

(参考資料)

- 竹中議員提出資料
- 

(議事録)

○石破議員 ただ今より、第9回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催します。

本日は、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、西川農林水産大臣に御参加いただいております。

なお、麻生議員が欠席のため、御法川副大臣に出席いただいております。また、甘利議員が欠席のため、西村副大臣に後ほど参加いただく予定です。菅議員、有村議員、秋池議員、坂村議員は御欠席です。

議事に入ります。

本日は、議事次第にありますように、規制改革事項の追加につき、御審議いただきます。

資料1を御覧いただきたいと存じます。本資料は、今臨時国会に提出する国家戦略特区改正法案に盛り込む規制改革事項等を諮問会議の案として取りまとめたものです。具体的には、前回の会議で報告いたしました規制改革事項等とともに、その後、関係各省との折衝の結果、合意が得られた事項をまとめたものであります。

本件につきまして、事務局より説明をいたします。

○内田内閣府地域活性化推進室長 それでは、資料1を御覧いただきたいと思っております。

早速、2ページ目を御覧いただきまして、まずは「ビジネス環境の改善・グローバル化」の項目でございます。

これは前回も御報告しております(1)外国人を含めた起業・開業促進のための1カ所で諸事務を処理するワンストップセンターの設置。

(2)でございますが、公証人の公証役場外における定款認証を措置いたします。

引き続きまして、(4)女性の活躍推進のための外国人家事支援人材の活用の措置でございます。

3ページにお進みいただきまして、創業人材、多様な外国人の受入れ促進などがございますけれども、創業人材について可能とする特例を措置するものでございます。あわせて、2ポツでございますが、ゲームクリエイター、あるいは和食の料理人など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進等でございます。

(6)は今回新しい項目でございますが、在日米商工会議所からの御提案も受けまして、外国の弁護士資格取得者の国内での活躍、活動推進につきまして、早急に検討を行い、必要な措置を講じようとするものでございます。

4ページにお進みいただきたいと思っております。「公的インフラ等の民間開放」でございます。

## 【公表案】

(1) グローバル人材の育成などのために公立学校運営の民間開放を教育委員会の一定の関与のもとに行える特例を措置するものでございます。

(3) を御覧いただきたいと思います。これは新たな項目でございますが、官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化でございます。労働市場の流動性向上のために、大企業や国・自治体に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするという公務員の移動などにつきまして、枠組みを構築しようとするものでございます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。「持続可能な社会保障制度の構築」でございます。

(1) 医師以外でも医療法人のトップに付ける道を進めるための医療法人の理事長要件の見直しでございます。

(2) でございますが、これは兵庫県養父市からの提案でございますが、農業に従事いたします高齢者、現在、シルバー人材センターでは週20時間が目安ということになっておりますが、労働力確保が問題となる過疎地域等におきまして、この週20時間というのを40時間まで弾力化するものでございます。

(3) も新しい項目でございますが、「地域限定保育士」（仮称）の創設でございます。保育士不足の解消のために、各都道府県は今、1回しか保育士試験をやっておりませんが、2回目を促し、地域限定の保育士制度を創設するものでございます。

6 ページでございます。「地方創生モデルの構築」でございます。

今、御紹介した項目の中にも地方創生モデルに関係するものはたくさんございますが、それ以外でも、(1) ソーシャルベンチャーの起業促進につきまして、NPO法人の設立手続の迅速化。

(2) でございますが、これは秋田県仙北市等からの御提案を受けまして、国有林野の民間貸付の使用の拡大ということで、民有林の経営規模の拡大を始めまして、地域の産業振興を図ろうとするものでございます。

一番下は全国措置でございますが、養父市の醸造業者から御提言を受けまして、インターネットによる酒類販売の今、色々要件がございますが、その要件緩和を図ろうという全国措置でございます。

以上でございます。

○石破議員 それでは、次に、各規制を所管する大臣より発言をいただきます。

文部科学大臣、お願いします。

○下村臨時議員 学校の公設民営については、これまで国家戦略特別区域法に規定してある検討規定や日本再興戦略に従い、鋭意検討を続けてきたところでございます。

国家戦略特別区域においては、公立学校の運営を民間に開放し、グローバル人材の育成や個性に応じた教育など、多様な価値に対応した公教育が可能となるよう、今臨時国会に提出を予定している国家戦略特別区域法改正案の準備を進めてまいりたいと考えておりま

## 【公表案】

す。

○石破議員 ありがとうございます。

厚生労働大臣、お願いします。

○塩崎臨時議員 今回、地方公共団体からの追加の御提案を受けて、厚生労働省の関係では、医療・雇用・保育の各分野において、国家戦略特区における新たな規制の特例措置を今臨時国会に提出予定の国家戦略特区法の改正案の中に盛り込むことといたしました。

既に決定されている、いわゆる初期メニューを含め、国家戦略特区における各分野の規制の特例措置が適切に活用されるよう、厚生労働省としても協力していきたいと考えております。

○石破議員 農林水産大臣、お願いします。

○西川臨時議員 当省関係では、4項目の検討事項があったかと思いますが、今、農業大改革を進めておりまして、色々議論中であります。そういう中で、3項目については調整が付いた。4項目めの林業の問題については、国有林野に関する事項につきまして、民有林の経営環境を改善し、地域の産業振興を後押しするものという考え方でありまして、昨年決定した農業関連の初期メニュー4項目に加え、中山間地に多く存する森林を生かせる特例を盛り込むことで、地域のにぎわいの創出に貢献すると考えておりまして、林業の問題については私どもも指摘を受けて改善をしていきたいと考えています。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、各議員より御意見をいただきます。

八田議員からお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

それでは、民間議員がまとめました資料2について御説明申し上げます。臨時国会への法案提出に向けて、今、最終調整段階でございますが、この民間議員ペーパーは、法律、あるいは期限設定の問題などでもう一段の前進をすべきだという項目の主なものをリストしたものです。

まず第一は、農業改革の前進です。企業による農地保有、すなわち農業生産法人の出資・事業要件に関しましては、全国ベースでは一応結論が出ているわけです。しかし、特区では、企業による農地取得後の耕作放棄や産廃施設化に係る対策を的確に講じることを前提に、特段の特例措置の導入をこれからもお願いして、議論していきたいと思っております。

待機児童の解消については、今回、厚生労働省の大英断で地域限定保育士という制度ができることになりましたが、これを具体化していく措置を急いで取っていくべきだと思います。

3番目の労働市場の流動性。現在では、官庁に勤めていらっしゃる方が民間のスタートアップ企業に転職する際に、一度やめたらもう二度と官庁には戻れません。このため、リスクがかなり大きいので躊躇するという問題があります。今回、何か月か民間のスタート

## 【公表案】

アップ企業で働いてみて、ダメな企業だということが分かれば、元の官庁に復職でき、その際、退職金について後できちんと通算の措置を取る制度ができることになりました。これは、画期的な流動化の促進策です。この措置が円滑に機能するためには、公務員の転職をサポートする機関である人材流動センターを設置する必要があります。これを具体化していくことがこれからの課題であります。

最後は、外国の弁護士資格取得者の国内活動の推進です。現在では、日本の国際的な企業にとって、外国法の専門家は不可欠です。実際、相当数の外国弁護士資格取得者が日本で働いておられます。彼らの多くは外国人です。彼らが日本の弁護士と共同で活動できると双方にとって有益なので、それを容易にする制度の拡大を目指しています。1年以内に方策を検討するということになりました。これを急いでやるべきだろうと思っております。

私は一応ここで民間議員の話を御説明いたしまして、他の議員の方がお話になった後、私自身が詳しくお伝えしたいと考えていることについてお話いたします。

○石破議員 ありがとうございます。

先ほど申し忘れましたが、資料3にございますように、法務大臣から意見書が提出されております。御覧いただきたいと存じます。

それでは、竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 ありがとうございます。

今日はいつもより少し長めに話してもいいというお話でありますので、まず、特区にも関連します御報告の一つさせていただきたいと思えます。

世界の都市総合カランキングというものがございます。これは成長戦略のKPIの中の一つに入っております、今、東京は総合戦略で第4位です。これを2020年までに3位に上げようというのがKPI、目標の中に入っている。

実は、今、「イノベティブ・シティ・フォーラム」というフォーラムを東京で開催しております、昨日は下村文部科学大臣にもお出でいただいたのでありますが、それに併せて2014年の新しいランキングを昨日、記者発表させていただきました。

これは参考資料ということで、今日提出をさせていただいておりますので、可能な範囲で参考にしていただきたいと思いますと思うのですけれども、このランキングを見ますと、希望が大変持てる部分と若干懸念される部分と両方が出ていると感じます。

まず、結果から言いますと、希望の部分は、東京は引き続き4位でありますけれども、3位のパリに肉薄をしてきた。2020年までに3位と言っていますが、それよりかなり早く東京は3位に浮上することが見えてきたのではないかと考えております。これは大変大きな希望であります。実は、このランキングは特区が始まる前のランキングでありますので、その意味では、特区を活用してもっと後押しすれば、ひょっとしたら2位。今、1位がロンドン、2位がニューヨークなのですけれども、2位のニューヨークに肉薄できるぐらいの高い目標が可能になってくる。これが一つの希望。

## 【公表案】

もう一つの希望は、これは、70の指標を総合的に加味してランキングをしているのですが、その中には、例えば、我々が大切にしている感性の部分が入っていないのです。例えば、我々にとっては飛行機や新幹線が定時運行されるとか、そういうものが大事で、そういうものを加味して70の指標を81に増やすと、実は、既に現時点で東京はもう3位であるという数字が出てきます。今後、さらにオリンピック・パラリンピックに向けて色々なことをやっていけば、非常にその希望はあるということだと思います。

同時に懸念がありまして、ロンドンがオリンピックをきっかけにしてニューヨークを抜いて1位になりました。それで今、どんどん東京やニューヨークを引き離しているのです。東京は頑張ってきたのだけれども、1位、2位から引き離されています。そして4位、東京のすぐ後にシンガポール、ソウルというアジアの成長都市が迫っていますが、実は、ここからは距離が縮められて、追い上げられています。つまり、東京はそこそこ頑張っている。しかし、他の都市の速度が非常に速いということ。これを考えて改革を加速しなければいけないということになるのだと思います。

アベノミクスの効果として一つ特出されるべきは、東京は指標が上がったのですけれども、何が一番上がったかと言いますと、今まで東京が相対的に不利だと見られていました文化・交流の分野が非常に上がった。これは何かと言うと、一にも二にも、ビザを自由化したことによって外国人訪問客が増えた。これによるところが非常に大きいわけで、政策というのはやれば本当に必ず効果をもたらすということを証明してくれていると思います。是非ここに東京の特区を絡めて躍進させる必要がある。これは報告として申し上げておきます。

特区の政策に関して手短かにコメントをさせていただきますが、ようやく特区が非常にビジブルに、目に見えてきたと思います。まずは、遅れていた東京でも区域会議が開かれて、そこでは約10の非常に大規模な開発が2年で都市計画されるような段取りになってきた。これは国民から見えますので、見えるようになってきたということが大変大事だと思います。今回の新しい規制改革リストの中に入っているワンストップセンターなども見えるものですので、それが進んできたことを大変評価したいし、PRしたいと思います。

同時に、まだ懸念されるのは、全体としてはまだら模様であるという気がいたします。特区の中でも、養父市や福岡市のように比較的前進しているところと、若干もたついているところがあって、そこがまだら模様になっている。今度の規制改革項目でも、各大臣のリーダーシップで非常に前進しました。特に厚生労働大臣周りでは大変進んだと思いますし、石破大臣に御指導いただいて、平副大臣や小泉政務官にも勢力的に動いていただいて、色々なところが進んだ。

ただ、あえて言えば、先ほど農林水産大臣がおっしゃいましたけれども、今、林業で大変難しい問題にチャレンジしていただいています。地方再生、地方創生の中心である農業で、これは八田さんもおっしゃったように、もう一段、何とかできないだろうかという



## 【公表案】

思いがございます。そこは引き続き是非ともリーダーシップを発揮していただきたいと思  
います。

私のコメントの最後にしますけれども、民間議員ペーパーの2枚目の3の一番下のほう  
に書いています「併せて、空港コンセッション等に際しての官から民への円滑な人材移動  
に関しても、必要な措置を講ずるべきである」。これは実は、産業競争力会議の分科会でコ  
ンセッション、インフラの運営権を民間に売却するという事で、仙台空港がその先駆に  
なりますけれども、それについてやろうと思ったら、しかし、管制塔とかそういう周りの  
仕事を民間はやったことがないわけで、やはり一定期間、公務員に出向してもらわなけれ  
ばいけない。ところが、公務員が民間企業のために出向するというのは制約があるわけで、  
それをどうするかという、一見小さいようで、非常に重要な問題を整理していたのですが、  
これは西村副大臣に最終的に調整をしていただいて、この公務員派遣について法的な措置  
を取るというところまで漕ぎ着けています。我々としては、それであるならば、臨時国会  
でやってほしいということを申し上げているのですが、これは時間の制約もある、色々あ  
ると思います。もし、臨時国会に間に合わないのであるならば、とりあえず特区でやる。  
特区法の中に入れるという選択もあるわけで、とにかく半歩でも、一歩でも前に早く進め  
るように御尽力を賜りたいと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 私は2点申し上げたいと思います。

まず、規制改革についてですが、もちろん岩盤もあるのですけれども、どうしてこんな  
ばかばかしい規制や行政指導があるのだというのがいっぱいあって、10月1日から規制改  
革会議がホットラインを強化するという事でスタートしていただいておりますが、実は、  
役所の一番のベテランの方が一番分かっているはずなのです。どうしてこんなばかばかし  
い、以前もちょっと申し上げた、私どものビジネスに関わることであまりにもばかばかし  
い話を二つ申し上げます。

一つは除雪車。建設機械は世界中、運転席は一つなのですが、日本の除雪車は普通、必  
ずシートは二つ置きなさいとなっているものですから、除雪車は特別なキャビンをつけな  
いと売れないことになって、どか雪が降ったと言っても急遽出荷することもできない。一  
方、民間はどうしているかというと、その辺にある建設機械を使ってやっているわけです。  
公共になった途端に2人乗りのキャビンでないとダメだと言われて、これは第1回の規制  
改革会議で取り上げていただきました。

もう一つが、本当にこれは深刻な話ですけれども、手を放していても自動的に土地をな  
らしてくれるブルドーザーを開発して、去年からアメリカでどんどん売れていますけれど  
も、日本は売れません。レンタルだけで我々がやっています。なぜかと言いますと、日本

## 【公表案】

の公共工事は仕上げた後を必ず人が丁張りを張って調べなさいということになっていて、ブルドーザーの前にあるディスプレイで今日はこういう地形に仕上げようと言ったら、本当に1センチ、2センチ単位でできるのですが、そこでそのとおりになったと画面が証明しても、人が丁張りを張って調べなさいと、こういう非常にばかばかしいことが延々と続いている社会です。公共工事の図面はいまだに二次元であります。これも規制改革会議では取り上げていただきましたけれども、なかなかこれが進みません。

ですから、私は、お役所というのは規制を新たに作る仕事がメインだと思いますけれども、一方で、これを省く仕事を同時にやる部門を是非作っていただきたい。会社で言いますと、改善提案というものを現場はしょっちゅう出しているわけです。国だってそういう改善提案を出すことを評価する動きがあってもいいのではないかということです。

もう一点は、特区とは直接関係がないことですが、地方創生の色々なヒアリングに出たり、議事録を読ませてもらいました。私はやはり前回は申し上げましたとおり、基礎自治体のしっかりやる気のある人に支援しないとダメだなという思いを強くしています。今、国が上から目線でこういうテーマならお金をやるぞという話はするなど。我々に考えさせろということと言われる人がいますけれども、それはほとんど都道府県の首長で、では、その都道府県の首長が何か権限を持ったときに、お金を持ったときに、基礎自治体はまた国が県に変わったただけだという事態が起こるわけです。私は、どの県であっても、県が言われたときには必ず、そのテーマはどの基礎自治体がやる気になっているのですか。規制だけではないでしょう。規制以外にもいっぱいやるのがあって、ここだけは何とか規制を外してくれと言われるなら分かるが、具体性のない机上の計画に飛びつくべきではないと思います。先ほどから養父市の話がいくつも出ていますけれども、本当にまじめに取り組めば、小さい話ですが、効果の大きいテーマがいっぱい出てくる。そういう動きをこの国全体に起こさせるためには、基礎自治体にやる気のある、手を挙げる人を多く見つける。1件も基礎自治体が手を挙げていない県にどれだけ言われても、私は実現しないと思います。県の首長がいくら熱意があっても、地方自治体の人たちどこかにそれをやってもらわなければいけないわけですから、是非基礎自治体中心の特区であり、地方創生の進め方をして、その上で、基礎自治体は国にも助けてほしいけれども、県にも助けてもらいたいというのがあって、それに対して答えてあげるということを基本スタンスにするようお願いしたいと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

八田議員、お願いいたします。

○八田議員 それでは、今回できることになりました「地域限定保育士」についてお話し上げたいと思います。

これは各都道府県で独自に作って、そこの都道府県だけで働けるという保育士資格制度

## 【公表案】

です。

まず、東京圏では保育士不足は深刻です。現在では、多くの優れた保育所の会社がありますが、そういう会社に自治体をお願いして、場所も提供します、建物も提供します、だから認可保育所を造ってくださいと頼んでいるのに、保育士がいないからという理由でそれを断っている状況なのです。それほど保育士は不足しています。

保育士になる方法は二つあります。一つは、養成学校で2年間学ぶ方法です。養成学校を出た場合には試験を全く受ける必要がありません。もう一つは、国家試験だけでなるという方法があります。試験だけで受ける人の質は非常にいい。保育園会社は社会経験がある方を事務職で採用して勤めてもらい、その中から土日に勉強して試験に受かった人を保育所に配置しています。そうすると、お母さんたちに対応するときでもいいし、非常に優れた人が選べる。それがかなり大きな人材源なのです。

ところが、この試験は大変難しいし、1年に1回しかない。だから、せつかく土日に勉強しても、9科目の中で1科目でも落ちたら全部やり直しということです。それで、2回化をしてほしいという要請が非常に強くありました。

規制改革会議では、2回化を長年求めてきたのですが、全国で2回やるとコストがかかりすぎるとというのが今までの厚生労働省からの回答だったのです。だからと言って、一つの県が独自にやれば全国から受験者が殺到してしまいます。ところが、その県で当然コスト負担しているわけですから、それは難しいということになる。それで、今度、特区では、その都府県だけで働ける保育士資格を作ることになりました。ただし、3年たてば全国で働いてもいい。そういう制度を作っていただくことになりました。これを作るに当たっては、試験問題を県で独自に作るのか、全国で作るか等、色々な問題があります。しかし、神奈川県は、どうするにしてもこれを活用すると決断してくださいました。東京都も、とにかく2回化はやりたいので、制度の詳細が詰まった段階で最終決断をしたいということです。この制度を作るに当たっては、東京都からも貴重なアドバイスをいただきました。これは規制改革会議との連携の成果でもあります。規制改革議員から多くの貴重なアドバイスをいただきました。長年、規制改革会議が求めてきてできなかったものを、まず、特区で実現できることになりました。これが、規制改革会議におけるさらなる改革の一助になればと期待しております。

したがって、厚生労働大臣、神奈川県、東京都、規制改革会議の皆さんから大変な援助をいただいてこういうものができましたので、御礼申し上げるとともに御報告する次第です。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、御法川副大臣、西村副大臣、御発言がありましたらどうぞ。

○御法川財務副大臣 ございませぬ。

○石破議員 西村副大臣、どうぞ。

## 【公表案】

○西村内閣府副大臣 竹中議員から御指摘のあった点だけ、手短にお答えしたいと思います。

今回の特区でスタートアップ企業に行くケースは、一旦公務員をやめて、戻ることを前提とせず、仮に戻ってもその期間の退職金は通算しない。コンセッションの場合は、空港運営会社、民間に行きますけれども、これはその期間も退職金は通算するし、まだ戻るという前提でやります。これは民間企業に行ってもその期間の仕事を公務員として憲法上、公のためにやるというのと同様に評価をするということで、ちょっと趣旨が違い、前例もなく、かなりハードルが高いのですけれども、内閣人事局は全面的に協力すると言ってきていますので、前倒しを含めて、何ができるかしっかりと検討したいと思います。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、本案につきまして、本諮問会議の取りまとめとしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 ありがとうございます。

異議なしということで確認をさせていただきました。本取りまとめに基づき、法案の提出等を行います。各大臣におかれましては、引き続き御尽力賜りますようお願いいたします。

以上で、本日予定された議事は終了いたしました。

安倍議長から御発言をいただきます。

プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、議長、よろしく願いいたします。

○安倍議長 本日、民間有識者の皆様や関係大臣の協力により、国家戦略特区における「追加の規制改革メニュー」を取りまとめることができました。具体的には、医師以外でも、経営マインドを持っている方が、医療法人のトップに就ける道を大きく開いてまいります。

新たに会社を起す方の各種手続が、一か所で処理できる「ワンストップセンター」をつくれます。

シルバー人材センターで派遣される高齢者は、これまでは、週20時間しか働けませんでした。40時間働けるようにいたします。

これまで全国一律だった保育士試験に加え、保育士不足に悩む自治体独自の「地域限定の保育士」資格を創設いたします。

今回のメニューは、やる気のある自治体や民間企業からの「真の事業ニーズ」をくみ取ったものであります。これにより、岩盤規制分野にも更なる突破口が開き、新たな産業や雇用が創出されると確信しております。

本日の取りまとめに沿って、早急に法案化の作業を進め、国家戦略特区の改正法案をこ

【公表案】

の臨時国会に提出いたします。

安倍政権の規制改革に終わりはありません。決意を新たに、次の国会も、そして、その次も、特区制度の更なる拡充を絶え間なく提案し、岩盤規制改革を断行していく決意であります。

○石破議員 議長、ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○石破議員 ありがとうございました。

## 第10回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年12月19日（金）9:52～10:08
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	有村 治子	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
	平 将明	内閣府副大臣

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1）区域計画の認定について
  - （2）その他（今後の進め方について）
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 最近の各特区の動きについて
- 資料2 区域計画の認定について
- 資料3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

(議事録)

○石破議員 定刻でございます。ただ今より、第10回「国家戦略特区諮問会議」を開催いたします。

坂根議員は、本日、御欠席でございます。

この諮問会議でも、夏以降、規制改革事項について議論を重ね、満を持して前臨時国会に提出した特区法の改正法案でございますが、残念ながら審議未了で廃案となっております。

政府といたしましては、更なる規制改革事項の追加を行い、内容を一層充実させた上で、次期通常国会に改めて改正法案を提出いたします。

また、あわせて、各特区の区域会議を高い頻度で開催し、具体的事業を成果として出し続けていくことも、極めて重要と考えております。

引き続き、議員の皆様方におかれましては、お力添えを賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります。

まず、「区域計画の認定」につきまして、御審議いただきます。

資料1を御覧いただきたいと存じます。前回からの動きで申し上げますと、まず、10月26日に第1回の沖縄県区域会議を開催いたしました。選挙期間中の12月3日には新潟市、9日には、東京圏の区域会議を開催し、区域計画案の審議を行いました。詳細は、後ほど副大臣より説明いたします。

この他、福岡市におきまして、11月29日には「雇用労働相談センター」を開所するなど、特区の事業が本格的に動き出しております。

養父市におきましては、民間の有識者に特区の推進役をお願いし、自治体と事業者との間で事業の具体化を進めていただいているところです。

それでは、区域計画案の詳細につきまして、平副大臣より説明いたします。

○平副大臣 それでは、資料2に基づき、認定申請のあった区域計画案につき、御報告をいたします。

新潟市の計画案につきましては、「農業生産法人に係る農地法等の特例」、「農業委員会と市町村の事務分担に係る特例」、「農家レストラン設置に係る特例」、及び「農業への信用保証制度の適用」を活用するものであり、農林水産大臣及び経済産業大臣にも同意をいただいております。

東京圏の計画案につきましては、「民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例」、「保険外併用療養に関する特例」、「病床規制に係る医療法の特例」を活用するものであり、国土交通大臣及び厚生労働大臣にも同意をいただいております。

また、「雇用条件の明確化のための『雇用労働相談センター』の設置」をする区域計画

## 【公表案】

案については、東京圏に加え、当センターの実施体制の整った関西圏からも追加の認定申請がございました。

以上です。

○石破議員 それでは、これらの計画案につき、法第8条第8項に基づき、本諮問会議の御意見を聞かせていただくことといたします。御意見等がございましたら、どうぞお願いいたします。

御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、速やかに認定の手続を行わせていただきます。

次に、次期通常国会に向けた規制改革事項の追加など、今後の進め方について、意見交換を行います。

有識者から資料の提出をいただきましたので、八田議員より御説明をお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

まず、民間議員ペーパー、資料3を御説明いたします。

第1は、次期通常国会に提出する法案として、今回、廃案になった法案をそのまま提出するのではなく、農林水産関係を含めてさらに充実した岩盤規制改革項目を盛り込んだものを提出したいと考えております。

第2に、「地方創生特区」を中核とした、区域の追加(二次)指定をする必要があると考えております。その際に留意すべきことが二つあると思います。

まず、養父市の経験で分かったのですが、自治体が区域会議に参画して改革を推進するときには、自治体の事務負担が非常に大きい。特に小さな自治体にとっては、通常やっていることとは違いますから、国の支援が必要です。特に事業の掘り起こしやマッチングを行う専門人材の派遣、あるいは各種の手続の簡素化といった支援パッケージを国が用意してあげると、比較的小さな自治体でもイノヴェイティブなアイデアを持ったところが手を挙げやすくなると思います。

次に、指定の基準です。2ページに書きましたが、現行法に盛り込まれている、いわゆる「初期メニュー」の中には、活用が比較的困難なものがあります。例えば、農業委員会改革、公設民営学校、旅館業法などは、法律にはなっているけれども、実際にやるとなると、なかなか抵抗があるものです。このようなものを思い切って活用することや、さらに、他が真似できないような大胆な「追加メニュー」を提案してくることが、二次指定する際の自治体選考の基準になるのではないかと考えております。

第3に、区域会議で具体的な事業を積極的に推進していきたいと考えています。その際、区域会議開催の頻度を高くすることがまず必要です。さらに、今回の改革項目には、廃案になった法律事項以外に、政省令や、告示・通達事項があります。これらは少なくとも来年1月中には実現できるようにして、具体的な成果を出していきたいと考えております。



## 【公表案】

最後に、東京都が提案された「開業ワンストップセンター」については、国際的にも大変注目を浴びております。これは、例の公証人役場のことだけは法律改正が必要ですが、その他の事項については、法改正なしに実行可能ですので、来年度当初の設立に向けて、内閣主導で、大至急、準備すべきだろうと考えております。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、他の議員の方々からも御意見を賜りたく存じます。

竹中議員、坂村議員、秋池議員の順でお願いいたします。

○竹中議員 民間議員の考えはペーパーに書かせていただいたとおりであります。ちょうど総理が今から11カ月前にダボスで本当に力強いスピーチをされて、約2年で全ての岩盤規制に、この特区等を使って突破口を開くという趣旨の発言をさせていただいて、内外に非常に大きな注目を集めたと思います。2年という中で言うと、11カ月がたっていることを考えますと、この特区をさらにパワーアップすることがいかに重要かということだと思います。

今、説明がありましたように、前進はしています。つまり、ギアインはしている。そのギアインしているものをいかにギアアップするかというのが私たちの当面の課題で、確かに進んでいる、この進んでいる感をどのように出すか。

幸いにして、ここのチームにはワーキンググループがありまして、そこが常に新しい提案とのやりとりをやってくださっています。その中で、今、地方の熱い改革のマグマみたいなものがわっと力を持ってきているところだと思うのです。例えば、農業改革でも、養父市のことを見ながら、愛知県の常滑市が手を挙げて同じように考えている。農業改革や林業改革では、秋田県の仙北市が新しいことを考えている。公設民営についても、大阪だけではなくて、今度は愛知県の新しい高校でそれができないかという話が出ている。医学部の新設の話は、これは御承知のように、千葉県成田市が色々と考えておられる。他にも、これからの法律改正を含む大胆な改正について、山形県の鶴岡市とか、仙台市が色々な独自の非常にユニークな案を持っている。

このようなことを、ギアアップの素材に使う。やるべきことは三つだと思います。

一つは、新たな「地方創生特区」を作ることが与党の公約にも入っているわけですから、次の指定をこのようなマグマを活用しながらやっていくこと。

これは要望にもなりますけれども、特区諮問会議を、今回のような10分、15分の会議で結構ですので、毎月やって、その進捗を見せていくことを是非お考えいただければと思います。

とにかく今の法律の中でできることがたくさんありますので、東京のワンストップセンターがその典型ですけれども、それをすぐにやっていくということではないかと思っております。

○石破議員 ありがとうございます。

## 【公表案】

では、坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 進め方に関しては、私も特に問題があると思っているわけではないのですが、ハイテクノロジー関係の岩盤規制が十分行われていないのは、私の立場としては気になります。特に、ネット社会関係をもっと強化すべきではないかと思えます。現在の特区は地域ベースになっているからしょうがないのですけれども、ネット社会がイノベーションの力を発揮できるのは、都会と地方とか条件の違う離れた地域をネットで繋げられるからです。その力により、スマホとか、ネットビジネスとか色々なものが国民の支持、全世界の支持を受けているわけで、それ関係のものがちょっと少ない。

特に経済的にも、世界は、今、ネットビジネス——例えば、グーグルがトヨタよりも大きい利益を上げていることが報道されています。ソーシャルネットワークサービスとか、グーグルみたいな会社が、何で日本から生まれないのかというのが問題になっているわけで、そのようなところをもっと強化すべきではないかと思うのです。具体的にどのようなことかと言うと、規制改革で言えば、今、世界的に遠隔治療が話題になっています。例えば、「da Vinci」を始めとする、ロボット手術を使った遠隔手術も間もなく実用に入ってくると思います。そのようなものに対しては、日本ではたくさんの規制があって、規制緩和が全然十分ではないのです。

もう一つは、「MOOCs」みたいなネットを使った教育や、遠隔授業が、今、世界的にも注目を浴びていますが、やはり規制がたくさんあります。遠隔医療も遠隔教育も対面規制がこれを邪魔しています。地方から人が離れる大きな理由が医療や教育のレベルという問題で、この早急な向上が地方再生にとっても私は重要だと思うので、是非ネット社会に対しての規制改革が行えるように、今一步進めていただきたいと思います。

そうすると、区域限定ではなくて、もっと区域をつなぐとか、バーチャル特区といった枠組みが重要になると思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

お願いいたします。

○秋池議員 岩盤規制の改革を行っていくためには、残りの1年強を存分に生かすことが非常に重要だと思っております。

そのためにも、この終わりの期間を延ばすということではなくて、決めた締切りに向けてどれだけ力を挙げていけるかを示していくのが、ゆるぎない改革姿勢を示すために必要なことだと感じております。

もう一つ、「地方創生特区」なのですけれども、これから地方が取り組もうとしているのは、今まで解きたくても解けなかったような難しい問題、あるいは新しい問題となっていく、自治体が持つ今までの経験だけでは解けないものもあります。

そのためにも、国家戦略特区の枠組みを使って「初期メニュー」、「追加メニュー」を取り込んで、ソリューションを作っていくこと、一つ目の成功事例をどこかで作ることを

## 【公表案】

国を挙げて支援をして、それが広がっていく姿を見せていくことが、世界に対しても、また、国内に対しても非常に重要なメッセージになると思っております。例えば、自治体の「支援パッケージ」を民間議員ペーパーの中にも書きましたが、そういった負担軽減策も検討しながら、必ず成功するように支援をしていくことが必要だと考えております。

○石破議員 率直な御意見を賜り、誠にありがとうございました。次期通常国会に向け、いただきました御意見を最大限、施策に反映してまいります。

以上で、本日、予定された議事は終了いたしました。

最後に、議長であります安倍総理から御発言をいただきたいと存じます。

その前に、プレスを入室させますので、少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、議長、お願いいたします。

○安倍議長 今回の選挙において、「成長戦略を前に進めよ」という国民の声をいただきました。この国民の期待に答えて、岩盤規制改革を、更に強力に進めることにしたいと思います。

残念ながら、前国会で廃案になった国家戦略特区法案に盛り込んだ項目はもちろんのこと、一層大胆な規制改革メニューを追加し、決意も新たに次期通常国会に法案を提出することとしたいと思います。

また、改革のスピードを加速させるため、法改正を要しないものは、全て遅くとも本年度内に実現させたいと思います。

「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に進化させなければなりません。このため、手続の簡素化や専門家の派遣など、国が総合的な支援を行う「地方創生特区」を来春を目途に、新たに指定いたします。

石破担当大臣を先頭に、次期国会に向けた法案化作業とともに、地方創生特区についても検討を開始していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石破議員 ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○石破議員 年末まで、誠にありがとうございました。会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局より後日、連絡をさせていただきます。

## 第11回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年1月27日（火）16:30～16:54
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議	長	安倍	晋三	内閣総理大臣
議	員	麻生	太郎	財務大臣 兼 副総理
	同	石破	茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
	同	菅	義偉	内閣官房長官
	同	甘利	明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
	同	有村	治子	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
	有識者議員	秋池	玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
	同	坂根	正弘	株式会社小松製作所相談役
	同	坂村	健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
	同	竹中	平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
	同	八田	達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1） 区域計画の認定について
  - （2） 規制改革事項の追加について
  - （3） 地方創生特区の指定について
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 区域計画の認定について
- 資料2 規制改革事項の追加及び地方創生特区の指定について
- 資料3 国家戦略特区の当面の重要事項について（有識者議員提出資料）

## 【公表案】

### (参考資料)

- 国家戦略特区ワーキンググループ 委員名簿
- 

### (議事録)

○石破議員 御多用のところをありがとうございます。

ただ今より、第11回「国家戦略特区諮問会議」を開催します。

本日は、区域計画の認定、規制改革事項の追加、地方創生特区について御審議をいただきます。

まず、資料1を御覧いただきたいと存じます。区域計画の認定についてでございます。

養父市の計画案につきましては、「農業生産法人に係る農地法等の特例」、「農業への信用保証制度の適用」、「歴史的建築物に係る旅館業法施行規則の特例」を活用するものであり、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣にも御同意をいただいております。

それでは、本計画案につき、法第8条第8項に基づき、本諮問会議の意見を聞くことといたします。御意見等ございましたら、どうぞおっしゃってください。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 ありがとうございます。

異議がないことといたします。それでは、速やかに認定の手续を行います。

続きまして、議題2規制改革事項の追加と、議題3地方創生特区につきまして、まとめて御審議をいただきます。

恐縮ですが、資料2を御覧いただきたいと存じます。

まず、追加の規制改革事項につきましては、今国会に提出します国家戦略特区改正法案に盛り込むべく、区域会議からの御要望や全国提案から、特区ワーキンググループにおきまして、15日間、延べ61件の規制改革事項につきまして、関係各省との折衝を精力的に行っております。

特区ワーキンググループにつきましては、お手元の参考資料にありますとおり、新たに阿曾沼元博氏、鈴木亘氏、本間正義氏、八代尚宏氏の4名の方々に御参画いただき、体制を拡充したところでございます。

現時点では、iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁などにつきまして、おおむね議論がまとまりつつある、または各省が前向きに検討中でございます。それ以外の事項につきましては、引き続き関係各省と精力的に折衝を行います。

続きまして、地方創生特区の指定につきまして、資料2の2ページ目を御覧いただきたいと存じます。

ワーキンググループにおきまして、昨年夏に提案のありました33の地方自治体を対象に1月16日から先週まで計4日間、ヒアリングを行っております。具体的な自治体ごとの提

## 【公表案】

案内容の詳細につきましては、次ページ以降の別紙に記載のとおりでございます。

今回の指定につきましては、国家戦略特別区域基本方針でございます六つの指定基準のうち、特に自治体の意欲、実行力を重視したいと考えておりますが、判断の指標は、第1に、現行法上の規制改革事項、すなわち初期メニューのうち、現在の特区でも困難なものを確実に活用するとしていること。第2に、昨年の臨時会で廃案となりました法案の追加メニューなど、思い切った改革事項を提案していること。第3に、近未来技術実証を行うことを積極的に受け入れていることとし、これらを満たすチャレンジ意欲旺盛な自治体を指定したいと考えております。

なお、近未来技術実証につきましては、平副大臣及び小泉政務官が担当する近未来技術実証特区検討会におきまして、地方創生特区の指定も念頭に、大胆な規制改革を検討しているところであります。

それでは、ただ今の二つの議題につきまして、有識者議員より御意見を賜りたいと存じます。

まず、特区ワーキンググループ座長でもあります八田議員から検討状況も含め、お願いをいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

資料3に基づきまして、民間議員ペーパーについてお話ししたいと思います。

第1は、いよいよ来年度が岩盤規制改革の最終年度であることを考えて、目標をきちんと確認すべきであるということでもあります。この資料の別紙として改革スケジュールを載せております。これは前回から多少の修正がございますので、そこは赤字で書いてございます。

第2は、今国会への提出法案における追加の規制改革項目についてであります。今回は、地方創生を推進するという立場から、特に観光分野及び農林水産分野の重要性が高まっていると思います。観光分野についての例は、サービスアパートメントです。これは一月以内でも住宅を貸せるようにという改革なのですが、今、これがなかなかうまく行っていない。元々7日からにするか10日からにするかを自治体で決めてくださいということにしていたら、どちらかを選ぶのではなくて、そもそも新制度を行わないと決めた市議会が出てきまして、今、進んでおりません。したがって、制度としては「原則7日でやる。そして、自治体が好むならば10日ということもできる」という仕組みに変えたいと思っています。

農林水産業では、最大の課題は生産法人の出資・事業要件をどう緩和するかということですが、国全体では5年後に見直すことになってはいますが、これは特区まで縛るものではありません。特区では新たな手段を講じたらできると思います。緩和に反対する人たちの心配は、新しい法人が耕作放棄したり、産廃の場所にしたりするということがあっては困るということです。それはもったもですから、特区においてはこれを防止するための対策を立てる。例えば、不正な土地利用をすると罰金を取る。罰金を払わないならば没収する、すなわち農地で物納させる、などの措置を自治体が講じることが必要だろうと思います。

## 【公表案】

養父市長もこういうことを考えたいと言っているから、そういう担保措置とセットで出資・事業要件の緩和が特区ではできればと思います。養父市の他にもこのような担保策と要件緩和のセットを提案している自治体も既にございます。

他に水産業も企業が入りにくい分野です。例えば、漁業権配分の順位は、1位が漁協で、企業は5位でという決まりになっておりますから、企業にチャンスはありません。特区では、全ての事業者は対等に入札できるようになってほしいと思います。林業についても、補助金付けから脱して創意工夫ができる企業が活躍できるような改革が必要だと思います。こういうことを今国会への提出法案では少しでもできるようにしたいと思います。

第3は、地方創生特区の指定についての基準です。これは先ほど大臣がお話になりましたとおり、初期メニューを活用すること、あるいは今度の追加メニューとして思い切ったものを提案した自治体ということが基準です。その際、追加メニューができたなら、必ずどこかの自治体を使うように、すなわち規制改革の使い残しがないように指定したいと思います。

最後に、副大臣、政務官がリーダーシップを持って推進していらっしゃる近未来技術実証の地方創生特区も是非実現したいと思っております。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 今、八田議員からありましたけれども、地方創生特区がいよいよ始まる。その中に近未来技術実証、新しいものが入ってくるということで、大変注目度は高いと思います。3点申し上げたいと思います。

一つは、規制改革事項の追加に関しての農業の話でございます。今、ピケティの21世紀の新しい資本論、資本主義が大変話題になっているのは御存じだと思いますが、21世紀に行く前の20世紀の資本主義というのは、実は経営と所有が分離するところから始まって効率的な生産になった。ところが、今の農業というのは、農業生産法人というのは実は、経営と所有を無理矢理一致させようとしているわけで、これは20世紀型の資本主義にもまだなっていないのが実態だと思います。八田議員が指摘したように、法人が所有した場合、色々な懸念があります。その懸念をどう払拭するかという具体的な案は我々も考えたいと思いますので、農業の改革というのは非常に象徴的で、特に農業生産法人の要件というのは非常に象徴的で、改革の一丁目一番地だと思いますので、そこは是非この改革追加メニューの中で非常に重きを置かなければいけないと思います。それが1点です。

第2点は、簡単に申し上げますけれども、大臣のペーパーにありますタクシー減車法の適用除外。このタクシー減車法というのは安倍内閣になってから、安倍内閣らしくない法律が一つ通っている。これはそれだと私は認識をしております。そのためにもせめて特区でそれを緩めていくことはやはり考えなければいけないのではないかと思います。

第3点目は、この3月で特区を指定してからちょうど1年になります。そのレビューを

## 【公表案】

しっかりとしなければいけないのではないかと思います。岩盤規制の突破をする、昨年1月のダボス会議で総理が非常に力強いスピーチをされて、そのレビュー、チェックのためにもこの3月をもって我々なりに是非レビューをさせていただきたいと思っております。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 このペーパーからちょっと離れまして、今までも同じようなことを言っているので恐縮なのですが、国家戦略特区も地方創生特区も自治体が牽引役になってスタートするわけです。養父市のようにもう既に企業が8社ほど、巻き込んでおればおそらく後に戻ることにはなかなか難しい状況に、市民ももうやらざるを得ないという状況になるのだと思うのですが、多くの場合はまだ自治体だけのレベルになっておるといことだと思いません。

これまでの歴史を振り返ると、改革を目指した首長は成果を出す前に選挙があつて負けるというパターンが多くて、これを防ぐためにはいかに早く民間を具体的に巻き込んで、特に若い人が興味を持つようなやり方を早く進めて知恵を出して、リターンを得る喜びを若い人たちに感じてもらえれば、その人たちが必ずオピニオンリーダーになると思えますし、既にもう全国各地で初期メニューについてはトップランナーが走っておりますから、これを中央で早く全国的に開示してあげる。やる気のある自治体はこのようなことをやっているということを開示してあげることによって、その人たちがもう後戻りできないような雰囲気を作り上げるのも大事なことでないかと思っております。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 地方創生特区における近未来技術実証特区というのは、私は非常に重要だと思います。特にこの中でも、遠隔医療とか遠隔教育というものは地方創生だけではなくて、女性の社会進出にとっても大事なことだと思いますので、是非これを進めていただければと思います。

また、私も近未来技術実証特区の第1回目の検討会に参加したのですが、そのときに思ったのは、特区というものの機能が、肝心の課題を抱えた人たちによく伝わっていないのではないかということです。関係者が基本的にいいと思っているのに、時代に合わない規制でできないといったことを、特例的に解決するというのが特区のコンセプトだと思います。

しかし、例えば、検討会の第1回目にドローンという――いわゆる無人飛行機のヒアリングを行ったのですが、10キロメートルの四方の実験区域が取れないので困っているという話が出たのです。私も色々調べてみて分かったのですが、それは規制ではなくて決断なのです。10キロメートルの国有地などたくさんありますから、これは特区とは違うが、政府に是非決断をしていただきたいとお話したら、さっき平副大臣からお話を聞いたのです



## 【公表案】

が、もう決断に近づいているということで、結果オーライなのですが、それが特区で頼むことかそうでないか、そうでないならどこに頼むべきかというのが、意外と分からないと思います。

さらに、実験だけならそこでいいのですけれども、それを本当に実用化しようとする、実は、まだ日本で法律がないのです。これは当たり前ですが、空中に飛ぶもので、色々物を運んだりするものですから、有人飛行機に準じるような制度がないと、人様の頭の上を勝手に飛んでいいということにはなりません。アメリカは飛行機がたくさん飛んでいるために、ドローンについては日本より規制が強くて――軍用は最先端ですが――屋外で長距離飛ぶ安価な商用ドローンについてはちょっと遅れているのです。米国は規制緩和が必要で、古い航空法が非常に強くてなかなか新しい法律が作れないのです。日本の場合には、いつもと逆で、社会に出るための適切な規制をこれから作ればいいのです。これをきっかけにして、このような新しいテクノロジーに対しての法律をちゃんと作ることを世界に先駆けてやるなどということをやったら、これはもうすばらしいことだと思いますので、規制緩和の特区だけでなく、適切な規制を素早く作るための、逆方向の「特区」も併せておやりになったらと思います。

また、同じようにイノベーションをやろうという地方の人はたくさんいるのですけれども、何をどうしていいか分からない人がいるので、そういう意味で行くと、イノベーションを助けるようなワンストップサービスというか、イノベーション局みたいなものを政府が積極的に作って、新しいことをやる人に、これは特区にしなければいけないのか、そうではなくて決断してもらえばできるのか、どこに行けばいいのか、といったことを分かりやすくする仕組みを作っていただけると助かると思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 資料3でもお伝えしておりますように、残る時間がだんだん短くなってまいりますので、確実に岩盤規制が改革されるように取り組んでいくことが引き続き非常に重要だと考えております。

もう一つ、1年間取り組んでまいりまして、過去に進まなかったことで変わってきたことがかなりあるのではないかと考えております。一方で、取り組んでいるのだけれども、なかなか進んでいないところもあるのだと思いますが、こういったことを1年たったところで改めてレビューをして、評価をしていくことが非常に重要だと思います。国家戦略特区については国民の関心も非常に高いので、規制改革メニューの状況や指定された地域がその後どうなっているのだとか、こういうことが実は変わってきているのだということが伝わっていくことが重要だと思いますし、また、そういったことも含めて自治体とか事業者がさらに興味を持つということで経済の成長につながっていくというメッセージも出していける部分もあるのではないのでしょうか。

## 【公表案】

改革の取組には、やればぱっと風景が変わるようなタイプのものもあるのですが、やり続けると変化が起こらないものもございますので、そういったことも勘案しながら適正な評価がされることが必要ではないかと考えております。

○石破議員 誠にありがとうございました。

御意見を踏まえて、今後また鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

追加の規制改革事項につきましては、今通常国会への法案提出に向けまして、特に今の御指摘にもございましたように、まだ十分に議論が進んでいない農林水産分野などを含めまして議論を深めてまいります。

また、地方創生特区の指定につきましても、御意見を踏まえ、選定作用を進めてまいります。引き続き何とぞよろしく願いいたします。

以上で、本日予定された議事を終了いたします。

それでは、議長であります総理から発言をいただきますが、報道を入室いたさせます。少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、議長、お願いいたします。

○安倍議長 通常国会の質疑がスタートしましたが、私は、この国会を「改革断行国会」と位置付けております。この国会に、農業・医療・エネルギー・雇用といった、いわゆる岩盤規制に挑戦する法案を提出してまいります。

この一環として、残念ながら先の国会で廃案となった国家戦略特区法改正案を、更にパワーアップした上で提出し、成立を期したいと思います。

農林水産業や観光業など、特に地方創生に資するものを始め、本日提起された改革事項については、関係大臣には実現する方向で対応策を検討していただきたいと思っております。

あわせて、「地方創生特区」を実現してまいります。

本日議論いたしました養父市の農業特区に続くような、やる気と志に満ちあふれた自治体を、「地方創生特区」として3月を目途に指定したいと思います。政府としても全面的にバックアップしてまいります。

石破大臣と民間有識者の皆様には、引き続き、精力的な御検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○石破議員 総理、ありがとうございました。

報道の皆様、誠にありがとうございました。よろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

○石破議員 それでは、これで会議を終了いたしたいと存じます。

次回日程につきましては、また後日連絡をいたします。

## 第12回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年3月3日（火）17:44～18:00
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	有村 治子	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1） 規制改革事項の追加について
  - （2） その他
- 3 閉会

### （説明資料）

- 資料1 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（案）  
資料2 地方創生特区の指定について  
資料3 追加の規制改革事項について（有識者議員提出資料）

### （参考資料）

- 第11回国家戦略特別区域諮問会議 資料2

(議事録)

○石破議員 ただ今より、第12回「国家戦略特区諮問会議」を開催いたします。

秋池議員は御欠席であります。

議事に入ります。

まず、規制改革事項の追加につきまして、御審議を賜ります。

資料1の4ページでございますように、昨年臨時会に提出をいたしました国家戦略特区改正法案には、公立学校運営の民間開放や創業や家事支援に関する外国人の受入れなどの規制改革事項を盛り込んでおります。本法案に更なる規制改革事項の追加を行い、今通常国会に改めて提出することといたしております。

それでは、追加の規制改革事項についての御説明をさせていただきます。

資料1の1ページから2ページ目を御参照いただきたいと存じます。関係各省とおおむね調整が付いたものとして、再生医療技術を活用した医薬品開発を強化するiPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁、保育需要の増加に対応する都市公園内における保育所設置の解禁、医師不足対策にも資する外国医師による診療範囲の拡充などがございます。

一方、関係省が困難としてまだ議論が続いておりますものとして、農法生産法人の出資・事業要件の緩和がございまして、引き続き精力的に折衝いたしてまいります。

続きまして、地方創生特区の指定の検討状況につきましては、資料2を御覧ください。

前回の会議以降、新たに提案が行われましたのは3自治体、また、特に近未来技術実証特区の関係などで追加事項の提案が行われましたのは13自治体であります。現在、特区ワーキンググループによるヒアリングを通じ選定作業を行っているところでありますが、引き続き作業を進め、今月を目途に本会議において地方創生特区の区域を公表したいと考えております。

追加の規制改革事項につきまして、議員より御意見を賜りたいと思います。

特区ワーキンググループ座長でもあります八田議員から、検討状況も含めてお願いを申し上げます。

○八田議員 ありがとうございます。

ただ今、石破大臣が御説明になりましたように、今国会提出の法案には色々と新しい改革が盛り込まれる予定です。しかし、私ども民間議員が、更に追加すべきだと考えておる4改革項目を資料3に列挙させていただきました。

第1は、農業生産法人の要件緩和です。企業による農地保有を容易にすると、企業が取得した農地が耕作放棄地だとか、産業廃棄物処分場になるという危惧が表明されてきました。けれども、こうした無責任な行為に対して罰則措置を設けようとしている市がございまして。そのような市では、企業による農地保有の要件緩和をすべきだと私どもは考えてい

## 【公表案】

ます。ところが、これについては農林水産省から「農協改革を主にしている現段階では、政治的に待ってほしい」と言われています。しかし、国家戦略特区での岩盤規制改革の断行にもう一年しか残されておられません。今国会で提出する改正特区法案に本事項を明確に位置付けることによって、改革の進行を明確に世に示すことができるのではないかと考えております。

2番目は、漁業権に関してです。現在は県知事が漁協に対して優先的に漁業権を付与します。しかし、企業を含めた主体の参入なくして水産業の再生はあり得ません。したがって、少なくともカキや貝の養殖に対する特定区画漁業権に関しては、国家戦略特区において区域会議のもとで明確・透明なルールを作って、企業も漁業権が取得できるようにすべきだと考えております。そうすれば、県知事のみならず、国や市町村を含めた主体がルール作りに参加でき、県知事による改革への負担が軽減できると考えております。

3番目は、タクシーの料金の下限を現行法では厳しく規制していますが、これを緩和する仕組みを構築すべきだということです。下限を緩和すると、過当競争になり、安全面などが心配だといった危惧が寄せられていますが、個別のタクシー会社を区域会議が評価し、一定の水準を満たす事業者に対しては、下限以下の運賃設定を可能にする仕組みを作るべきです。

最後の4番目は、新型の医療機器に対する「条件・期限付承認制度」の適用です。実は、日本で発明されたサイバーダイン社のHALロボットがドイツで承認されて実用化され、日本での承認は遅れています。日本の承認システムを改革し、世界中の医療機器が日本で承認を求める仕組みにしたいと考えています。一方、再生医療については、安全性の確認と有効性の推定がなされるならば、医薬品の市販を条件・期限を付して承認し、市販後に有効性と更なる安全性を検証するという「条件・期限付承認制度」が、世界に先駆けて日本でできました。これは世界中で注目されていて、海外の医療品業界も日本で承認を得ようとしているという動きがあります。医療機器などに対しても、この「条件・期限付承認制度」と同じ考え方を適用して、迅速化していただきたいというものであります。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 閣僚の皆様、連日の国会の審議のお疲れの中で大変だと思いますけれども、ちょうど特区の指定をしてから間もなく1年になる。これから地方創生特区を新たに指定しなければいけないということで、この3月は大変重要な節目になると思います。そこで、3点申し上げたいと思うのですが、今日、大手の証券会社の大きな投資コンファレンスを都内でやっておりまして、石破大臣は確か夕方いらっしゃると思いますが、私も朝、話してまいりまして、その中で、やはり必ず出てくるのは、この特区で目玉となるような分かりやすいものがもっと出てきてほしい。それに尽きるのだと思います。その点で言いますと、今の八田議員の説明の中にあつた農業生産法人の出資要件緩和というのは岩

## 【公表案】

盤規制の一丁目一番地で、やはりどうしても欠かせないと思います。農協改革等々の関係で大変難しい状況にあることも十分承知しておりますけれども、このペーパーでは、例えば、検討を加えるということに対しても関係省庁がノーと言っている。これはちょっといかにもではないか。検討を加えるということについてせめて突破口を開かないと、特区として、姿がなかなか見えないのではないかと思います。

2番目は、一番最後に八田議員が説明された薬事承認の迅速化で、条件・期限付承認制度の適用をうまく行うのは非常に大きな目玉になって、日本における薬品開発とかの非常に大きなステップになると思う。これは是非やはり大きく政治的に力を入れて検討していただきたいと思います。

最後になりますけれども、これはまだ民間議員同士でちゃんと検討しているわけではありませんが、税のインセンティブを特区にどう与えるか。これは以前から議論になりながら、なかなか難しい問題である。これも承知をしております。そこで、一つの考え方ですけれども、菅官房長官が総務大臣のときにお作りになったふるさと納税の仕組みを例えば、今度新しくできる特区についてはふるさと納税の枠を拡大するとか、そういう形でインセンティブを与える。そうすると、税収そのものには影響を与えることなく、やる気のある地域に対して税のインセンティブが付与されることになります。形を変えた一種のクラウドファンディングの変形だというようにも見るができると思いますので、これは我々でもこれからも検討しますけれども、今後こういう問題も提起させていただきたいと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 色々な特区が増えてきて、国家戦略特区だけではなくて、地方創生特区、また、近未来技術実証特区などが出ていて、大変前進していると私は思います。

私が一言言わせていただきたいのは、近未来技術実証特区についてなのですが、今までの特区は規制を緩和するとか突破するという話だったのですが、近未来技術に関しては逆に規制というか、法律を素早く作らなければいけないということです。特に実用間近なもの、例えば、自動走行自動車みたいなものは間もなく、世界的に公道を走るような時代が来ると思います。技術開発レースはゴールが見えてきて、世界は制度開発レースに移っているという意識が必要です。制度開発レースのゴールこそ社会への出口だからです。新技術にあった法律をいかに早く作るのかということに重点を置くべきだと私は思っております。例えば、運転免許証のような審査制度がありますけれども、自動運転システムにどうやって免許を与えるのかということとか、またはシステム自体の安全性審査で、最近、ヨーロッパなどが機能安全と言って、どうやって開発したかということ審査を言い出しているのです。これはいいものを作ればいいというのではなくて、どうやって誰が開発したのかの記録を付けるとか開発プロセスが基準を満足していないとヨーロッパは

## 【公表案】

走らせないとか、そういうことを言い出しているわけです。その審査する機関はヨーロッパにしかありません。この機能安全戦略で日本はヨーロッパに完全に押されています。それを日本でどうするか。それともう一つ、道路標識みたいなものもありますけれども、自動運転システムにとっては電子的な信号で伝えるとかした方がいい。速度制限もパカ正直に守ると交通を阻害するので、機械相手には別のルールが必要でしょう。あと、最悪の事故が起きたときに乗っている人間を救うのか、歩いている人を救うのかをどうやって判断するのかというようなこと、そういう電子の時代の法律を決めなくていいのか。そういうことになってくると、こういうものは特に日本はあまり得意ではないので、関係省庁がばらばらになっているところでいかに早くやって、公道を自動運転で走れるような法律が作れるのか。電子時代の法律を素早く再構成することが近未来技術では求められていると思います。

最後に、すごいことなのですけれども、今、近未来技術実証特区に手を挙げているところがたくさんあるのです。こういうものをやらせてくれというところからたくさん応募が来ています。あれに関しては、できることなら一定の条件を満たしたら、全部やってもいいのではないかと思います。また、米国などが特にやっているものがエキスポライズといって、最初からこういう研究を開発するからお金を出すのではなくて、開発に成功したところに賞金を出すという方式をやっているわけです。これは日本でできるのかということです。税金を賞金に充てられるのか。このあたりも近未来実証では検討する必要が出てくるのではないかと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 規制緩和の共通要素として、新技術などで世の中が変化したのに規制が追いついていないことが、本質的な問題だと思います。特にインターネットとICT。規制当局が最初に規制を考えるときから、世の中の変化が起こったときに当事者として、民が実際にやっていることに参画して規制を改正する、あるいは新規の規制を作る必要があると思っています。実は、今回、私どもの会社から世界で初めて自動制御ブルドーザーを出しました。自動制御するためには土木工事を三次元情報でインプットすることが必須です。ですから、本来ですと、アメリカで使う方が仕事が早いです。と言うのも、アメリカは三次元が普及しているのに対し、日本では二次元社会ですから、大変なのです。そこで、知恵を働かせて、ドローンを飛ばしています。三次元化しようとしても、人手の場合1カ月以上かかる作業が、ドローンを活用すれば、10分から15分で終わります。幸か不幸かこれは今、規制がないのです。ところが、私どもも企業ですから、もし、事故を起こしたら大変なことになるので、ものすごく慎重に進めているのです。関係省庁にも入っていただいて、一緒になって国益になるルール、規制を考えようと今、動いています。我々としては、早く規制ではっきりしていただきたい部分もありますが、そうかと言って、頭の中だけで考

## 【公表案】

えた規制を先に作られても困ります。世の中の変化に規制が追いつかないケースが、日本がガラパゴス化する大きな原因の一つです。今回のICTブルドーザーについては、日本で開発した技術、ビジネスモデルが世界に適用できるようにしたいので、是非最初の段階から関係する省庁の方々に入っていただきたいと思います。この件については、すでに国土交通省には入っていただいております。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

追加の規制改革事項につきましては、今通常国会への法案提出に向け、更に議論を深めてまいります。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上で、議事は全て終了いたしました。最後に、議長であります安倍総理から御発言がございます。

プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○石破議員 お願いいたします。

○安倍議長 本日も、熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。

安倍政権の改革に終わりはありません。残念ながら前国会では、国家戦略特区改正法案が廃案になりましたが、今国会では、更に充実・強化した内容の法案を提出したいと思っております。

今回提出する法案は、地方創生の視点から、地元のニーズを十分踏まえたものにしていく考えであります。前回の法案にあった公設民営学校の解禁や地域限定保育士の創設などに加えて、都市公園内の保育所の設置解禁や外国医師による診療範囲の拡充などとともに、農林水産分野を始めとする改革の成果を盛り込んでいきたいと考えています。

石破大臣と関係大臣で議論を深めていただき、この特区諮問会議で、法案をしっかりと取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○石破議員 総理、ありがとうございます。

会議を終了します。

次回の日程についてはまた事務局より御連絡いたします。

本当に御多用中、ありがとうございました。



## 第13回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年3月19日（木）17:33～18:00
- 2 場所 総理大臣官邸2階 小ホール
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	有村 治子	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
臨時議員	塩崎 恭久	厚生労働大臣
同	林 芳正	農林水産大臣
同	太田 昭宏	国土交通大臣

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1） 区域計画の認定について
  - （2） 規制改革事項の追加について
  - （3） 地方創生特区の指定について
- 3 閉会

## 【公表案】

### (説明資料)

- 資料 1 区域計画の認定について
  - 資料 2 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（案）
  - 資料 3 - 1 国家戦略特別区域の概要（案）
  - 資料 3 - 2 国家戦略特別区域及び区域方針（案）
  - 資料 3 - 3 指定区域のイメージ
  - 資料 4 国家戦略特区の第二次指定（地方創生特区の指定）に当たって（有識者議員提出資料）
- 

### (議事録)

○石破議員 ただ今より、第13回「国家戦略特区諮問会議」を開催いたします。

議事に入ります。

まず、区域計画の認定につきまして、資料1を御覧いただきたいと存じます。

今回は、3月4日と11日に開催しました東京圏及び関西圏の区域会議より認定申請があり、特に東京圏からは、外国人を含めた開業促進のための東京開業ワンストップセンターの設置について、申請がございます。

その他、都市再生や医療分野における規制等の特例措置として、東京圏で4件、関西圏で3件の申請があり、必要に応じ、関係大臣に御同意をいただいております。

それでは、本計画案につき、法第8条第8項に基づき、本諮問会議の意見を聞くことといたします。御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、速やかに認定の手続を行うことといたします。

次に、規制改革事項の追加については、資料2を御覧いただきたいと存じます。

前回の会議で提示いたしましたものから進展した部分を申し上げます。特に、2ページ目、(6)農業生産法人の出資・事業要件の緩和に係る検討の内容につきまして、農林水産省と合意をいたしました。これまでの閣議決定に基づき、集中取組期間内に特区での検討を進めてまいります。

また、3ページ目の(8)及び4ページ目の(9)につきましても、内容の深掘り、項目の追加などをいたしたところであります。

説明は以上であります。これらの規制を所管する大臣より、順に御発言をいただきたいと存じます。

厚生労働大臣、お願いします。

○塩崎臨時議員 昨年の臨時国会へ提出いたしました国家戦略特区法の改正案に盛り込まれていたものに加えて、iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁、臨床修練

## 【公表案】

制度による外国医師の受入れ可能な診療所の範囲の拡充、地域限定保育士の試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする特例の新たな特例措置を今国会に提出予定の改正案の中に盛り込むことといたしました。引き続き、各分野の規制の特例措置が適切に活用されるよう取り組んでいきたいと考えております。

○石破議員 ありがとうございます。

農林水産大臣、お願いします。

○林臨時議員 当省関連では、初期メニュー4項目に加えまして、今回、漁業者の法人化・協業化、民有林の経営環境の改善を促進する特例措置を追加することで、農・林・水の特例措置が出そうこととなりました。

これらを通じて特区の取組の推進に協力するとともに、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく取組を実行していく中で、各地域の取組をバックアップしてまいりたいと思っております。

また、農業生産法人については「日本再興戦略改訂2014」などに即して、区域会議からの提案も踏まえ、引き続き、検討してまいる所存でございます。

以上です。

○石破議員 国土交通大臣、お願いいたします。

○太田臨時議員 国土交通省としては、女性が活躍できる環境整備に資するため、都市公園への保育所等の設置を可能とする特例を国家戦略特区法改正案に盛り込むこととしております。この特例措置が適切に活用されるよう、国土交通省としても協力してまいります。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、各議員より御意見を賜りたいと存じます。

どうぞ、挙手にて御発言ください。

八田議員、お願いいたします。

○八田議員 ただ今各大臣から御説明がありましたように、各省の御協力で新たな改革事項が盛り込まれたことをお礼申し上げます。特に農業については、前から農業生産法人の出資事業要件については、特区では何とか集中取組期間に風穴を開けたいということでしたが、これを検討することにしていただきまして、ありがとうございました。

私は、本日のリストにまだ入っていない改革課題で、今、滞っているものを一つ例示させていただきたいと思っております。それは、遠隔地の患者に対する薬剤師の処方箋薬の説明に、テレビ電話を利用するというものです。

医者は、診断を原則対面でしなければなりません。今では、離島の患者にはテレビ電話で診療できることになっています。しかし、薬剤師の場合には、テレビ電話による処方箋薬の説明は許されていません。このため、離島に住む動けない患者には、薬剤師が島に行って対面で説明して処方薬を渡さなければなりません。テレビ電話を使って説明することの利点は明らかなので、私が座長を務める国家戦略特区ワーキンググループの場で、厚生労働省の担当官に、そうすることの弊害を伺ったところ、二つ挙げられました。一つは、

## 【公表案】

患者の匂いを嗅げない、もう一つは、家の隅に前回の余った薬があることが家に実際行ってみれば分かるが、テレビ電話では分からない。他には、思いつかないらしいのです。これについてのワーキンググループの議事要旨がそのうち出ます。こういう無理な言い訳を言わざるを得ないのですから、担当官も、テレビ電話を禁止する理由がないことはよく分かっているのです。しかし、周りからの圧力が大変なので、理由はなくとも、対面原則を崩したくないのだと思います。これは、典型的な岩盤規制の例です。政務の御判断を仰ぐ前に、論点整理のための追及をできるだけしていきたいと思います。そういう状況のものがまだ他にもございます。

以上でございます。

○石破議員 貴重な御意見をありがとうございました。

他にございますか。

竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 私は昨日ドバイから帰ってまいりまして、そういう会議に出ると必ず特区はどのように進捗しているのかという意見を聞かれます。

今回、先ほど石破大臣の話にもありましたけれども、東京で開業ワンストップセンターが出来ました。そして、これからですが、近未来技術の特区、つまり、新しいテクノロジーのテストベッドになるようなまちをつくります。これは大変よく理解されます。来週またニューヨークとワシントンでそういう会議がありますので、我々としても機会があるごとにそういう発信を是非していきたいと思います。

しかし、同時に必ず聞かれるのは、農業に株式会社が参入できるのかという例の問題でございます。要するに、農業生産法人の要件の話。これは農業そのものの問題もありますけれども、それ以上に、改革に対する日本の本気度を見る、リトマス試験紙みたいに見ているところが少なくとも海外の投資家からはある。

今回、特区でそういうことを集中取組期間にやっていくということで、私たちも決意を新たに是非検討していきたいと思いますので、総理からの強い御支持も是非お願いしたいと思います。

もう一点申し上げたいのは、色々な改革のプロジェクトが進んでおりますけれども、特区のプロジェクトの非常に大きな特徴は、ワーキンググループがあって、ほとんど毎日のようにヒアリングをしながら各役所との交渉をしている。そのワーキンググループのメンバーには、八田先生や八代先生のような改革の専門家がおられて、坂村先生のような技術の専門家がおられて、私たちはその報告を聞くのですが、これはさっきの薬の話のようにこんな規制をまだやっているのかとびっくりするような話とか、一方で、技術などでこんなに面白い話があるのかという話が盛りだくさんなのです。そういうものの素材から次の改革テーマを選んでいかなければいけないと思いますので、さっきは八田先生がその一端を御披露くださいましたけれども、少しそういうものをまとめて総理の前でお話をする機会を作らせていただければ、今後のためになるのかなと思います。

## 【公表案】

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

他にございますか。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 新たな規制改革事項を盛り込んでいただきまして、いずれも非常に重要なテーマですので、とても良かったと思っております。特に農業生産法人につきましては、出資要件が緩和されたことは大きな成果でありまして、5年後に見直しというのもあるのですけれども、もう早速、来年度にも動きがありますように期待したいと思います。

○石破議員 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本案につきまして、本諮問会議の取りまとめとしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 ありがとうございました。

御異議なしということで確認させていただきました。

それでは、本取りまとめに基づき、法案の提出等を行いたいと思います。関係各大臣におかれましても、引き続き、御協力をお願いいたします。

続きまして、資料3-1、地方創生特区の指定についてであります。

国家戦略特別区域法第30条第1項及び第3項の規定により、国家戦略特区の指定及び区域方針について御議論いただきますが、前回の諮問会議やワーキンググループの議論を踏まえた案をお示ししております。

地方創生特区の指定、すなわち国家戦略特区の第二次指定を行う区域の案といたしまして、秋田県仙北市、宮城県仙台市及び愛知県の3地域を考えております。

まず、農林・医療ツーリズムのための改革拠点を目指す秋田県仙北市は、市内の6割を占めます国有林野を思い切って民間に開放し、放牧利用や無人飛行の実証に活用するとともに、温泉地などの医師不足解消のため、外国医師の診療所での診察を解禁します。

また、女性の活躍や社会起業のための改革拠点を目指す宮城県仙台市は、NPOを含めた起業手続を迅速化するとともに、地域限定保育士試験の実施など、被災地からの新しい経済成長モデルを構築します。

さらに、産業の担い手育成のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点を目指す愛知県は、公設民営学校の解禁や農業委員会改革を通じ、地方創生の拠点としてのみならず、東京圏や関西圏とも競争できる地域となることが期待されております。

それぞれの区域ごとに目標や政策課題、実施が見込まれる事業や規制改革事項を整理しました資料3-2及び資料3-3も御覧いただき、御議論を賜りたいと存じます。

有識者議員から資料の提出がございましたので、八田議員より御説明をいただきます。

## 【公表案】

○八田議員 それでは、資料4に基づきまして、有識者議員のペーパーを御説明いたします。

前半は、第二次、第三次の指定についてです。

まず、今回候補になりました仙北市、仙台市、愛知県は、大変高い志とやる気を持った区域であります。しかし、他にも例えば、徳島県などは、提案する規制改革事項が実現される方向となれば、速やかに第三次指定の対象として検討すべきであろうと考えております。

次に、現在、精力的に開催しております近未来技術実証特区検討会においては、ドローンだとか、自動走行などに関する規制改革事項が提案されています。これは、電波法とか航空法、道路交通法等の改正に関するものですが、このような改革がまた実現されましたら、安全面の一定の代替措置を前提に、原則、こういう提案をしているところの全ての区域を、例えば、ドローン実証特区という形で指定していくべきではないかと考えております。こういう新しいタイプの特区については、区域ごとの具体的な連携方法や区域会議のあり方などについても、改めて早急に検討、整理すべきだろうと考えております。

さらに、自治体や民間からの新たな提案募集を今春4月か5月を目途に受け付けて、より大胆な規制改革の提案を積極的に取り上げていきたいと思っております。

後半は、昨年3月末に第一次指定した6地域に対する1年目の評価の必要性についてです。これら地域では、既に全体で13回の区域会議が開かれて、50もの事業が認定されており、大変大きな成果を上げていると思っております。しかし、これら6区域ごとの状況を比較した場合、区域によって、事業の進捗、規制改革の実現のスピード感に差が見られるのも事実です。例えば、養父市は、国家の岩盤規制改革を地方がさまざまに提案して担っていくという気概がありまして、大変重要な役割を果たしておられています。また、東京圏も、以前色々言いましたけれども、今では他地域と比べても非常に積極的にやっておられ、リーダーシップを持って国家戦略特区を推進しておられると思っております。

他方、かなりスピードが落ちている、あるいはほとんど何も進んでいない地域も、特に名前は挙げませんが、散見されます。したがって、1年たったことを機に、これら6区域の改革の成果を早急に評価いたしまして、事業の進捗等が遅れている区域については、本諮問会議としても、指定の取消しも含めた厳格な対応を図っていくことを検討すべきではないかと考えております。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、御着席順で竹中議員からお願いいたします。

○竹中議員 まず、今回の三つの候補は大変適切な選択のプロセスにあると思っております。今、八田議員から発言がありましたように、特区の指定から1年たつわけですから、本当にこれは首長のパッションというか、やる気次第なのだなと改めて思います。しっかりとレビューする過程に入っていきたいと思っております。

## 【公表案】

その上で、1点だけ申し上げたいのですが、そもそも国家戦略特区を始めるとき、二つの概念を我々民間議員として出しました。一つは、東京、大阪でイメージされるグローバル拠点となるような大都市圏の特区、もう一つは、さまざまな地域、特色あるものをつなぐバーチャル特区という言葉はそのときは使ったわけですが、それでとりあえず、去年、6地域を指定しました。その後、地方創生特区という言葉、そして、近未来技術実証特区という言葉、それぞれに有益なものですけれども、出てきまして、概念整理と言いますか、どういう形で特区を取りまとめたらいいかということの整理を一度ここでしなければいけないのかなと思います。例えば、バーチャル特区という言葉を使うほうがいいのか。その中の一つとして地方創生があるのか、全く別なのか。そういう言葉を使わないのか、いいのか。それをやることによって、今回、とりあえず、三つの地域を候補に挙げておりますが、その次のさらなる指定をどのような概念で、どのような数をすればいいかという議論につながっていくのではないかと思います。このような概念整理を是非民間議員で議論させていただいて、次回の諮問会議等々で意見を申し述べたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○石破議員 ありがとうございます。

坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 今回の二次特区の指定対象地区になっているところ3地域は分野も範囲も広く、実現性も高く、良いと思います。

ただ、最近、特区に対する関心が高まってきたところで、規制を突破するだけでなく、これをしたらこうなるというのが割と直感的で分かりやすく、経済的にも効果が大きいようなところが応募してきており、時期的にもそういうところも追加できないかと思えます。例えば、具体的に名前を出したほうが分かりやすいから言いますが、佐賀県に鳥栖市というところがあるのですが、そこは九州のちょうど真ん中あたりで、交通の便が縦軸と横軸が交わっているところで、土地に対する需要が明快に存在しています。例えば、似たようなところでフランスにリールという都市があるのですが、そこは繊維業で有名なところだったのですが、繊維業がダメになってしまった。ところが、物流の観点で見るとちょうどヨーロッパの中心で、どこにも近いというところであったために、交通の便を生かして、フランスはリールを通信販売の一大拠点に変えたのです。その結果、今、経済的には重要な地域になっているのです。

どういうことが言いたいかというと、全体の国土のグランドデザインの観点から地理的に交通の要所というところがあった場合、そこが単に農地になっていていいのかということがあって、そういうところは速やかに転換させて、国や九州全体をどうするのかという経済発展のためのサービス拠点としたほうがいいのではないかと。そういう重要な地域は、地理的観点から、やはり国として戦略を持って他のことに転換させていくようにしたほうがいいのではないかと思います。

もう一つ、面白いものとして、和歌山県、鳥取県と関西広域連合の提案を見ると、離れ

## 【公表案】

ているところが例えば、遠隔医療でもって、鳥取でロボット手術の技術で非常に優れたダ・ヴィンチの名手の先生がいらっしゃるのですけれども、そういうところが組んで遠隔医療をやろうなどという提案が出ているのです。今までの特区はどこか1カ所ですね。ですから、二つ離れているところが広域で連携するということを高評価して、認めるべきではないかと思いました。これは近未来技術実証特区と非常に関係があります。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 第一次指定の六つの特区が1年たって、それぞれの評価が必要になりますので、私からはその評価のあり方についてのコメントをしたいと思います。

特区というのは地方創生の重要な施策で、今、地方創生が国会の予算委員会などでテーマになっていますから、私は時間をできる限り割いて、予算委員会のテレビ中継を見ております。相変わらず全般的な議論をされているなどと思うのが、「地方が自由に使える金を渡せ」という政治家が少なくないことです。こういう方々にお金を渡したら多くの場合、行政部門の意志決定だけで実行できる箱物を造るために使われます。もちろん公共工事をやっていただくと、私どものような、それに関連する企業は助かるのですけれども、お金を使わせろという前に知恵を出すことの方が大事です。同じ政治家同士でそういうことをはっきり言うことは難しいかもしれませんが、コンサルに丸投げするのも論外です。知恵を出したところに金をつけるということは、石破大臣も機会があるごとにおっしゃっているので、それはやっているはずなのですが、1年たったところで見直すときに、首長自らどのぐらい関与しているかが重要な点の一つだと思います。会議をやると副知事しか出てこない。これも論外だと思うのです。民間を巻き込んだ具体的なことをもう既に実行しているかどうかということだと思います。

今回、地方創生のために中央官庁から色々な人材を派遣するという話がありますけれども、是非民間人材もそれぞれ、その地方で必ず採用するよう要請していただきたいと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 新しく指定される候補となっている三つの地域につきましては、私も賛成であります。過去に既に選ばれた地域も含めてですけれども、三つのタイプがあると思っております。

一つは、世界と戦って一番になることを目指すことのできる東京のような地域。

もう一つは、地方で典型的と言っていいのだと思いますが、人口が減っていったり、経済が縮小していく中で、養父市のように何か輸出したり、あるいは観光を振興したりすることで外部経済を取り込んだり、また、地域のインフラ維持について手法を見出したりす



## 【公表案】

るようなタイプ。このタイプは個々の課題について成功事例をつくれば全国に展開し得るものだと考えております。

もう一つのタイプが、地方で、近未来技術実証特区のように、これをやっているのだと旗を上げれば、世界中の技術、あるいはプレーヤーがその地域に集まってくるようなタイプ。こういう三つがあると考えております。これらのタイプを混ぜずに、めり張りをつけて私たちもモニタリングやレビューをしていきたいと考えます。

既に選ばれた地域については、国策を背負ってやっているのだという意識を強く持って取り組んでいただきたい。取組が遅れているところに対しては特に希望いたします。

次の指定も早目にできるといいと考えております。

以上です。

○石破議員 誠にありがとうございました。

それぞれ有益な御意見をいただきまして、私どももよくフォローしてまいります。御意見につきましては、議長一任とし、国家戦略特別区域を指定する政令案及び区域方針に反映させたいと考えている次第でございます。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 ありがとうございました。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、本日予定された議事は全て終了いたしました。

安倍議長から最後に御発言をいただきますが、プレスを入室させます。少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、安倍議長から御発言をいただきます。

○安倍議長 本日、昨年末の選挙でお約束をした地方創生特区の第一弾として、3地域を決定しました。この地方創生特区が全国の地方創生をリードするモデルとなることを期待したいと思います。

秋田県仙北市は、市内の6割を占める国有林野を民間に開放し、放牧やドローンの実証を行うとともに、外国医師の診療所での診察を解禁するものであります。

宮城県仙台市は、女性の活躍や社会起業の拠点として、NPO法人も含めた開業手続を迅速化し、地域限定保育士を導入することとしています。

教育や農業分野での岩盤規制改革を断行する愛知県を含め、地方創生特区第一弾のこれら3地域に対しては、手続の簡素化や専門家の派遣など、最大限の支援を行いたいと思っております。

また、都市公園内の保育所の設置解禁や外国医師による診療範囲の拡充など、今回の法案に追加する規制改革事項を決定しました。これらを盛り込んでパワーアップした法案をこの国会に提出いたします。

さらに、近未来技術の実証を含め、大胆な規制改革提案を募り、年内できるだけ速やか

【公表案】

に地方創生特区第二弾を実現したいと思います。

○石破議員 報道の皆様、ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○石破議員 お時間となりました。大変有意義な御意見をありがとうございました。議長のもとでまた取りまとめまして、推進してまいりたいと存じます。

次回以降の日程につきまして、後日連絡をさせていただきます。

ありがとうございました。